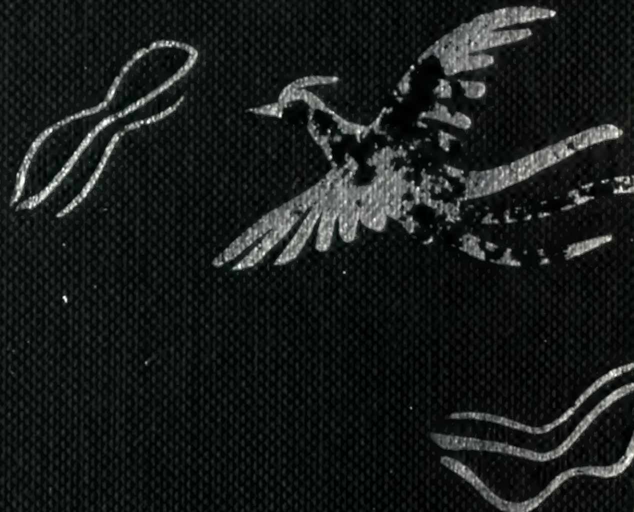


文學士　矢野太郎編

國史叢書

吉田物語　二

國史研究會藏版

文學士 矢野太郎編

國史叢書

吉田物語 二

國史研究會藏版

例言

一、本書は吉田物語第三卷より、第十一卷迄を採收す。

一、語尾を補ひ、反讀を讀下しに改め、通讀の平易を計れること既刊の讀書に同じ。

目次

吉田物語

卷第三

卷第四

卷第五

巻第六

巻第七

巻第八

巻第九

卷第十

巻第十一

目次終

吉田物語 巻第三

大内義隆雲州御發向の事

義隆出馬

天文巳〔十カ〕年四〔正カ〕月十三日夜中、尼子晴久藝州吉田より敗軍の以後、藝州衆は申すに及ばず、備・石・雲の國衆晴久に心を放し、大内義隆公雲州發向に於ては、御先手仕り忠節を抽づべき旨、陶中務方迄使者を以て申し入れ候面々には、三吉修理亮・福屋式部少・高野山久意・三澤三郎右衛門・三刀屋彈正右衛門・本庄越中守・宍戸大炊助・河津民部右衛門・吉川治部少・山内新右衛門・宮若狹守・古志淸右衛門・出羽主膳以上十三人なり。宍戸は尼子の一門たりと雖も、晴久へ遺恨の仔細これ有りて此の如し。さるに依りて、義隆公雲州發向の御談合一決して、天文十一年七月十一日、義隆公山口を御出馬なり。然らば御養君介殿を御後見候て御先手成さるべき旨、義隆より元就

公を御頼み候へども、氷上太郎隆弘御事は眼前の御伯父なれば、諸人の尊敬他に異なり、殊に智謀これ有る人體に御座候間、是非隆弘に仰付けられ然るべく存じ奉り候由、達て仰せ斷られ候に付、御先手介殿、御後見氷上太郎殿に仰付けらる。豐前・筑前の衆は下目の押として一人も供仕らず、防・長御譜代衆には氷上太郎隆弘・杉伯耆守重矩・陶中務少隆房・同安房守隆滿・內藤下野守興盛・同彈正忠隆世・杉入道宗春・同民部少・同宇左衞門尉・同勘解由判官・同治部少・同十郎・右田左馬助・冷泉判官・弘中參河守・同中務少・仁保右衞門大夫・靑景越後守・三浦將監・毛利與三・問田掃部介・同紀伊守・天野殿・黑川近江守・岡部右衞門・淸ノ四郎・豐田美濃守・狩野入道・弘中右衞門大夫・江良彈正・鷲頭・朝倉・椙杜・町野・神代・桑原等、都合一萬五千の人數を引率し、安藝の國府に著陣し給へば、毛利右馬頭元就公・同備中守隆元公・宍戸雅樂守隆家・平賀太郎左衞門尉隆宗・吉川治部少興就・天野六郎・熊谷兵庫・同平藏・香川左衞門尉・山縣筑後守・今田上總介・三須筑前守・飯田越中守・己斐入道・新里宮內少、備後國衆には小早川又太郎正平・三吉修理亮廣隆・宮若狹守・同左衞門尉・山名宮內少・高野山入道休意・久

熊谷直續
討死

代修理亮・蘆原藤左衛門・佐々木新右衛門・池上佐渡守・多治女藏人・志賀太郎兵衛等馳せ來りて各〻供仕る。 夫より石州出羽の二山へ陣を移されければ、吉見大藏大夫正賴・益田越中守藤兼・福屋式部少隆包・佐波常陸守隆實〔秀カ〕・小笠原長雄・同彈正少弼・本庄越中守・羽根彈正・都野駿河守・平岡大藏大夫・久利淸六兵衛・同左馬助・吉川和泉守・周布彥次郎・都野參河守・河上の一族馳集り、旣に其勢雲霞の如し。 津賀の渡には杉入道宗春船橋を架けられければ、總勢安々と之を渡り、其日は津賀に御著陣なり、件の如し。

赤穴の城明渡しの事

同年〔六カ〕八月七日、赤穴の城攻めらるべきに諸將談合これ有る處に、熊谷平藏直續手勢二百足らずの人數を召連れ、赤穴の在家に放火仕り候。 之に因つて城主右京自身五百計り突懸り、平藏打負け討死す。 同十八日元就公御著陣にて、津賀の渡東の地へ陣取り給ふ。 翌十九日彌〻又赤穴攻めらるべきに相極り談合なり。 廿三日早天よ

赤穴落城

り總軍押寄せ、同廿七日卯の刻總勢関を作り、唯一時に拔破れと攻めける處に、赤穴右京勇士なれば、度々突出づる。堅固に城を守る故、寄手攻めあぐみ候處に、此夜城中より降參し、城を明渡し、雲州へ引退く。急に降參の趣は、陶攻口にて右京フヱ〔喉イ〕を射られ、城へ引取り死する故、妻子を助くべき手立なり。此方手負・死人一千これあるなり。九月中は由の木御滯留、其後三あやが峯へ御陣替なり。

菅谷口并洞光寺合戰の事

大内勢の軍謀

天文十二年正月廿日、義隆公御父子、宍道の宇彌地山へ御陣を寄せられ、爰にて諸將評議の時、義隆公別して御目を縣けられ候田子兵庫、後には豐後守と云ふ者、富田の向經良木山へ御陣寄せられ、急に御取詰め然るべしと達て申す。元就公再三入らざる儀と仰せられ候へども、兎角と之有り、其議に御同意成され、同二月十二日經良木山へ御陣を寄せられ候。陶中務は經塚に陣を取り、翌十三日より足輕迫合始め、三月上旬迄矢軍之有り候へども、はかばかしき合戰は之無く候。同月十四

菅谷の合戰

洞光寺の合戰

日元就公御手勢内藤下野守人數、菅谷へ相働き、城より牛尾遠江守・川添美作守一千餘にて出向ひ戰ふ。下野守家中勝間田孫七郎首を取り高名す。御家來にも山縣四郎三郎分捕り仕り、御感狀下され候。同三月中旬、平賀太郎左衛門隆宗・益田越中守藤兼、五百計りの人數にて、金尾の洞光寺へ相働く。此洞光寺は、晴久曾祖父菩提所なれば放火すべしと思ひ、尼子式部少・同弟左衛門大夫二千計りにて打出で相戰ふ。平賀華かの出立にて候故、目懸り候に付、既に討死と見る處に、吉川治部少横合より助け懸り、突崩し相引に引取り候。平賀萬死を逃れ、我が陣に歸るなり。

元就公南方秋山を救ひ給ふ事

同月下旬、義隆元就公を召して、備・石・藝の國衆八幡山に陣取り居り候。城兵定めて彼等陣へ働くべし。敵働くに於ては御押へ有るべき旨仰渡さる。之に依りて一千餘の御人數にて、八幡山宮の尾と申す所へ、御陣を替へられ候。然る處に、富田川の向ひに、河本彌兵衛と申す侍の明退きたる屋敷あり、此屋敷に南方出羽守・秋山

八幡山宮の尾の合戰

信濃守雜兵三百計りにて陣取り居る。其節雨降り、富田川の水出で候を見て、城中の者共能き折柄と存じ、大西十兵衞・本田豐前・立原備前守抔申合ひ、彼河本屋敷へ押寄せ之を攻む。南方・秋山手强く防ぎけれども、多勢の敵なれば相叶はず、兩人共討死に極り候處に、元就公是等の趣御覽成され、御救遊さるべしと思召され、河端へ御馬を出され候へども、大水なれば御無用の由、再三御異見申し候へども御承引なく、眞先に御馬を河水に御打入れなされ御渡り成され、富田衆を突立てられ候。城中より樣子を見て、味方討たすなとて、諸方一時に討下し、思ひ〳〵に駈出づる。大内勢も元就討たすなとて、諸勢一度に川を渡るを見て、城兵皆引退く。元就公御鋒先を以つて、南方・秋山死を逃れ候なり、件の如し。

鹽谷口の合戰

鹽谷口合戰の事

同四月十二日、元就公・隆元公富田城下鹽谷口へ御働成され、御引取り遊され候刻、城より人數を出し喰止め候。其節元就公御馬を返され、御合戰御座候。高名の衆多

尼子氏の變心の士再び尼子を助く

くこれ有り、首註文御寶藏にこれ有る由に候。之を記さず候。國司右京亮太刀打高名仕り候故、御兩御〔衍カ〕判の御感狀下され候事、其後御馬を納められ候事。

大内義隆御敗軍の事

同年、義隆公富田の向ひ經良木山へ御本陣を居ゑられけれども、城中多勢なれば急に御攻崩し相成らず、數日御滯陣候へば、通路むづかしく相成り、糧米運送不自由にて、諸勢迷惑仕り候。此節備・藝・雲・石の先方衆心變りし、以前の如く尼子方へ屬し、義隆を討果たすべき由相談仕り、城中へ申し入れ候へば、晴久大きに悦び、四月晦日一千餘の人數にて、富田川を阻て備を立て候。兼ねて約束の事なれば、八幡山に陣取りし山名宮内少・三澤三郎左衛門・三刀屋、其外備を出で河を渡り、迫合を始むる體に仕り、一番に山名宮内、富田の城へ駈入り、續いて各〻城中へ駈込み、敵に成り候に付、大内勢力を落し騷立つと雖も、杉・陶・内藤、其外歷々の者なれば、軍使を廻し踏靜めて、五月二日より諸所に於て小迫合抔有り。然れども此度は糧米乏し

義隆父子退却す

介殿持晴戰死

元就殿して退く

ければ、御長陣相成るまじ。先づ御歸陣有りて兼ねて毛利勢を催し、御催促御退治然るべしと相談相究り、五月七日の曉、義隆公御父子經良木山より湯谷へ下り給ひ、義隆公は陸地、御養君介殿は船路を御退き成され候。冷泉判官本船に居られ、端船を御迎に差出し候へば、介殿則ち御乘船成され候處に、敗軍の事なれば、御召船の用捨もなく、御船に馳乘り、其上舷に大勢取付き、御船出し候儀相成らず、櫓櫂を以つて取付き候者共の手を討放し候へば、一方へ片づり御船沈み、介殿を始め奉り、船中の者共一人も殘らず水に溺れ死に申し候。冷泉驚き、漸く御死骸を擔がせ取上げ罷り歸り候。此介殿と申すは、土佐一條大納言房家卿の御若君なり。義隆姉君の御腹にて甥子なれば、三歲の御時より御養子に成られ、今年十一歲に成り給ふ。陶・杉・內藤其外義隆公の御供にて、白潟へ廻り御開陣なり。附、元就公・隆元公、宮の尾より星かみと申す山より、熊野谷御通り成され、御退陣成され候處に、御陣山尾頭へ敵付送り候を、各々切拂ひ、御退き遊され候。內藤九郎左衛門・波多野源兵衛・三戶與五郎・井上源右衛門討死仕り候。井上與三右衛門・三戶五郎右衛門・赤川又五郎手

晴久備後府野を攻む

元就大内勢を救援す

柄仕り候。御父子樣、御兩判の御感狀之を下さる。夫より石州羽根長福寺に、五日御滯留遊され、異儀なく吉田御歸陣成され候。此時長福寺住持、源賴朝公御祕藏有りし満連〔運カ〕社矢違の御札守、竝に畠山六郎左衞門尉正判軍配の書、元就公へ進上申され候。此札守御所持遊され候て、數度の御難儀御凌ぎ候由、申し傳へ候事。

備後府野合戰の事

天文十三年七月下旬、尼子晴久七千餘人を率し、三吉修理亮廣隆を攻むべき爲め、城より三里北鄕の川を隔て、府野に陣を取る。雲州へ隨はずして、大內殿御味方仕るに付斯の如くに候。元就公聞召され、福原左近將監貞俊・兒玉三郎右衞門就忠を大將となし、其外歷々の衆仰付けなされ、一千計り、七月十六日各、吉田出足仕り候。左候へば、三吉悅び使者を以つて一禮申通ず。明日の御防戰は福原・兒玉御先手仕るべきの通り申込み、夜中より打立ち、廿八日辰の上刻、敵の陣所近く押寄せ、雙方相戰ふ內、三吉川の霧深く、殊に場所不案內故、進退自由ならず、大方討死す。福原・

晴久敗す

府野崩

兒玉兩人も手負ひ申され候。此段修理亮見受け、取る物も取敢へず、五百餘の人數にて切つて出づる。尼子方には早天の陣に勝利を得、三吉小身なれば合戰相成るまじくと油斷の處へ討出で、何の造作もなく、雲州の大勢切崩し、數百人討取り、勝利を得候。此合戰を御當家にては、府野崩と申し傳へ候事。

竹原又四郎殿小早川家御相續の事

竹原又四郎小早川家を繼ぐ

小早川又太郎正平は、天文十二年五月七日、大内義隆雲州敗軍の節、大内殿へ屬し、雲州退陣の處、同州の鵜巣川にて一揆追駈け討死に候。又鶴丸と申す嫡子之有り候へども、眼病相煩ひ、盲となられ候に付、家老共申し談じ、竹原又四郎殿、正平娘と婚禮を調へ、本家を相續させ、竹原の領地をも本家へ一處に仕り然るべしと相談し、元就公へ此段申上げ候處、御分別を遂げられ、家老共相談仕り取立て候事。

毛利次郎殿吉川家相續の事

元春吉川家を繼ぐ

吉川治部少輔興經實子之なきに付、元就公御次男次郎殿御事、興經御事從弟なれば、養子に申請けたきの由、此御方へ使者を以つて願ひ申され候。元就公聞召され、御心入忝きの通り御領掌にて、天文十六年の秋、御契約相濟み候。興經滿足にて、翌十七年三月〔十九年二月六日ノ誤カ〕に、次郎殿御事、新庄の小倉山へ御入陣候。興經隱居し、布川と申す處に屋敷を構へ、住居なり。吉川代々什物を元春へ引渡し、上下悅び大方ならず候事。

元就公山口御下向の事

元就山口へ下向す

大内氏毛利氏と嫁娶

元就公・隆元公・兩川殿御同道遊され、天文十七年八月三日吉田を御出馬成され、防州山口御下向候。熊谷伊豆守・香川左衞門尉・飯田越中守・飯田筑後守・山田・羽仁・己斐、此衆中も元就公御下向承り、幸に御一同に罷下り、大内殿御見廻として、山口罷下り候。義隆御機嫌にて、種々の御馳走之有り、各〻へは御暇下され候。元就公御父子御四人へは、御滯留有るべきの由仰出され御滯留の處に、内藤下野守興盛

の息女を、義隆公御養君に遊され、隆元公へ御緣組の儀仰懸けられ候。元就公聞召され、忝く存じ奉るの通り御領掌の御請仰上げられ、御首尾好く御緣組相調ひ候。又吉川殿御事、尾張守と御兄弟の御契約有るべしとの儀にて、是又向後御兄弟の契約相整ひ候。茲に因つて元春公より、吉光の御脇差尾州へ御引き成され候。陶よりは天下無雙の名馬近江黑と申す馬を進上申され候。此馬は、江州六角殿より公方義昭公へ獻上申され候を、義隆公御拜領有りて、豐後陶に成〔下カ〕されたる馬なり。左候て、御首尾好く御暇進らせられ、御父子御四人、御一同に御歸國遊され候事。

元春陶尾張と相誓ふ

備中猿懸合戰の事

天文十八年正月に、備中の住人三村修理亮家親方より、同國穗井田を討果され候條、元就父子・小早川・吉川加勢候樣にとの儀、山口へ使者を以つて願ひ申され候。義隆公聞召され、少々御用捨の儀も之有り候へども、吉川・小早川同道之有るべく、三村へ御加勢頼み思召すの通り候故、元就公御父子樣・吉川元春・小早川隆景・宍戸

毛利勢三村修理亮を援く

隆家御同道、同二月上旬備中へ御出馬成され、伊末伴原へ著陣し給ふ。三村家親一千餘人を率し、猿懸へ働き、城下民屋燒拂の節、城より穗井田治部少輔人數を、二手に分けて相戰ふ。三村打負け引退く。此時御本手衆志道守三郎・桂新五右衞門・臼井藤三郎取つて返し討死する。穗井田彌、競ひ懸つて、吉川殿御旗本へ突懸る。元春二千餘人、二手に分れて相戰ふ。吉田の精兵共横合に射立てければ、穗井田相叶はず退散し、御勝利を得られ、御三家共に御馬を入れられ候。其後穗井田事御詫言申し、防州の御味方に成り候。諸事元就公御調略を以つて、義隆公御味方に招かれ、三村・穗井田舊年の宿意も和睦仕り候事。

井上元兼成敗仰付けらる

井上河内守元兼御成敗の事

天文十九年七月三日、河内守御成敗なり。一族共數人之有り候へども、悉く同日御罰を仰付けられ候。助け置かれ度き族共をば、前廉他所へ御使者遣され、居合ひ申さす、斯様罷出で候歷々の衆もこれ有り候へども相知れ申さず候。河内守科の儀

成敗の理由

は、手柄旁、又一族共繁昌仕り候故、奢り候て御下知をも輕んじ、諸事無作法これ有る衆と、舊記に相見え申し候事。

吉川興經討果さるゝ事

吉川興經討たる

同年九月廿七日、吉川治部少興經を、熊谷信直・天野隆重兩人に仰付けられ、興經居城小倉山をば元春様へ讓り、領分の内布川と云ふ所へ隱居し、引込み居られ候を、兩人討果し、御本手より討手には、兒玉小三郎・赤川又四郎・作間源七郎・轉四郎右衛門・富落新五郎五人遣され、何れも手柄仕り候事。

吉川興經以來の系圖

吉川家の系譜

吉川伊豆守國經、嫡子少輔元經（此元經は弘元の壻なり、備後赤尾にて討死）・二男大塚大藏大夫・三男伊豆守經世・四女福屋數兼室・五女妙玖寺様なり。元經嫡男治部少輔興經・二女武田光和室・三女今田光頼室・四女小笠原長雄室なり。

大内家由來の事

大内家の元來は、百濟國の帝王第三の太子琳聖太子是れ元祖なり。東夷に三韓あり、馬韓・辰韓・弁韓なり。百濟は馬韓の類なり。元百家を以つて政を濟ふ、故に百濟國と號す。帝王の姓は余なり。然らば余障王第三の太子琳聖、日本・百濟の和を結ぶべき爲め、人質として日本に渡海す。人皇三十四代推古帝、十九年辛未二月朔日、御船周防國多々良の濱に著岸有りしより、大内畑へ移らせ給ひ、大内寺に御所を建て、居住し給ふ。之に依りて姓は多々良、在名を以つて大内と號す。太子の御嫡男正恒より義隆迄廿七代なり。然れども舊記には、廿六代と之を記す。大森盛見の御舍弟弘茂、御家督ありて四年目に逝去、代を持盛に讓り給ふ。持盛代を繼ぎ給ひ、三年にして逝去し給ふ。刑部少持世家督なり。弘茂幼年の間に、盛見陣代相勤められ候に付、此代を除き候。爰に古老の物語あり、左に之を記す。盛見陣代を所勤の時、御旗本は申すに及ばず、分國中の諸士、盛見の嫡子を尊敬して、總領家を輕く

冷泉氏の來由

す。さるに依つて盛見、自分の嫡子を船遊と號し、小郡へ遣し、船を水底に沈めて失ひ申され候。夫よりして諸士總領家を尊崇し、大内の家全し。類稀なる臣下と、天下に名を殘さるゝ。又冷泉氏は、大内義弘公の五男弘正の末孫なり。さるに依つて冷泉判官隆豐父、民部少輔興豐迄は、名字を大内と名乘る。然る處に、大内の一門に大身多く、同名の威勢を以つて、屋形の威光を一入奪ふに付、或る時興豐、大内一門の同名衆を私宅に招き、只今の通りに、各〻大内の御名字を穢され候時は、屋形の御威光も薄くなり、往々御爲め然るべからず候間、御名字を差上げられ、御在名に御改めなされ然るべく存じ候。我等も小身には候へども、御名字を穢し居り候間、御同姓を差上げ、母方の名字冷泉に改め申すべしと申懸け候へば、各〻も尤もと同心仕り、皆在名と成り、興豐も母方公家の冷泉家に相改め、名字を冷泉と改む。斯樣の心入の興豐嫡子なるに付、隆豐も義隆公御末に到り、斯く迄相屆き、忠義を抽で候。扨又大内殿御代に、自他の國に於て、御譽擧げて計るべからず候。近代には大内義弘公の御時、山名陸奥守謀叛に依りて、應仁元年五月五日、内野の合戰に

大内家衰亡の理由

打勝ち、其名を天下に揚げ給ひ、戰忠の賞として、和泉國を拜領なり。義隆公の御父義興の御代には、公方義稙公に頼まれさせ給ひ、九箇國・四國・中國の諸士を引率し給ひ、上洛ありて、船岡山の合戰に勝利を得給ひ、義澄公方を退け、義稙公を公方に備へ、久しく管領を勤め歸國迄、斯樣に御代々文武に御名を揚げらるゝ處に、其家に御生れながら、義隆公御一念の御誤より、家を亡し御身を失ひ、惡名を末世に殘し給ふ事、其誤と申すは、家は王孫なり。武家へ下りては出りなく公家に成り給ふべしと思召す折節、天下一統戰國にて、大裏の御勤物乏しく、公家悉く逼迫して、京都の住居續き難く、二條殿・三條殿・柳原殿を先として、公卿・殿上人・外記・官務・北面の侍迄、山口へ罷越し候に付、朝暮公卿衆の御交り計りにて、詩歌・管絃・月雪花の御遊興のみに御心を移され、自ら武道捨てさせ給ひ、弓馬・兵術等の御稽古、聊もおはしまさず、夫に就き上を學ぶ下なれば、家老中を始め、諸士は申すに及ばず、町人・農夫に至る迄、遊樂を好み、歌・連歌・茶の湯の稽古計りなり。御分國廣ければ、諸境目に差置かれ候侍衆、手柄なる働を仕る者之有りと雖も、左樣の取沙汰はなくて、

義隆壁書を發布す

片山寺・山畑のおゝち・うばの嗜み置く鑵子・茶碗に至る迄尋ね出し、下直に求めたりとて羨しがり、又京都・堺より名ある茶の湯道具など買得しける者をば、一本槍を突いたる樣に、山口中の譽者に仕り、小身なる者迄、奉行衆の氣に入るべしと存じ、茶の湯の座敷を構へぬはなし。然はあれども、大守諸士の奢を聞召し、民困窮なるべしと思召し、壁書を出さる。其文に曰く

殿中並私饌、近年及㆓過麗㆒云々。非㆓啻皆先達の法㆒、内には以忘㆓兵器之貯㆒、外には以失㆓撫㆑民謀㆒。至㆓自今以後㆒は不㆑可㆑過㆓二汁・三菜㆒、但殿中・節句、又外人來客之時は非㆓制之限㆒之由、依㆑仰壁書如㆑件

天文十四年卯月日　　奉行衆中

と云々。斯樣に民困窮すべしと、思召されける御志之有るも理りなり。何に付けても御器用他に勝れ、歌道に於ては、二條殿には飛鳥井大納言雅俊卿、冷泉家には堯淵僧正御師範なり。神道は卜部兼名に、宗源唯一の神秘を御傳授あり。禪宗は大徳寺國堂國主を招請ありて、座禪の床に登り給ひ、八境界の月を澄まし、無明の

闇を照らし給ふ。儒道は外記の淸三位・官務任治に學び給ふ。御位階從三位、官は太宰大貳兼兵部卿に任じ給ひ、何れに付けても御不足もなき御事なれども、公家になり給はんと思召し、武意を捨て給ふ御一念の御誤より、御家を亡し、御身を失ひ給ふ事こそ口惜しけれ。件の如し。

陶尾張守相良遠江守武任不和の事附杉内藤の事

義隆相良武任を愛す

陶家々格

爰に相良遠江守武任と申して、本國筑前の士にて、相良一門なり。能書にて右筆方達者なる上、文才もあれば、義隆公御前第一の出頭人にて、家老の面々に等しく座上仕り候。尤も先代より、評定衆に准じたる家なり。然る處に家老中を始め、家來中彼武任を惡み候故、先々如何あるべきやと思ひ、陶嫡子五郎を聟に取り度きの通り、義隆公へ願出で候に付、其段義隆公より、陶方へ御渡され候へども、御請け仕らず候。陶家と申すは、大内殿一門中の内の座上にて、對面ありて退出仕り候時は、次の座敷迄送り給ふ舊例なり。斯程の高家故、相良頓て右田左馬助方へ緣與の儀

杉伯耆守相良武任と不和

内藤下野守と相良武任と不和

相良武任陶を讒す

申上げ堺に取る。此右田家は陶總領の筋目故、往々は陶を小身に仕り、右馬助を取立て申す巧みなり。此陶隆房訴訟の儀等、武任妨げ申すに付、仲惡しく罷成り候事。

附り、杉伯耆守重矩御恨には、同名宇右衛門家續の儀、二男隆辰に仰付けられ候處に、養母讒言の事武任上聞に達し、上意を取替へ候儀、面目なき次第なりと存ずるなり。又内藤下野守は、愁訴の儀之有り候處に、武任に妨げられ相叶はず、其上、杉・内藤方へ傘袋・鞍覆、公方より御免之ありと雖も、相良自身にも兩人同前に、御免蒙るべしと存じ候に付、遲滯して渡し申さず、御恨の元に罷成り候。去る程に、三人の衆密談に、天文十九年八月十五日は、今八幡・三宮兩社の祭禮なり。屋形御參詣ありて、管絃の御催なれば、此隙を窺ひ、相良屋敷へ押詰め、討果すべきに相極り候處に、何としてか承候哉、相良此儀を承り、急ぎ築山へ罷出で、陶尾張某を討果たすべきに事を寄せ、屋形を討ち奉るべき企歴然なりと申上候に付、義隆驚き給ひ、御參詣を止められ、山口在宅の御家人を悉く召出され、築山を守護させ給ひ、同十六日

の夜中には陶を御誅伐なりと雜說之あり。尾張守も人數を集め、物の具を對し待ちけれども、虛說なれば何事もなし。同十七日に、陶安房守・杉民部入道・吉田若狹守を御使として、隆房事家人を集め、兵具用意の事、如何樣の仔細か、申すべきの旨御尋ねなり。隆房御請には、家人を集め候儀、氷上祭禮の大頭承り候に付器量を選び、役を申付くる爲めに候。兵具用意の儀、跡なき虛說にて御座候通り申上候。杉・內藤は子供・孫共を御近習に置かれ候へば、屋形を討ち奉るべき逆意存ずべき仔細毛頭御座なく候通り申上げられ候。義隆仰には、武任趣意至極なればとて、傍輩として誅伐せん事道にあらず、下として上を輕んずる故なりとぞ宣ひける。此時の錯亂は、公家衆の御扱にて、一旦何事もなく無事仕り候。總て譜代相傳の臣下、主君に逆意仕り候者は一人としてあるまじけれども、時の出頭人奢を極め、古來よりの家老衆に頭を上げさせぬ樣に仕り、我氣に應ぜざる者をば、作意を以て口へ候に付、出頭人を恨みて、主人に逆意仕り候事、古今其類ひ多く候事。

武任山口を退去す

相良武任山口退出の事

同十七日の夜中、武任事、龍福寺へ行き髮を剃り、夫より吉見大藏大夫正賴を賴み、石州の津和野へ缺落仕り、暫時彼地に罷在り、其後船にて筑前へ下り、花の尾の城に罷居り候事。

陶誅伐の風聞

陶杉内藤逆心の事附義隆法泉寺へ退き給ふ事

同年、陶尾張守隆房は虛病を構へ、十九年霜月上旬に、居城富田の若山へ引籠り、翌二十年二月十三日、氷上會の出伺もせずして居り候處に、世上の取々の雜說には、義隆より豐後の屋形を御賴みありて、陶御誅伐とも云ひ、又備後神邊に置き給ふ靑景越後守・藝州守護職弘中參河守兩人へ、氷上會の大頭と準へ呼下され、隆房討手に向はるとも申すに付、陶も彌〻逆意に治定し、野上平兵衞・江良丹後守・伊香賀民部を呼びて、世上の取沙汰事實なるべし、最早別心なき通り御斷り申し候。御挨拶已前

陶叛逆を企つ

大友家陶に同心す

の如くにはあるまじ、身の滅亡を待ち、空しく月日を送るべきより逆心を企て、義隆を押込め隱居させ參らせ申すべきなり〔ヤカ〕、又失ひ奉らんや、各々存知寄り承りたしと申しければ、野上平兵衛承り、仰の通り御尤に存じ候。御當家の御大事之に過ぎず候。とても御謀叛思召し有る程ならば、御父子とも討果され、先年より御契約の儀なれば、豐後の屋形の御舍弟八郎殿を迎へ、屋形に備へ給はゞ、國も治まり申すべしと云へば、各々も尤もと同じて、談合相極り、大友殿へは使者を以つて、我等儀相良武任に讒言せられ、既に討果さるべきに相究り候に付、家城へ引籠り罷居り候。御加勢遊さるゝに於ては、義隆を亡し、御舍弟八郎殿を大内の家に居ゑ奉り、主君と仰ぎ申すべき通り、誓紙を以つて申し越す。折節義隆よりも、陶逆意仕り候に付、討果し申し候。御加勢賴み思召すの通り、右衛門督殿へ仰遣され候。御舍弟御談合の上、陶事御同心なされ、義隆公より御調略の狀、其儘押卷きて隆房へ遣され候。陶此御狀を見て、彌々屋形を恨み奉り、叛意急になり、天文二十年八月廿八日には山口へ押寄せ、屋形を討果し申すべしと治定して、其用意甚だ急なり。此段山口へも

聞えて、同廿三日より山口の騷動大方ならず、町人・百姓に至る迄、資財・雜具を肩に懸け、妻子引連れ山林に逃隱る。然れども廿六日晩は、公方義晴公よりの上使、豐後守の使者御賞翫にて、猿樂小太夫に仕舞仰付けられ、御馳走に付、何たる儀も之無き樣に殿中は見え申し候。同廿八日には、陶隆房は德地口、江良丹後守・宮川甲斐守は防府口より討入るに付、屋形一味の侍は思ひ〳〵に武具固め、築山へ馳集る。されども何れが陶方にて、心變り仕るべきやと、互に目と目を見合はせ、心を置く計りなり。

義隆內藤興盛を召す

義隆の母公は內藤興盛の內室、杉伯耆守重矩亡母と御兄弟なれば、義隆常に興盛と懇意に親しみ給ひ、筑前の國にて加增の地拜領させられ、細母しく思召すに付、御直書を遣され、出仕候樣にと仰せられ候へども、御返答申上げず候。冷泉判官隆豐、屋形の御前へ罷出で、內藤下野・杉伯耆も陶一味紛れ之無く候條、我等に御人數を附けられ給へ、彼が屋敷へ押寄せ、一戰仕るべしと申し候へども、杉・內藤は逆意あるべき者にあらず、無事に扱ひ候へと仰に付、是非なく御前を罷立つ。人數を持ち候程の者は、一人も味方仕らず、皆屋敷々々へ引籠り、身構へし居られ、

義隆法泉寺へ退去

後は陶方一味仕り候。香川遠江守・岡部左衛門大夫・冷泉判官三人は、築山の御屋敷へ敵を引受け、御一戰之あり、叶はざる時は御腹召され然るべく候。各々も隨分防戰仕り、御屆け申上ぐべしと、一同に申し候へども、一先づ法泉寺へ屋形を除け參らせ、敵を引受け一戰仕るべしと、申す者多く候處に、佐波新助進出で、とても叶はざる合戰に、大將の一足にても落ち給ひては、末代の御恥辱なれば、御館にて御生害遊され候へと申上候。天野も此分然るべしと申上げける處、義隆公の御座を直し、御取立てなされ候安富源内・淸ノ四郎、己が命の惜しさに、是非法泉寺へ退き給ふに於ては、各々觀音寺を固め、敵には敗られ申すまじ、其後吉見正賴を御賴みなされ、後詰を待ち、御運開かれ候へと達て申上候に付、義隆公是に同心有りて、廿八日未の刻に、公卿・上﨟女中を引連れ、法泉寺へ退き給ふ。此時迄は御供の武士、雜兵共に三千なり。岡の觀音寺求聞持堂を固めて陣を取りし處に、夜に入り、右の人數二千計り缺落して陶方になる。同廿九日午の刻計りに、陶・杉・内藤三家の勢五千餘人、法泉寺の門外に押寄せ、鯨波を作る。冷泉判官・黑川近江・佐波新助・江口五郎

此者共は山の手を固め居り候に付、阿川太郎隆康を御使者として、御味方現形して寺中に御人數なく候間、各、儀早速法泉寺へ下られ、軍の評議なすべき通り御意なり、依りて冷泉・黑川兩人は、法泉寺へ參上す。御使者の隆康は直に缺落して、陶入道人數に加はるを見て、山々を固めし者共力を落し、悉く山林に逃隱るを追駈け首を取り、或は生捕りて行くもあり、更に正儀もなき體なり。義隆此樣態を御覽ありて、公卿衆に扱ひ給へと仰せければ、二條左大臣尹房公より、內藤方へ法性寺非外記淸三位伊治兩人を御使者として、義隆は御隱居させ參らせ、御曹子介殿へ御家督ありて、御國の政三人の衆に任せらるべき通り仰せられ候へば、興盛聞きも入れず、

陶和議を聞かず

軍半ばに扱ひなどと申す事存じも寄らざる儀にて候。御使兩人は命を助け申すべし、屋形には早く御自害あるべしと言ひ捨て言ひ除け、構ひ申さゞるに付、兩使も力及ばず罷歸り候。屋形一味の者共の屋敷々々悉く打破り、財寶を取りて火を放ち、築山の御館をも恐れ憚る事もなく、三家の武士共集り、大內御代々の重寶取散らし、一時の烟となすも哀れなる事共なり、件の如し。

一義隆公御最期の事附御曹子幷中將殿公家衆御最期の事

同八月廿九日の晩、公家の取扱ひも切れければ、公家衆其外女中を御片付け成され、義隆御生害に相極り候處に、情ノ四郎進出で、都にても御所方軍に負け給へば、近江・丹波へ飛ばさせ給ひ、義兵を擧げられ、御運を開き給ふ其例多く候へば、御立退きなされ、九國の勢を催され、御本意を遂げられ然るべしと申上げければ、義隆是に同じ給ひ、廿九日の夜半に、法泉寺を落ち給ふ。北方を近付け給ひ、我等父子今度の難を凌ぎ、頓て本意を遂ぐべき事案の内に候なり、御身は此山を越えて、宮野へ出で給ひ、妙喜寺へ入りて時節を待ちおはしませと、敎へ給うて別れさせ給ふ。若君をば川阿彌と申す御同朋負ひ奉りて出でけるに、乳母の女房堪りかね、御髮の髮を喰切りて、御形見に戴き倒れ伏す。義隆も御歩行にて、二條殿の若君御曹子を先に立て、綾木迄落ち給ふ。岡部右衛門大夫馱二匹奪取り、御父子を是に乘せ參ら

義隆豐前に渡らんとして果さず

義隆大寧寺に入る

せ、岩永の艮心庵へ御供し、御膳參らせ、少しの間御休息にて、同晦日午の刻に岩永を御立ち成され、瀨戸崎へ著かせ給ひ、後根壹岐守船に召し、豐前御分國なれば、是へ御越しあるべしとて、二里餘り御船を出す處に、御運の盡くる處は北風強くなり、御船危ければ、義隆公の仰に宣く、海に沈まんよりは御船戻し、大寧寺へ入りて御切腹あるべしと宣ひければ、各〻も上意御尤もと申して、深川の湊に御船を著け、夫れより大寧寺へ入らせられ、開山より十三代異雪和尙御迎に、門前迄出られければ、義隆和尙の手を取り給ひ、方丈へ入り給ふ。風呂屋にて御行水させられ、其時義隆和尙に向ひ給ひ、吾禪に參りしは、境界を透し、儒道・神道の奧儀をも少し心得候。總て悟り候て口よる方の違ひは候へども、同じ雲井の月を口口へ、臨終は無念無想の空理に任すべきなりと宣へば、和尙の曰く、宗口の現念に入り給ふこそ有り難く覺え候へ。臨終は無念無想無著なし、佛祖不傳の處も只是にて候と申されければ、三拜ありて弟子に成り給ひ、御法名を瑞雲珠天と付かせ給ふ。其後礪宜右延を召して、紙・硯取寄せ給ひ、御辭世遊さる、其歌に

討つ人も討たるゝ人も諸共に如露亦如電應作如是觀

住持より御湯漬の御膳參らせらるゝ。御座敷は三位中將殿・御曹子介殿・持明院一忍軒・小幡四郎・岡部右衞門大夫・冷泉判官・天野藤內・黑川近江守・禰宜民部丞右延、和尙ともに十一人なり。然る處に冷泉隆豐何となく淚を流しければ、黑川見て、只今に至り何か歎き候べきといへば、判官箸取直し、いやとよ、未練にて淚をこぼすにあらず、琳聖太子以來御代々榮え給ふ御家も、只今に至り御血脈絕え給ふ。各、悴家も今を限りと存ずれば、不覺の淚をこぼし候と申しければ、和尙を始めとして、各、淚をこぼされ候。未だ御座敷も果てざるに、門前に鯨波の聲聞えければ、判官座敷を立つて、黑革縅の腹卷に、つぼ袖結付け、黑頭に御幣の立物の甲を著し、刀に太刀を副へて帶び、白木の弓に烏毛の窣穗付けて立出づる。高聲に、只今向ひ給ふ面々は誰人にて候やと呼ばはりければ、面々知りたる人體は一人も御座なく候。陶尾張被官の者共なりと答へ給へば、判官物も言はず內へ入る。其後義隆公御自害あれば、判官太刀にて御首を討つて、障子・疊を御死骸の上に積み重ね、方丈に火をかく

る。敵も燒け治まる迄は來らず候に付、岡部右衞門隆景・天野藤内隆良・黑川近江隆儀〔係カ〕・冷泉判官隆豊・禰宜民部右延・太田隱岐守御抱へ岡部右衞門、已上七人御番堅固に相勤め、棟木燒け落ちて後、經藏へ取籠り、寄手共散々に射伏せ、矢盡きければ切つて出で、數十人討捨てにして、其身々々も手負ひぬれば、腹切り死す。中にも冷泉は敵三人斬伏せ、數人に手負はせ、其身も數箇所手負ひぬれば、經藏へ引籠り、一首の歌を詠み、一切經の表紙に書付け、心靜かに切腹す。其歌に、

冷泉隆豊辭世

見よや立つ雲も煙も半空にさそひし風の末も殘らず

義隆自盡

天文二十年辛亥九月朔日、義隆御歲四十五歲にて御自害なり。爰に於て大内正統の血脈斷絕なり。件の如し。

御曹子介殿・三位中將殿・持明院一忍軒・小幡四郎、此四人を義隆御生害前に、和尙餘りに痛しく存ぜられ、何卒隱し申すべく候間、御落し候樣にと申されければ、心弱くは思召し候へども、和尙の仰せに任すべしとありて落し給ふ。後の深山へ隱しけれども、白晝の事なれば、敵兵樣子見屆け搜し出し、翌二日に誅し奉る。虎狼な

る武士なれども、恐れ奉りてや御近所へは參らずして、御自害あれと申しければ、介殿、昨日御一所にて如何樣にも成るべしと申しつれども、兎角隱れ候へと仰せに付き、今迄隱れ居り候事口惜しと宣へば、小幡四郎十五歲、刀を拔いて御側へ參れば、首を討てとて討たせ給ふ。介殿御歲十二歲なり。四郎は介殿御首討ちて、其儘に自害死す。中將殿御自害有るべしとし給ふ處に、武士共參り御首を取る。此若君は、二條左大臣尹房公の御子息なり。義隆公の御養子になり、去年五歲にて御元服まし〳〵、三位の中將に任じ給ふ。其間の御裝束、金襴の弓小手差繕ひ、金作の御腰物、烏帽子に白き御鉢卷なり。小幡四郎法泉寺を出でし時は、萌黃原の腹卷、金作の小太刀副へて佩き、小弓に染羽の矢負ひつるが、深川迄十三里の道に歩み草臥れ、鎧甲も脫ぎ捨て、やつれたる體にて生害する。一忍軒をば侍共首を切懸け、石の枕をさせ、義隆御在世の御時、每夜參らせ給ひ、人の事のみ仰せられ遊與の御時と只今召され候枕と、何れが增しにて候やと言捨て置きけるとなり。二條の大御所は、法泉寺を出で給ひ、神明山の後を越えて、覺雄寺へ入らせ給ふを、杉勘解由判

官家人共見付け奉り、御腰物御多羅枝一々奪取り、御腹召され候へと申せば、二條殿宣ふは、內藤方へ侍を以つて仰せらるゝ仔細あり、返事求めん其間暫時と仰せけれども、情も知らぬ奴原共、左樣に物な言はせそとて、御首を討落す。此二條殿御事は、兩度迄攝政・關白遂げ給へば、御詞に預り候恐れ多き君なる故に、例少なき事共なり。三條殿は義隆公の御跡慕ひ給ひ、深川の方へ落ちさせ給ひけるを、鄉人共殺し奉り、官務殿をば得田繩手にて、陶安房守家人共害し奉るなり。又相良遠江儀

二條尹房を斬殺す

筑前の尾の城に居けるを、野上隱岐守に三百餘の人數を付け遣し、立花・宗像など相加はり押寄せければ、城中の者皆缺落仕るに付き、一戰に及ばず、武任自害する。

相良武任自害

隱岐守其首を取りて山口に歸れば、則ち獄門に懸くるなり。爰に安富源內儀は、天文八年二月、氷上の會の大頭を指し給ふ所帶不辨にして、勤むる事ならず、本領を上表す。其頃源內は竹壽丸と申して、十二歲の美男なれば、義隆公御側に召仕はれ、十五歲より御座を直し、本領を返し遣され、其上加增の地を拜領す。此の如きの御重恩を忘却仕り、內藤を賴み法泉寺を落ちて、陶に一味仕り、淸ノ四郎は是も同寺

を義隆公落ちさせ給ふ時缺落し、百姓の家に隱れ、床の下に居けるを捜し出し生害し、見る者聞く者惡まざるはなし。大寧寺に於て御届け仕り候。各、より境目に置き給ふ侍大將へ連書を殘す、其文に曰く

上樣御事不レ及二是非一次第候。隨分御取退候樣にと令二了簡一雖二御乘船候一、御運盡候故に候哉、俄浪・惡風吹來、濟二歸大寧寺に一令二供奉一、御腹切せ申、各悴腹仕候。隨分の御届に候哉、雖レ然當時の姿は可レ爲二不忠一歟、旁御身體令二推察一候。我等類依二初一念之故に一、至二老母・妻子一可レ及レ恥事無念至極候。就中尾和兵庫乞二三浦將監一、上樣へ矢を討懸被レ遂二御本意一之儀に候哉、萬端奉レ期二來世參會一候條、獲麟之一句閣レ筆候。恐惶謹言

天文二十年
九月朔日

岡部右衞門大夫隆景
天野藤内隆良
黑川近江守隆儀
冷泉判官隆豐

小原安藝守殿
青景越後守殿

吉田平兵衛殿
貫　下總守殿
仁保右衛門大夫殿

吉田物語　卷第三終

吉田物語 巻第四

藝州頭崎城攻めの事

陶尾張守より此御方へ使者を以つて申し候は、某事相良遠江守讒言に依り討果さるべきに相極り候に付、止む事を得ず逆意を企て、急に義隆を討果し候。杉・内藤讒訴に遇ひ申すに付、我等同心仕り候條、御一味候て御加勢頼み存じ候。御同心に於ては向後疎意存ずまじきの通り誓紙にて申越し候。元就公書狀御披見遊され、主君へ逆意仕り候陶方へ、御一味遊され難く思召さるゝの通り、仰せられ候へば、熊谷伊豆守進出で、陶逆意存じ立ち、急の由に候へば、最早義隆を討果したる儀も之あるべしと。家老中悉く逆意に於ては、義隆御運開かるゝ事十に一つも之なく候。主を討ち申す程の儀に候へば、一旦は陶威勢中々強く御座あるべく候。先づ御一味

元就偽りて一味を約す

の御返答を成され、時節を御見合せなされ、然るべき様に存じ奉るの通り申されければ、隆元公・兩川殿、其外御一門中御家老、何れも一座の御衆中然るべしと申上げらるゝに付、御一味の御返答遊され候。相調ふ御印に、頭崎の城を攻めらるべしとの御意にて、廿年九月四日に、頭崎へ御人數を向けられ、攻めらるゝに付、城主平

元就頭崎城を攻む

賀新四郎隆保口便に及ばず候故、拙者一人切腹仕るべく候條、籠城の兵御助け下さるべきの由、御詫言申上ぐるに付、御分別を遂げられ、新四郎一人切腹仕り候、殘る者共下城仰付けらるゝに、此時の高名井上助十郎・三戸六郎右衛門・渡邊小三郎・綿貫十郎兵衛へ、隆元公より御感狀下され候。元就公は御出馬も之なく候事。新四郎腹十文字に掻切つて後、相隨ふ者共へ、義隆公の御重恩の儀共申聞かせ、硯・紙取寄せ、歌一首詠み、書付けて死す。

　吹く風にたまらずとても今朝の露澄みての後の世をや賴まん

平賀隆保

此平賀隆保は、小早川常平次男なり。常平は尼子方三石の城に籠居る。天文十年正月晦日、大内勢三石の城を攻め、當城に於て常平切腹す。其節隆保は十歳にて、

龜壽丸と申す。時に兄弟三人の生捕り山口へ下る。義隆いたはり候。養育し給ひ成人仕り、御前近く召仕はるゝ處、平賀太郎左衞門隆宗備後神邊にて病死の時、此新四郎は跡式相續の儀願ひ申すに付、義隆御分別を遂げられ、平賀の跡を續がせられ候。然れども平賀の一族にても之なきに付、家來の者共心底には、是非なく存じ居り候折柄、一亂に付き逆意の者多く之ある由に候事。

大内晴英山口入の事

天文二十年五月、陶方より庶生彌二郎と申す者を、大友八郎殿へ使者として差越し候。此庶生は筑前の者なれども、豐後へ牢人仕り、彼地に能居る案內者なるに付、相賴み此の如くに候。陶逆心の儀、內々にて申入れ候趣、彌二郎首尾よく相調へ候に付、此度八郎殿御迎へとして、件の庶生を賴み、陶安房守・杉勘解由判官・飯田石見守、陶家來伊賀民部少に、走りの者・中間・草履取・廐の者、輿舁迄差添へ、御迎船進上仕り候。大友左衞門督義鎭童名五郎法名宗麟の御舍弟なり。其年は御渡海之なく、翌廿一年

の舂御渡海に候。豐後より御供の家來は、橋爪美濃守・同小太郎・吉弘右衞門大夫三人、總人數五百人、同三月朔日に多々良濱御著船、今の三田尻是御先祖の御吉例に依りて、此の如し。同三月三日、山口御討入なされ候。茲に因つて、國中の騷動山口中の狼藉、少々靜まると雖も、飢饉不相□五百年以來の記錄にも之なき程の儀にて、餓死する者數知らず、件の如し。

藝州西條槌山落城の事

槌山城尼子氏に屬す

藝州安南郡槌山の城には、屋形御在世の時、備藝の押へとして菅田越中守・尾和備後守・大林和泉守・財滿入道、此外歷々都合四百餘の人數を籠置かれ候。此者共は屋形の一味仕り、逆心企て候儀は是非に及ばずと存じ候て、尼子方へ屬し候。夫に就き早々御退治有るべきの旨、大内晴英仰せの通り、陶晴賢より申し越し候。隆房實名改號ニ晴賢ト江良丹後守與房を檢使として差登せ候。元就公は如何思召し候や、御風氣御座候通り御斷り仰せ返され、隆元公・兩川殿・宍戸隆家、其外御幕下衆御同道遊され、總人數

毛利勢槌山城を攻取る

四千にて、天文廿一年三年三月に、槌山の城へ押寄せ成され、御攻め候處に、藏田越中守嫡子三郎左衞門を、吉川殿手へ討取り叶はずして城に逃入るに付いて、總勢付入り候故、大林和泉守一人切腹仕るべく候間、殘る人數御助け下され候樣にと、御詫言申上候に付、御分別を遂げられ、泉州切腹仕り、總人數御助け成され、山口の者は防州へ馳せ歸り、御奉公申上候。其時高名の衆粟屋彌七郎・赤川源右衞門・桂善左衞門・福原左京・波多野源兵衞・尾崎新五兵衞・栖崎・坂新五左衞門・轉與兵衞・同與太郎・富落新四郎、何れも隆元公御前にて槍を合せ、高名仕る。城の儀は破却仰付けられ、江良丹後へ御付屆け、御歸陣の事。

高橋落城の事

（此高橋は祝の城とも志川の城とも舊記に之あり）

江田隆貫を攻む

備後國旗返の城主江田隆貫入道は、日頃大内の幕下に候處に、此度尼子方へ現形候。其趣元就公より山口へ御注進遊され候へば、御攻め潰し成さるべきの通り、大内晴英仰にて、江良丹後興房を檢使として差越され候。夫に就き元就公・隆元公・吉

川殿・宍戸殿、其外御幕下の面々、都合四千餘の御人數にて、天文廿一年五月上旬、吉田を御出馬遊され、備後表御發向候。此段江田方より、尼子へ注進す。晴久聞き給ひ、元就小勢にて江田へ働くの由、願ふ處の幸なり。早速後詰し、元就を擒るべしとて、雲・伯・石の人數を催し、富田を打立ちて、備後表へ出馬なり。同五月二十日、

尼子勢出陣

尼子紀伊守國久・嫡子式部少輔誠久・二男其外五千餘にて、泉の萩の瀨と申す所へ打つて出で、三手に分れて備を立つる。元就公一千餘の御人數を、後の小高き所に備を立て給ふ。矢軍など始め、二度迄相戰ひ候へども、終には晴久勝利を失ひ、其後六月五日、陣口を引拂ひ、山口へ討入られ候。

尼子勢退く

尼子晴久、江田の後詰として、備後表出馬の通り、山口へ注進これ有るに候。大內晴英聞き給ひ、後詰として陶尾張を差登され、六月十日、旗返に著陣候へども、老母の煩ひ大切の通り到來に依りて、早速歸陣仕り候。夫に就き內藤下野守興盛に、六千の人數を附けて差越され候。各、野州に御談合なされ、江田端城高橋を攻めらるべしと相極り、下野守備後の國衆を付、一萬の人數にて雲州勢を押へ、元就公御父子・

高橋城を攻む

吉川殿・宍戸殿・平賀・熊谷・三増・香川、其外都合六千の人數を以つて、七月廿三日、高橋の城へ押寄する。　此城南西は掛り場よき大手なり、東北は切所にて掛り口惡く候。元就公・隆元公、東方の方より仕寄りを御付けさせなされ候。南西は吉川殿・熊谷殿、其外藝州衆請取り、仕寄りを付け攻め寄り、就中宍戸殿は御先手にて候故、一番に仕寄りを付け攻められ候處に、城内より鹽田源次郎と名乘り、罷出で申すには、宍戸殿御先手と相見え申し候。定めて宍戸大藏左衛門殿御供たるべく候條、私今生の思出に一槍仕り度く候。　只〔今カ〕と御出で候へかしと申し懸る。　大藏左衛門早刻罷出で、名乘り出で、相互に槍にて迫合ひ、終に源次郎を突伏せ首を取る。　此競を以つて總勢城へ乘懸り、追つ返しつ戰ふの內、城主親甲斐守・嫡子治部大輔・二男長門守、父子三人共に吉川殿手へ討取り候。　御本手には粟屋彌七郎一番に乘込み名乘る處を、城兵共槍にて突落し相果し、　雜兵共に七百餘の人數、　大半罷出で攻め合ひ候へども、總懸りに仰付けられ、何の造作もなく乘取る。　御旗本にて高名は、渡邊小三郎・光永新四郎御兩判の御感狀遣され候。　此新四郎、後には中務と云ふ。　筑〔前脫カ〕花の

尾にて討死仕り候。首數の事。御旗本へ首七つ、吉川殿へ百十一、平賀家手へは十、熊谷手へ七十五、宍戸殿へ六十三、天野方へ七十一、香川・飯田・山縣其外佐東郡の衆へ六十九、以上五百七十七級なり。落城の以後、山口勢合せて一萬六千の人數なり。其後內藤興盛も山口へ歸陣なり。此御方にも藝州衆御同道にて、御歸陣遊され候事。附り、御歸陣以後、旗返の城御預りなされたきの通り御訴訟にて、兒玉若狹守・國司雅樂允を山口へ附置かれ候へども、陶分別仕らず候事。右の落城の年號、天文廿一年と舊記に之あるに付、其通りに書記し候へども、宍戸隆家より佐々部兵部へ遣され候感狀に、天文廿二年七月廿三日、備後三吉郡高橋の城切崩しの時、眞先に敵を討ち、高名致すと之あり。兩條決しがたき事。

大內晴英の官位

大內晴英官任〔位カ〕の事

天文廿一年の暮、左京大夫兼周防介に任ぜらる。〔ママ〕巽晴英義長と改む。位階追而可レ記レ之。陶尾張守は法體仕り、卓錐軒全姜堅友と號す。

輝元誕生

天文廿二年癸丑正月廿二日、吉田郡に於て、輝元公御誕生遊され候。御童名幸鶴丸樣と申し奉る。御上下著御祝儀大方ならず候事。

三若城番の事

三若落城

藝州三若の城は、雲州より番勢籠め置き候。此御方より附城仰付けられ、番衆差越され候處に、天文廿二年十月十九日の夜、城兵城を明けて缺落仕り候刻、附城の衆懸合ひ候て、追討に討果し候。三戸小三郎儀、津の間の名代の者を討捕り候に付、御兩判の御感狀下され候事。

防州御切手の事附津和野御加勢の事

毛利家大内氏を斷絶す

天文廿三年の春、元就公隆元公を召され、近年山口よりの下知に付、數箇所の城を攻め取る。誠に江田退治の事、當家旗本は申すに及ばず、一門中より下衆に至る迄、一命を拋つ働に依つてなり。右苦勞に對し、旗返の城預置かれ候樣にと斷り候へ

ども、屋形分別なく候。是偏に陶計らひに依りてなり。手切の時節如何と御意なされ候へば、隆元公聞召され、御尤の御意に候。義隆公の御高恩捨てられ難き儀に御座候へども、當家差向ひたる難を御遁れ有るべき爲め、只今迄御延引候。向後又如何樣の儀申し懸くべきも知らざる儀どもに御座候。此時節御手切然るべしと存じ奉り候と、仰上げられ候へば、御自分御思慮、誠に感じ思召さるゝの通り御意にて、御父子樣御內談相濟み、兩川殿・福原殿・志道廣良・桂元澄・口羽通良・赤川・粟屋・國司・兒玉、其外御一門中御家老衆召出され、右の通り御內談遊され候處に、各、御諚承り、大內殿御代々、此御方御懇情を得られ候。其上主君を討果し候逆罪の陶御一味の儀、時節とは申しながら、是非なき儀どもに御座候へば、御手切遊され然るべくと存じ候へども、尼子方差向ひたる大敵に、又大內を敵になされ、中ばせに成らせられ、向後御弓矢如何哉たち申すべきや、此段思慮仕り難しと申上げ候へば、元就公聞召され、尼子儀は差向ひたる敵に候。山口の事は數年家風見屆け候に、諸士大小身共に詩歌・茶の湯、總て遊樂のみ朝暮の業として、武邊心掛け候者一人も之

元就吉見正頼を援く

なく候。此儀に於ては、我等に任せ置かれ候へと御意にて、御手切の御談合に御議定相極り候事。

石州津和野御加勢の事。三本松城主吉見大藏大輔正頼より、鳥井伊豆と申す士を吉田へ差越し、已前御內談仕り候通り、山口手切仕り候。定めて陶方馬を向け申すべしと存じ候。籠城の覺悟仕り候。此段を御意得べしと存じ。此の如きの通り申越され候。使者伊豆守は、修業者の體にして參り候刻、御對面の上、樣子委しく御尋ね候て、其後御返答遊され差返され候。吉見へ御加勢遣され候はるはと御談合にて、二宮隱岐守・伊東某兩人差越され、三本松籠城仕り候。左候處に、大內義長より吉見遊意候故、退治仕り候間、御出陣之あるべきの通り、仰せ越され候へども、御返答は別條なく遊され候て、御內々にて御手切の御働御手遣遊され候。此時津和野御加勢の儀にて、吉川殿・小早川殿、其外へ遣され候御書に、德佐御加勢と遊され候事。

大內義長石州三本松の城攻められ候事

大内長吉見正頼を攻む

天文廿三年三月朔日、吉見大〔大輔脱カ〕藏正頼退治として、大内左京大夫義長山口を出馬ありて、長州渡り河に陣を居かる。陶晴賢入道全姜先手にて、同三月三日、長州阿武郡嘉年の城を攻落し、夫より吉見居城石州津和野三本松へ押寄す。城よりも人數を出し稠しく相戰ふ。同年四月十八日より防戰之あり。春より冬に至る迄攻むに付、城中にも糧米乏しくなる。夫に就き正頼の謀にて候や、加勢に籠め置き候二宮・伊東兩人塀へ登り、大音聲に申しけるは、毛利右馬頭元就事、吉見正頼に一味仕り候。當城へ加勢として某共兩人差越し籠め置き候。元就は神領表へ發向致し、櫻尾幷に佐東金山等の城攻め散じ候。頓て山口へ攻め入るべく候間、御用心あるべしと呼ばはるを、陶入道聞いて大に驚き、三浦越中を呼びて、如何あるべしと談合仕り候。三浦聞きて、是は正頼謀なるべし。誠にて候はゞ、江良方より注進仕るべしといへば、さもあるべしとて、到來を待ち居ける處に、江良丹後より、元就逆意仕り、正頼一味紛れなく候通り申越し候間、内藤彈正・右田左馬助・弘中參河守、其外大身なる者共呼び集め、談合の時各〻申すは、先づ吉見とは和睦なされ、元就を御退治

あるべく候。元就御退治に於ては、吉見は自ら御手に隨ひ申すべしといへば、入道も其議然るべしと存じ候。さりながら今一攻め稠しく攻め候て、敵の強弱を見て、其後和睦仕るべしとて、大方和睦相成り候事。

元就公防州御手切御働の事附大野角山の事

元就神領を攻む

佐東金山落城

天文廿三年五月十二日、元就公吉田を御出馬有りて、神領へ御働なされ候。陶一味の者共七百餘人罷出で、五日市に控へ居候に付、此方より押懸け、合戰を始むる。飯田七郎右衞門・熊谷家中末田新右衞門、一番に首を取る。聢と大將もなき集勢なれば、即時追崩し、首六十餘討取り候。同十八日、佐東へ御馬を向けられ、金山の城へ兒玉周防守を遣され、我等事防州手切致し、當城へ發向候。城を明渡し申さるべきや、さも之なく候はゞ、押付け攻め潰し申すべきの通り、仰懸けられ候へば、城主栗田肥後守異議なく御請申上げ、城を明渡し候。小城には麻生右衞門・鎭里兩人居られ候。是へも同人御使に罷越し、御意の趣申し懸けられ候處に、是又別條なく申上

げ候間、一命御助けなされ、三人共防州境〔海カ〕かい田邊御送らせなされ候。酒肴・飯米等遣され、忝く存じ奉り候樣、仰付けられ候。夫より二十日市・洞雲寺へ御討出でなされ、櫻尾の城へも右の通り仰せ懸けられ候。熊谷信直よりも使者を以つて、取扱ひ仕られ候。己斐豐後守理右衞門ともあるなり・新里宮內柿部とも式部ともありたる舊記あるなり彼等兩人は、地侍にて御座候へば、人質を進上仕り、御先衆に加はり、御馳走申上ぐべき由申すに付、望みに任せられ候。箱崎に御陣の時罷出で、御禮申上げ候へば、本知相違なく遣され候通り、仰聞けられ候。毛利與三事は、山口へ罷歸りたき由申すに付、送り遣され候。草津城主羽仁越前守事は、此御方より內室を遣され候に付、別て御懇意に遊され候へども、陶一味仕り、山口に罷居り候故、留守居の者共を退出仰付けられ、福原內藏介に二百の人數を付け候て、城番に仰付けられ候。櫻尾の城には、桂元澄を置かれ候。仁保崎には、香川左衞門尉を籠め置かれ候事。

角山の古城を破壞す

角山と申す古城之あり、防州よりの取入りの所にて候故、破却仰付けられ、以來城になり申さゞる樣に成さるべき旨、吉川殿へ仰渡さる。夫に就き元春彼地御出張

にて、仰渡されの通り、破却させられ御歸り候事。

警固衆働の事

御當家御領分、藝州奥郡にて御座候に付、以前は警固衆一人も御座なく候處、天文十年の三月、武田刑部少金山城を退出仕り、其後佐藤〔東カ〕河の内衆御手に入り候。河の内の領分は、山縣筑後守・福井五郎・飯田越中・同七郎右衞門・水口屋市之介にて候。大頭は兒玉内藏大夫仰付けられ候。天文廿三年五月十二日、陶方を御手切なされ、同日に佐西に居り候者共も、皆佐東へ引越し、箱崎矢賀に罷居り候。佐西は陶方にて候故、毎月罷出で小迫合仕り候。同年の五月初め頃、神領大野に大島衆三百計り、船廿四五艘懸り候間、佐東金山、備後の内山口味方中の城へ、兵糧籠め手遣を仕り候に付、吉田へ其通り注進仕り候處に、兒玉周防守差出され、小々切取り申すべきの通り御下知候に付、河の内衆三百計り、熊谷信直の人數二百計り、加勢に參り候。依つて以上五百計りの人數にて押懸け候處、熊谷家來は船不案内にて、大畧は醉ひ

桑原掃部を斬る

候て役に立ち申さず、少々酔ひ申さゞる者御座候ても、船中の働き存ぜず候故、結句妨げに相成り候。此時飯田七郎右衛門一手、大島警固桑原掃部、船印を目に懸け、無理無體に切り懸り、桑原を討取る。之を見て敵を入り候に付追討に悉く討果し候。兵糧大分船底に御座候は、此度の御褒美として、河の内の者共へ拜領仰付けられ候事。又同年九月、能美島へ警固衆働くと申すに付、仰付けらるゝに就て、同月廿九日に彼島へ働く。近所城持衆熊谷伊豆守・香川左衛門尉・三次兵部など罷出でられ、一同に渡海致し、悉く放火仕り、陶方の者共殘りなく討果し候に付て能美島御手に入る。此節迄は八木・府川邊迄、金山の地行にて、八木の城主粟田肥後守相妨げ、吉田より通路不自由に御座候故、河の内頭分の者共口りく加部に相詰め申し候事、件の如し。

石州長安御退治の事附掛橋迫合の事

長安を攻む

天文廿三年の六月、石州の住人長安と申す侍、以前は御當家御味方に候處、陶方へ

現形仕り候に付、吉川治部少殿を大將にして、熊谷信直・天野隆重・其外小身衆都合人數二千計り差向けられ候。同月廿二日、元春彼の表へ押寄せられ候處、長安小身者にて候故、城を明け、益田藤兼を賴み、退出仕り候に付、同七月二日、元春大塚の光明寺へ御討入り候。然る處に小坂宮內と申す者を大將として、大田・吉和・山里所所の一揆集まり、二千計り大田のかけの橋を前に當て、陣を取り居る。夫に就き吉川殿より今田上野介・二宮木工介・森脇大藏大夫差向けらる。此かけ橋表、一尺計りの一つ橋なれば、渡る事相成らず、橋の本に人數つどひ候處を、一揆共矢尻を揃へ射立て申すに付、踏みこたへ候事成り難く候。此樣子を見て、二宮木工介・森脇大藏大夫兩人、面も振らず橋を渡り、小坂宮內の備へ切つて懸る。今田上野介も續いて橋を渡し、是も宮內の備へ懸る。此勢を見て、小坂備への後に控へたる一揆共、見崩れに崩れて逃散る。小坂宮內一支は支へて戰ひけれども、後崩れければ力及ばず引退く處を追駈け、數十人討取り、勝を得られ候事。

毛利陶の衝突

打敷畑御合戰の事

陶入道全姜、元就公御手切を聞いて、先づ毛利家を押へざる時は、吉見を攻め候儀なるまじとて、防長の殘る人數を催し、藝州境の鄕人を集め、其上藝州大田・山里の鄕士、防州山代の地侍早田丹後を頭に申付け、都合人數三千六百、宮川甲斐守を大將として、宮川淸左衞門・同彥三郎・末富源太左衞門を相添へ、此御方の押として差登せ候。天文廿三年九月十四日、藝州の內山里・河內・倉重・石通などと申す處へ相働く。元就公御父子樣・兩川殿・宍戸殿、此外御幕下衆都合五百の御人數にて、二十日市櫻尾の城に御在陣遊され、諸所御手遣、孰れも仰付けられ候。早速此段聞召され、宍戸隆家・福原貞俊を召して、山里・河內邊へ働き候。敵の人數如何程有るべく候や、樣子見分の働仕らるべく候通り仰渡され候に付、同十五日の夜半に、二十日市を打立ち、彼在鄕へ働き申され候處に、小方大野に陣を取り、山口勢、十五日巳の刻計りに、二十日市御陣所より、西の方〔折敷脫カ〕畑へ打上げ陣取り候。櫻尾の御本陣より

嚴島祠官靈夢を告ぐ

は、中間廿四五町程之あり、山のあなたに續き、如何程人數あるべしとも知れず、定めて陶入道津和野を攻崩し、陣をあけて罷登り申すべしと、總軍存ずるに付、皆騷ぎ立ち候折節、嚴島の神主石田六郎左衞門御久米卷數をさゝげ申し候。此石田は、熊谷信直常に懇意に仕られ候段、御存じに付き、信直を召して、御同意仰せられ、其後石田御對面遊さるゝの處に、六郎左衞門申上げ候は、今曉奇特の靈夢を見候。陶入道と御合戰御座候處に、御當方御勝利にて、御本意を遂げられ候段、正しく御神の御告げ、餘り奇特に存じ奉り、御久米さゝげ參上仕り候通り申上候。元就公聞召され、此時節此の如きの段、神慮御加護淺からず、勝利を得候儀、疑ひなき儀どもなりと御意にて、御久米卷數御頂戴遊され、其後隆元公始め奉り、御一門御家老衆御幕下の面々、殘らず頂戴仰付けられ候。頭々を以つて、下々へも此段仰聞けられ候に付、總軍靜まり申し候。扨て宍戸殿・福原殿へは、早々罷歸らるべく候由仰遣され候に付、取る物も取敢ず馳歸られ候。陶方若し三本松を攻め隨へ、陣を明け候て、出張仕りたる儀も有るべしと思召さるゝに付、兎角今日の御合戰御評定遊され、御

手配り御談合候時、口羽刑部少申上げられ候は、向ふ槍の時、我も人も遠慮仕れば御用に立ち申さず、一手づつ申上げ、御用ひなき時は御取上げなき迄に付、遠慮を顧みず申上候。元就公御父子樣、此櫻尾に御籠城遊され候はゞ、陶押寄せ取卷き申すべく候。各〻申談じ一命を捨て防戰仕るべく候、此城も形の如く堅固の地に候間、數日を經候とも、敵方勝利あるまじく候。其内よき時分を御考へなされ、御馬を出され候はゞ、敵多勢たりといふとも、悉く討立ち申すべしといへば、聞召さるゝも尤に候へども、夫は後詰を賴み候時の儀なり。只今我等に對し、後詰あるべき後楯なし、兎角今日一戰を遂げ、勝負を決すべく候條、各〻左樣心得られ候へと御意なされ候。然る處に兒玉三郎右衛門罷出で、敵陣の備、旁〻見合せ申すべしとて、御座敷を立ち申され候へば、元就公御機嫌を變へ、每事三郎右衛門儀強み過ぎ候。推參の儀なりと御意にて、御叱りなされ候へば、宍戸隆家、何時も三郎右衛門差出づるをば、御赦免然るべく候とて、高聲に笑ひ申され候。此隆家は、一生の間笑顏を人に見せられたる事なき生付にて候處、又から〳〵と高聲に笑ひ、陶は天命盡きた

る者にて候。今日御手紙よこされ、我等なども手をよごし申すべしと御相談にて候。其後御一戰御手配に、小早川殿一手は七つ尾の西の方へ廻し、敵を陣を討つべし。吉川殿一手は、折敷畑北の方の山へ押上がり、敵の旗本へ横合に懸るべし、宍戸殿・福原殿兩手は、是も北の山陰より押上がり、敵の跡へ廻し、打崩すべく候。御旗本は、本道へ御備立てらるべしと仰せ渡され、御打出で候。打敷畑の前に平良と申して、民屋百軒計り之ある在郷あり。此の邊はセウトウ岩有りて、五間・十間も馬など乘られ候場なく、足懸り惡く候。本道の脇、東の方に川あり。此川を隔て平良口南の方に、御旗本を備へられ、坂新五左衞門・坪井將監を召して、敵をおびき候へと仰渡され候。將監承り、敵を突散らし、一番に高名仕れとの御意には違ひ、敵を僞り引き候へとの御意は、逃げよとの儀なり。御請の有るべきの處を、攻められ方も御座あるべく候へども、此將監はかゝれと仰せの時はかゝり、逃げよとの仰せの時は、逃ぐる男なりと申し捨て罷越し候。敵よりも平良の鄕を志し、下の原と申す所迄押し下る處へ、坂新五右衞門・坪井將監、足輕を連れて行きかゝり、足輕共少

平良の戰

少矢射懸る。高聲に呼ばはりけるは、譜代相傳の臣下にして、主人を討ち奉る無道人に、一味仕る程の山口の腰拔共、何やらの事有るべきや、かゝれ〳〵踏み潰さんと訇りければ、いとゞはやる敵ども、此詞に腹を立て、我先にと切懸る。元よりの仰合はせの事なれば、一支も支へずしてあゝ〳〵と逃跡る。敵勝に乘りて、逃ぐる味方を追駈くる、此間に御旗本を坂下迄寄せられ候に付、御旗本の前、追駈け來り候御旗本を目懸け、突いて懸る。御旗本組の志道・口羽・桂・兒玉・粟屋・赤川・國司・渡邊、其外何れも自身槍を取りて相懸りに懸ると雖も、セウトウ岩有りて懸引自由ならず、此樣子を見て、敵方の二陣宮川淸左衛門・同彥三郞・末富源太左衛門・山代の一揆大將早田丹後守・嫡子與三郞・赤根・栗村以下、山よりおろし合せ、先陣を救はんとすれども、道惡くして急に懸る事ならず、其内に小早川殿、敵の後より懸り、宍戸殿・福原殿も御下知の如くかゝらるゝ。此時宮川甲斐守、旗本も山八分目迄下して相戰ふ處に、宮川淸左衛門深手を負ひければ、一手の備揉合ひ、しどろになる。此樣子を見給ふ吉川元春、采配を取りて、後れたる各、急に懸つて突崩せと下知し給

ふ。御相番の熊谷伊豆守・嫡子兵庫介・天野紀伊守・香川左衞門尉、佐東河の内の衆には、飯田七郎左衞門・山縣筑後・福井・福島・豐島の面々、面も振らず突いて懸り、何れも手柄なる働き仕り候。中にも熊谷兵庫介（此時は小二郎）十六歲、眞先に突いて懸る。伊豆守是を見て、小次郎討たすなと呼ばはりければ、有田四郎・右田傳八・八木八郎・末富を先として、六十餘人切先を揃へ切つて懸る。此競に敵の旗本崩れて、山を登り逃げ登る。御旗本にては敵先勢を追崩し、志道・口羽・桂・赤川・國司・粟屋・兒玉黨、其外御感悦の旨仰渡され、櫻尾・草津・仁保島等の城々御仕置仰付けられ、翌十六日に〔佐東カ〕伊藤金山の麓へ御陣を替へられ、其後吉田御歸陣遊され候事。

大内義長吉見正賴を討つ

吉見正賴降參の事

天文廿三年三月、大内左京大夫義長、吉見正賴退治として、石州津和野表へ出馬ありて、同年十二月迄、三本松の城攻めらるると雖も、城中堅固にて落去仕らず候內、此御方御手切に成るに付、先づ吉見方とは和睦ありて、此御方へ屋形御馬を向けられ

候樣に仕度くと、陶入道存じ候折節、城にも長き籠城には糧米これなく、降參の詫言申すに付、分別なく入道領掌致し、正賴嫡男を人質に取り、和睦相調ひ候。同年十二月末に、義長御供仕り、陶入道も山口へ歸陣仕り候事。

伴田の小屋を切崩す

伴田の小屋御切崩の事

天文廿三年十月廿五日、伴田の小屋御切崩させ有るべしとて、御人數遣され、御手廻り衆能越し、卽時に切崩し、敵數多討取り候て、各、手柄仕り候。中にも粟屋縫殿允手柄比類なきに付、御父子樣御兩判の御感狀下され候事、件の如し。

天野左衞門入道慶安の事附江良丹後守興房誅せらるゝ事

大内左京大夫晴英、津和野より歸陣ありて、陶入道を始め、一門家老悉く召集め、毛利家退治の談合候時、江良丹後守兄江良彈正左衞門興綱出られて曰く、良將は戰は

天野慶安間諜に選ばる

ずして謀を宗とする由、古より申し傳へ候條、先づ間諜・計策の御密談、然るべく存じ奉ると申上げければ、一座の面々尤も餘儀なく存ずとて、間に遣さるべき人柄誰彼と僉議の時、天野左衛門入道慶安事、才智武功に之あり、人の氣を取り損ふ者にてはなし、此者然るべしと各、選び出すに付、陶入道彼慶安を呼びて、晴英仰として、右の趣具に申し聞かせ候。天野承り、御家來人多き中に選ばれ、私に仰付けられ候御心入、有り難く存じ奉り候。誠に間を用ふる事、古に御座候と承り及び候。さりながら、間に遣され候時は、武功才智之ある者ならでは、調へ候事相成らずと申す儀に付、私式何として首尾相調へ申すべきや、別人に仰付けられ然るべく存じ奉るの通り、再三辭退仕り候。全姜聞いて、御前に於て御僉議の節、御自分ならでは此儀を調へらるべきに之なくとの御吟味にて、仰せ出され候へば、御斷りは立ち申すまじく候。屋形の思召すまゝに、此御役相調へられ、御一戰御勝利に於ては、御恩賞御希望に任さるべく候。此儀僞りにて之なく候と、誓紙血判をすゑて之を出す。慶安此上を辭退仕り候時は、却つて臆し仕るに似候間、御請仕られ候。仰せ申す事は、

千に一つと思召され候へども、さりながら、若し事現れ、如何樣の攻めに遇ひ申すとも、白狀は仕るまじく候。世悴兩人御座候間、御取立てなされ下さるべきの通り申し候て後、先づ入道殿の思召しよる處の、御行を承り度くと申せば、全委聞いて、御自分に候智慧・才覺、人に勝れたる仁なれば、委細申すに及ばずと雖も、大概の物語を申す。敵は此度畑の合戰に勝利を得、彌々利に募り、此方へ働き申すべく候間、此御方の御人數を二手に分け、一手は末生川へ打出で一戰仕り、勝利を得る時は、申す處なく候。若し勝利を失ひ候時は、横山へ引取り、城を堅く守り、敵を誘引き寄せ、討ち果すべく候。又敵川を渡らずして對陣せば、分け置きたる勢を東へ廻し、大竹より敵の後を襲ひ戰ふに於ては、味方の勝利疑ひあるべからず、我等存じ寄り是なりといへば、慶安承り届け候とて退出す。其後に無實の科を申し懸け、天野を追放する。茲に因りて牢人致し、一僕をも連れず、元より近付きなれば、平左源七郎所へ尋ね來り、源七郎出合ひ、如何樣の仔細にて、斯樣の體にならせられ候やと尋ねければ、慶安淚を流し、貴所御存じの通りに、右馬頭殿御懇の私に候へ

元就慶安を引見す

ば、陶入道より隔心致し候折節、讒者之あり、無實の科を蒙り追放せられ、斯様の體に罷成り候、自害をも致したく候へども、餘りの無念さに、左様も仕り難く候て、便るべき方のなければ、御心體御恥かしくは候へども、參上致し候由申すに付、横手を打ち、扨々案外なる儀共に候。さりながら篤と御休息なるべし。序でを以つて右馬頭殿へ申聞け候はゞ、先年より懇志の儀に候條、仔細なく許容仕らるべしと申して、慶安を休息させ、平佐は御城に罷出で、右の段具に申上げ候へば聞召され、彼者儀は義隆御沒落の砌、陶方一味仕り、鏑矢を射懸けたる通り聞き及び候。一應申付け敷事〔まじき事カ〕なれども、敵方の樣子聞召され度き折柄なれば、早々同道致し罷出づべき通り仰付けらるゝに付、罷歸り、御意の趣申聞け候へば、扨々有りがたく存じ奉り候と、源七同道して御城に罷出で候處、元就公御對面遊され、扨て先方は先年の好みを忘れず、此方へも參り候儀、御祝著思召され候。彌〻相變らざる心底に於ては、所帶の地をも宛行はるべき旨仰聞けられ候。慶安涙をたれ、有りがたき上意、生々世々忘却仕るまじきの通り申上候。其後慶安を御側近く召寄せられ、敵方の事共

伺ひ聞くと雖も、其實否不正の處に、其方不慮に參り候儀、寔に天の與へ給ふ處なり、晴賢行ひ如何に候やと、御尋ねなされ候へば、慶安承り、去る畑の合戰に、味方負け申すに付、全姜も競を失ひ申すに付、追つて人數も減少仕り候。されども弱氣を見せ申さゝる樣にと存じ候故、岩國へ出張仕り、横山に陣を取り申すべく候。さ候はば、早速御馬を向けられ、御退治御手間は入り申すまじく候。御本意遂げらるゝに於ては、此慶安も御威光を以つて、素恨を遂げ、有りがたく存じ奉るの通り申上候。元就公聞召され、敵方の儀共御心元なく思召され候處に、委細御聞き屆けなされ、御安堵遊され候。其方なくては、誰ありて斯樣に申上ぐべきとて、御感悅淺からず候。慶安心底に、大方申し調へ候と存じ、滿足致し、此御方へ參り候はゞ、定めて召出され、陶方の樣子等御尋ね遊さるべき間、委細に申上げ、一日も早く御馬を向けられ、御退治遊され候樣にと存じ奉り、參上致し候通り申上候。元就公御意に、早速出馬し退治すべきと思召し候へども、爰に密事の儀あり、其方など如きの別心なき者ならでは、知らせられず候。江良丹後守事、此方へ内通す。我等も内々申し談じ

たく存じ候間、彌〻約束の通り違變之なき樣にと思ひ、忍びて使を遣す處に、周防一國の約束にて、起證文差越し候。興房方より一左右次第に、出馬せしめ、討果すべく候。さりながら其後到來之なく候。畑の合戰にも興房事出合ひ申さず候。萬一隱謀顯れ申し候やと、心元なく候。是を見候へとて、興房起證文御見せなされ候へば、慶安仰天仕り、扨ては丹後守御味方仕り候や、彌〻御退治は疑ひなく存じ奉り候と申上候。そこにて御意、其方事日頃の好みを忘却仕らず、此方を賴み參り候儀、寔に我等武運の强き印なり、岩國へ忍び行き、興房と密談せしめ、陶を僞り引出して、討果す行ひ仕るべく候。丹後守其方を疑ひ申さゝる樣に、御狀遣さるべき通り、仰聞けられ候へば、天野悅び、斯樣の御使をも仕るべき私と思召し、此の如きの御意ありがたく存じ奉り候。御書成され候はゞ、持參致し、興房密談仕るべしと御請け申上候。元就公御意に、御請け如何樣に申上ぐべきやと思召され候處、別條なく申上げ、御祝著遊ばされ候。此儀相調ひ候はゞ、望みに任せ、御恩賞宛行はるべき旨仰聞けられ、次には又斯樣の申談じ調はざる内に、敵嚴島へ渡り、海上の運送を止

慶安元就の様子を陶に通ず

め申し候時は、味方の損多し。何卒入道嚴島へ渡り申さゝる樣、才覺仕るべきの通り、御含められ候へば、慶安畏み奉ると申して、御書受取り、早速防州へ馳下り、岩國へは行かず、直ちに山口へ下り、陶入道に對面して、樣子委細に申聞かせ、御書取出して入道に見する。

私に考ニ後太平記ニに　內々依レ爲ニ親昵一、通ニ隱書一令ニ悲歎一之所、預ニ御許容一、生前之大望不レ可レ過レ之、彌御隱謀所レ仰候。委此僧申含候不宣

十月八日　　當所加符三寸 勝木

全姜手を打つて、かゝる足下の大事を知る事、武運全き賜なりと、急ぎ江良丹後父子討果すべしと治定候。口與房は、分別ある者なれば、少しもがさつなる奢りもなく、弓矢の本意を考へ、陶方へ申し越すは、此間敵方に目付を置き、元就行跡を承り候處に、武略・智謀他に勝れ、其上一門家老其以下迄、悉く衆議一味仕り候間、小身にても侮り、御退治あるべき事存じ寄りも之なく候。何卒御和睦ありて、御當家に對し、元就疎意御座なく候樣に、御談ぜられ候はゞ、往々御爲め然るべく之あるべ

陶江良父子を討つ

き旨、申し越し候へば、却つて入道存じ候は、彌、毛利家內通の儀紛れなしと申して、段々に討手を遣し、岩國琥珀に於て、丹後守幷に嫡子彥二郎父子共、闇討に討果し候。さ候て後、三浦越中守差越され、岩國に置き申し候事。

元就公吉見正賴御對談の事

元就正賴會見

吉見正賴籠城の時、御加勢として遣され候二宮・伊藤兩人へ、よりみの地送り遣され候。正賴口上に、此度陶方和平の儀、以前申し談じ候首尾相違ひ、迷惑存じ奉り候。さりながら當分糧米に詰り、一先づ和談申し仕り候申し談じ候趣少しも相違御座なく候と申され、重疊御斷り御座候。然らば以前申し談じ候樣子にて、御面談仕り度き儀御座候間、中途へ御出で遊され候へかし。直談仕り度しと申し越され候に付、日限御極め成され、互に御馬廻り計りにて、御忍びなされ、中途へ御出合ひ遊され、御談合の時、元就公仰せられ候は、御息の事、山口に居られ候。差捨てられ難き儀にて、如何成らるべく候やと尋ねられ候へば、忰儀は、我等手立を以つて引取

り申すべく候間、御心安く思召されるべきの通り申され、首尾相違之なき様に、御談合畢りて御歸り遊され候。其後正賴事、山口へ參られ、此內進め置き候忰の母、難儀に相煩ひ申し候一子にて御座候に付、一目見相果て度くと申し候て、歎き申し候。暫時の御暇下され候樣にと、重疊申され候へども、兎角の返事も相聞えざるに付、路次迄迎への者共歷々呼び寄せ、夜に紛れ、子息をぬかし、渡り川迄先へ遣し、跡より正賴も急に歸り申され候。山口衆聞付け、大人數にて追駈け候へども、討留め候儀相成らず、正賴父子異儀なく在所へ歸り申され候事、以上。

嚴島新城を築く事附敵船の事附己斐新里書狀の事

元就公思召され候は、陶入道事、定めて此方へ發向仕るべく候。さ候時は、豐前・防長大內家の領國にて候間、人數二萬は之あるべく候。御味方は僅か三千足らずの御人數たるべく候。平場にての御一戰、御勝利之ある〔間敷カ〕べく候。嚴島に新城築き、何卒御手立を以つて、陶を彼島へ渡海させ、有無の御一戰遊さるべしとの御工風にて、

嚴島に新城御築き成さるべき旨仰出され、御家老中を初め、入らざる處に城を御構へ成され候ては、御人數の費えなり、如何したる御奥意に候やと、不審仕られ候。然らば其後城地御見合せあるべしとて、急に御渡海遊され候處に、何國より參りたるとも知らず、敵船三艘御座船へ押懸るに付、御供船の衆、御座船の間へ乘込み、敵船を隔て防ぎ申し候。此樣子を見て浦兵部少・飯田七郎右衞門軍船を漕出し、急に押付け攻め戰ひ、桑原掃部介名乘りて、眞先に働く敵を飯田討取り候に付、敵船漕ぎ逃げ候を押懸け、數多相捕り候。御供船衆並に兵部・七郎右衞門手柄なる働を仕り。御眼前の儀なれば、一入御感悅遊され候。各〻召出され、此度城御見立て之あるべしと思召し、御渡海候處に、不慮に敵船來り、既に御難儀に及ぶべきに、各手柄なる働き故、御勝利を得られ、御滿悅淺からず、是とても大明神の御加護と思召され候と御意にて、一入明神を御信仰遊され候。夫より直に御渡海遊され、數多首共懸け置かれ、當島に於て、陶入道を討果され、御本意遂げらるべき瑞相なりと、御觀念遊さるゝの由にて、其後城地御見立て遊され、普請仰付けられ、頓て成就の上、己

斐豐後守・新里宮內少輔兩人を大將として寄合せ、五百餘籠め置かれ候。吉川殿衆には樋口彥兵衞・佐伯源左衞門、備後衆には江田の德內・伊藤・片岡、福原殿衆には福原刑部大夫、此外小早川殿・宍戶殿衆籠め置かれ候。弘治元年の春、城普請成就仕り候事。

己斐新里が書狀

山口より櫻尾の城に籠め置き候毛利興三事は、元來御同姓なるに依りて、御當家を賴み、大永年中、關東より下られ候。元就公御許容なされ、大內義隆に預け置かれ候へども、御沒落の刻、陶一味仕り、殊に入道殿の氣に合ひ、伽の者の如く心易く罷成り候間、別心有るまじと存じ、櫻尾の城に御籠め置き候。右の樣子に付、元就公御手先に罷居り候者、御助けなるまじくと存じ、陶厚恩を□□候義理を申し立て、山口へ罷下りたきの通り申すに付、彼地へ送り捨てられ候。山口へ罷下り候て後、彌〻入道側近く奉公仕るに付、己斐新里方より書狀を遣す。其文言に云く、

貴殿御事、今度入道に御隨身之儀不ㇾ及二是非一存候。御存之通、彼者事大內家代々の大臣にて、□□恩祿座上乍ㇾ仕忘二重恩一義隆公御父子を奉ㇾ討事、誰か是を惡まざら

んや。是のみならず、御養君三位中將殿、攝政關白遂げ給ひたる二條左大臣尹房公、其外公卿・殿上人爲ニ何恨一も有間敷に、恥辱を與へ奉レ殺事、前代未聞の儀也。寔に人面獸心の惡人とは、斯樣の者を可レ申。然るに御隨身之儀無ニ勿體一存候。以前御一所に罷居御懇意難レ忘遠慮を不レ顧如レ此候。右馬頭殿へ御降參尤に存候。於ニ御分別一は兩人申談、宜樣可ニ申調一候。早々

當境御越し候はゞ、定めて各ゝ一所に御勤め候樣相成るべく候。以前に相變らず申し談じ度く存じ候通り申し遣し候へば、頓て其書狀を入道へ披見に入れ候。全姜此狀一見し以つての外腹立して、急に彼島へ渡海し、一時に城を攻め崩し、兩人の首を獄門にかけ、憤りを散ずべしとて、怒り申し候事。

海田保木の野間隆貫〔實カ〕御退治の事

安藝の府中海田・保木の城主隆貫〔實カ〕事、以前は此御方へ御馳走仕り候へども、防長御手切以後は、陶方へ一味仕り候に付、小幡左衛門・羽仁中務兩人に、人數三百餘附けて

元就野馬隆貫を討つ

差遣し、保木の城へ籠め置かれ候。然るに付隆貫事、吉田の樣子承り合せ、山口へ注進仕るの通り聞召され、天文廿四年弘治に改元の夏、保木へ御馬を向けられ候。兩川殿・宍戸殿・此外御幕下衆都合御人數三千五百なり。福原貞俊・志道廣良御旗本の御手先にて、押寄せられ候。吉田と保木の中間十里計り之あり、此間に賀部川とて大河あり。川を渡らずして行く時は、隅本とて保木の城下に近き在郷あり。此御方には定めて川を御渡しなされずして、隅本へ寄せらるべきを敵方に考へ、城兵大方隅本表へ出で待ち懸け候處に、御旗本を始め總人數賀部川を渡し、佐東表へ寄せられ候樣に、敵に御見せ成され候へば、人數を城より呼返し、西の方へ差出し候。夜に入り候て、吉川殿・宍戸殿御一家の人數を跡へ戻し、川を越させ隅本へ押寄せ候樣仰付けられ候て、〔間カ〕野間隆貫驚きて、西の方へ差出し候人數又呼返し、隅本へ差向け候。其時御旗本を東の方へ寄せられ候へば、城兵案に相違し、東西の敵を防ぎ兼ね候刻、御旗本の先衆福原貞俊・志道廣良兩手を以つて、本丸と取出の間取切られ候。小早川殿衆一番に天神山へ乘込み候。吉川殿衆は城の新丸へ乘込み候に

付、野間相叶はず、降参の詫言申上候。熊谷信直取扱を以つて、隆貫家老野村助五郎一人切腹仰付けられ、隆貫一命御助けなされ、下城仕り候。山口よりの加勢小幡羽仁事は、山口へ差捨てられ、城をば則ち破却仰付けられ候。高名の衆、御旗本にては、赤川左京亮・同源右衛門・粟屋彌四郎・兒玉四郎兵衛・志道源藏・桂善左衛門、此外追々之を記すべし。小早川殿にては井上又右衛門、吉川殿衆には森脇市郎右衛門比類なき手柄仕り候、件の如し。

吉田物語 巻第四 終

吉田物語　巻第五

防州末生御出馬の事附藏重固屋落の事

神領表合戰

弘治元年五月五日、防州末生へ御出馬候。敵少々打出で、小迫合之あり。粟屋木工助手柄仕り候。御父子樣御兩判の御感狀之を下さる。夫より神領表へ御馬を向けられ候處に、町野入道・同相模守兩人大將にて、畑の合戰に討洩らしの者共、一千餘出向ひ、明石表に罷在候。元就公敵の樣子を御覽遊ばされ、畑の合戰に打負けたる者共、殊に小勢にて控へ居り候は、定めて合戰仕るべしと、存じ切りたる者共なるべし。少しも侮る事有るべからずと上意にて、一の御先吉川殿・熊谷信直、二の御先小早川殿・宍戸殿・天野隆重、三は御旗本組なり。同日十三日、此方より懸つて合戰を始むる。敵も兼ねて期したる事なれば、少しも退かず相戰ふ處に、二陣の小早川

殿・宍戸殿相備へ、共に一同に押出し、横槍を入れらる。其時御旗本衆、我先にと突いて懸る。此勢に敵崩れ逃ぐるを、七十餘人討取り候。御旗本にて手柄の者は、粟屋木工允・佐藤又右衛門・中村新右衛門、孰れも御父子樣御兩判の御感狀下さるゝなり。中にも木工允は、先驅け仕るとの御感狀なり。吉川殿・宍戸殿御幕下衆の家來にも手柄仕りたる者多し。姓名之を記すべし、件の如し。

右明石合戰同日に、藏金の固屋御破りの由、三河又三郎手柄仕り、御父子樣御感狀頂戴仕り候事、以上。

藏金の固屋を破る

吉和山里御出馬の事

吉和山里へ出馬

同年七月、元就公・隆元公、吉和山里御出馬成され候處に、吉川殿儀御出合ひ候て、御一所にて、此度は一揆共の根を斷ち有るべしと御談合候。然る處に、一揆共防州勢に相加り、切所を構へ居る候通り聞召され、同月十三日に押懸らけれ、卽時に追崩し、二百餘人討捕られ候。吉田衆には井上助十郎、是は源右衛門事なり。輝元樣

御代備中賀茂にて討死仕り候。兒玉四郎右衞門・桂善左衞門・福原總右衞門・井上民部・坂新五左衞門・福原左京・轉與太郎・同與三右衞門・富落小次郎・同七郎左衞門と、鐵炮の者手柄仕り候。就中富澤小次郎・轉與太郎と名乘りて、敵二人切伏せ、手柄仕り候。何れも御感狀下さるゝなり。吉川殿衆には、二宮木工介・森脇市郎左衞門・朝枝因幡・山縣四郎左衞門手柄仕り候事。

友田高森の城に對城を構ふ

藝州友田の高森と申す山を城に拵へ、防州より武田刑部少信貫を大將として、八百餘の人數を籠め置き候に付、此御方よりも、猿山を向城に築き、進藤豐後守を籠め置かれ候。此武田刑部事、尼子晴久より武田家斷絕の時、彼家を相續させ、佐東金山に住居申され候處に、天文十年、晴久吉田を敗北の刻、城を明け出るに付、其後は尼子殿許容なく候故、牢人仕り、防州へ罷越し候。之に依つて玆の如きなり。

尼子晴久新宮黨を果され候事

新宮黨の來由

新宮黨の由來を尋ぬるに、尼子修理大夫經久（後伊豫守と號す）二男尼子刑部大輔國久（後紀伊守と號す）

元就謀を以て新宮黨を亂さんとす

是元祖なり。經久の嫡子は民部大夫政久と云ふ。永正十年九月十六日、雲州伊與の城にて、矢に當り死去なり。政久嫡男民部大夫晴久後修理大夫成長し給ひて後、經久より孫讓りに家督し給ふ。依つて晴久の爲めに、伯父なり。國久嫡子民部少誠久・二男兵部少豐久・三男小四郎敬久・四男又四郎・五男與五郎といふ。又誠久の嫡子を刑部少氏久・二男甚四郞吉久・三男善四郎季久・四男孫四郞勝久。後號ニ晴久ー然る處に、晴久嫡子左衞門督義久を、國久壻に取られければ、一門と云ひ、武功と云ひ、一族衆多ければ、威勢雙ぶ方なし。夫に就き元就公新宮黨堅固なる間は、雲州を御手に入れられ候儀、一向なるまじと思召され、新宮衆、毛利家へ心寄せられ、晴久へ逆心の通り世上へ取沙汰之ある樣に遊さるゝに付、晴久是を聞付けられ、世上には如何とも云へ、我等に對し一門衆逆意あるまじ、さりながら、不審なる取沙汰なりと思ひ給ふ時節、元就公は、御殺し成されずして叶はざる科人に、此使を仕り候はゞ、一命を御助け成さるべく仰付けられ、順禮の體に成され、其者の肌に新宮衆への御密書を文箱に入れ、御付けさせ候て、又御中間頭武功之ある者に、樣子を篤と仰せ含めら

晴久元就の計に陷る

れ、物聞として雲州へ遣され候。此兩人の者、雲州へ參り、人離れの山中にて右順禮を殺し捨て置き候て、御中間頭は罷歸り候。所の者見出し、衣類を剝取り、肌に付けたる文箱を所の代官へ差出し候に付、代官早々晴久へ披見に入れ候。右密書の御文體に、內々互に御意を得候一儀、御別心なく、彼等を討果され候に於ては御所領の儀、御望の如く、雲・伯を進め置き申すべきとの、御神文なり。晴久見給ひ、扨ては世上の取沙汰事大事なりと思ひ給ふ處に、富田の城御裏向、然も平人の參る事相成らざる所に、落文之あり。宛所もなし、日附名もなし、其文に、我等事は、毛利家へ味方仕り候間、此以後たとひ存命候とても、御目に懸り候事は有るまじく候。扨々御名〔殘脫カ〕惜しく存じ候儀は、筆にも盡し難しなどと書きたる文なり。見付けて、何角と申し合ひ候を、晴久聞き給ひ、此文を見て彌〻驚き、逆心疑ひなしとて、相果たすべきに內談極る。天文廿三年十一月朔日、尼子家の舊例にて、來年中の備定談合の爲め、一門家老盡く登城する。晴久は風氣と號し對面もなく、日暮に及ぶ迄料理も出さず、新宮衆を飢につからかし、其後晴久日暮れに及び、彌〻氣

色不快に付、著座相成らず候。重ねての談合仕るべきの通り、使者を以つて申出づるに付、各〻退去候。國久は老人故、子供衆より先達て出られ候。討手申付けられ候大西十兵衞・本田豐前守、道につくばひて罷居り候。紀伊守兩人の者共へ一禮有りて通らるゝ處を、東西走り懸り、組みて岨道より谷へ落ち候。谷底は一入闇く候に付、豐前守上か下かと詞をかけ候時、十兵衞大事の仕物なり、籠めて突けと答へ候。其聲を聞いて、國久を突殺し、首を取りて實檢に備へ候。紀州嫡子誠久は、父の心添として、一同に退去候を承り候者共討果し、首を取る。跡より參られ候子供衆・孫迄此樣子を見て、覺悟致され候に付、討手の侍歷々なれども、手を付候事相成らず、皆〻伏して通し候に付、異儀なく新宮へ歸り籠城候。翌二日早天より、富田の侍共殘らず新宮へ押寄せ攻め候へども、一向攻め崩し候儀相成らず、富田にも口を聞き候程の侍、半分討死仕り候。新宮に奉公仕り候者共は、本手の者の二男・三男・親類・縁者なれば、別にすべき手立もなし、呼び取り候へとの儀にて、親・伯父・舅何れも親方共城端迄參り、紀伊守殿を先として、新宮の御一族晴久に逆心に付、此

の如く仰付けられ候。逆心不義の主人に屆け候時は、却つて侍の本意にあらず、早早御許手へ降參致し、御奉公仕り、立身致せと聲々に呼ばはり候。茲に因つて過半缺落仕り、城は無勢に成り候に付、二日の夜中兄弟・伯父甥一所にて、切腹なり。其時紀州の孫子孫四郎殿は幼年に付、乳母懷中に隱し、新宮を落ちて、備後の聽分寺へ行き賴みければ、住持受取り介抱致し、成人ありて出家になり、後に京へ登り、東福寺に居られ候。是れ晴久なり、件の如し。

藝州矢野千手山攻取られ候事

矢野千手山を取る

弘治元年乙卯四月十一日、矢野の千手山に陣取り候敵の陣城、明神山へ取懸けられ、御切崩し候時、高名の衆粟屋木工允・赤川又五郎、元就公・隆元公御兩判の御感狀なり。

同年に、藝州山里城を築き、三戸新兵衛御加增下され、城番仰付けられ、差置かれ候事。

陶晴賢入道全姜〔薑〕嚴島の城を攻むる事附桂元澄計策の事

元就公、常に陶入道と御一戰を遂げられ、勝負を決せらるべしとは思召され候へども、豐・筑・防・長の人數二萬か一萬八千は、堅く之あるべく候。御味方は御用に立ち候者雜兵共に三千ならでは之れ無きに付、平場の御一戰些か危く思召され候に付、敵を嚴島へ渡海仕らせ、彼地に於て勝負を決せらるべしと御工夫にて、常々の御物語にも、陶入道嚴島へ渡海候て、海上の運送を止め、諸所へ手を配り働くに於ては、御當家の御手遣御不自由なり。其上糧米の陣入之なき時は、畢竟御負に相成るべしと思召され、彼島へ新城を御拵へ成され、入道渡海なき樣にと御手遣遊され候通り、各、御咄しの序で〲に仰聞かれ候。大將の御物語は、一日の內に國中にも聞え候ものなれば、吉田の取沙汰を全姜承り、左樣も之あるべしと存じ候。則ち天野入道慶安牢人致し參り候時、御咄しの序でに、仰聞けられ候て、此段委細陶方へ慶安

陶晴賢渡海せんとす

物語仕り候。其上己斐新里方より、毛利の三方へ遣し候書狀披見致され候。以ての外腹立ちて、とかく嚴島へ渡り、彼城を攻落し、彼等兩人が首を刎ね、憤を散ずべしと存じ候に付、先づ防州岩國迄出張し、茲に於て人數を揃へ候內、弘中參河守方へ嚴島渡海の儀、談合仕り候。參河守聞いて、宮島へ御渡海の儀、御延引然るべく存じ候。元就智謀深き大將にて候間、如何樣の手立之あるべきも知れず候。就中宮島に新城を構へ候事、是又如何樣の慮に候や計りがたく候間、篤と御見聞候て、御渡海あるべく候と、意見申し候へども、入道分別なく、結句臆病なる申し樣とてそしり、彌〻人數を集め申し候事。

元就公、桂元澄を召して密に仰聞けられ候は、此度陶入道宮島へ渡海仕るに於ては、御一戰を遂げられ、有無の勝負を決せらるべしと、御議定候。然る時は、吉田御留守居の儀、御賴成され度く思召し候。宮島に於ては御討死遊され、御妻子の儀御恥辱之なき樣に作廻し候はゞ、如何樣に成させられ候後迄も、御本望たるべく候。次には又陶方へ對し、我等逆意の仔細を書立て、誓紙血判にて內通仕り候樣にと、

仰付けられ候に付、其意を得奉候通り御請け申上げ、入道方へ申入れられ候趣は、我等儀元就に對し、遺恨の儀共數多御座候。箇條を以て貴意を得候間、御披見に入れ下さるべく候。是の如きの儀共、數度に及ぶに付、一度逆意を企て、本意を遂げ度しと正願に候へども、小身の私にて候へば、存念を返し候儀罷成らず候。義長公の御威光、貴老の御太刀影を以つて、本意を遂げ候はゞ、生々世々忘れ置かず、有りがたく存じ奉るべく候。右の通りに付、御本意の上、所領等の儀、聊か望み御座なく候間、御懇意成し下さるべく候。今度宮島御渡海遊され候はゞ、元就も渡海仕るべく候。左なく候はゞ、兵船を集め、船軍仕り候。如何樣地を離れ、罷出づべく候間、其節逆心を企て、吉田を攻取り申すべく候。然る時は、元就敗軍疑ひなく候。此外御手立の儀御座候はゞ、委細仰付けらるべく候。其節に至り申すべく候。右の條々僞り申上ぐるに於ては、〔脱カ〕靈社の起證文に血判を居ゑ、密に岩國へ遣し申され候へば、陶披見し、大に悦び、不日に嚴島渡海すべく候間、仰越され候趣、相違なく相調へらるべく候。さ候はゞ、御本意の上、御望に任せ、御恩賞之ある樣、屋

三浦越中守宮島に渡海す

陶渡海

形へ申上ぐべく候。此段僞り之なしとて、誓紙にて返翰仕り、則ち海上の巡見として、三浦越中守を差出し候。三浦究竟の兵五百人召連れ、數艘の兵船に乘りて、嚴島・草津・仁保島等巡見致し、仁保島へ船を寄せ打上り候。此島の城には香川光景居られ候に付いて、城兵二百餘人出向ひ、防戰仕り候。香川自身槍にて敵を突伏せ、手柄仕り候。家來の宗像三郎左衛門、槍にて一人討取りければ、越中引退き乘船仕り候。日已に暮るゝに付、其後御防戰も之なく候。香川家來芥川七郎二郎討死仕り候。さ候て、越中守岩國へ罷歸り、海上の樣子入道に申し聞かせ候上、渡海の段諸輩へ申渡し、弘治元年九月下旬、豐・筑・防・長、四箇國の人數都合二萬の勢を引率し、兵船數百艘に取り乘りて、宮島渡海仕り候。船手警固大將は宇賀島と申す者なり。扨て入道嚴島へ著船候て、塔の岡へ本陣を居ゑ、總勢は岡の東西に陣取り、晝夜稠しく城を攻め候。弘中參河守は、一同に渡海せず、一兩日跡より渡り候時、申し候は、陶入道敵の手立を知らずして渡海候。我等事敵に手立之ある段、推量仕れども、渡海仕らざる時は、臆病者と嘲りを請くべき事、口惜しければ討死仕りに渡り

候間、各能く承り候へ、後年の爲めに是の如く申し置き候とて、遺言仕りたる由に候事。

元就公草津御出張の事附御願文の事

元就公、陶渡海仕り候通り聞召され、頓て草津へ御出張著到成さるゝを以つて、御人數御沙汰遊され候處に、吉田の御留守にも、御人數を置かせられ、諸所の城番仰付けられ候に付いて、御三家の人數共に軍用に立ち候者、雜兵共に三千三百餘之あり、御幕下衆には、石州の出羽、藝州にては熊谷・天野・阿曾沼・三次・飯田・遠藤・薦原・香川淡路守は父子・山縣・福井・福島・桑原・豐島、備後衆には杉原若狹守・山田出雲守・同左衛門・浦兵部・宗像、此衆の人數一千餘之あるに付、總御人數四千四百計りに候。草津にて小早川殿御待ち請け成され候處に、頓て御出張候へば、野島・來島方へ御手遣ひ候やと御尋ね成され候。浦兵部を御使に遣され候通り、御返答成され候。隆景、兵部を召寄せられ、野島方への御使仰付けられ候時、兵部御請に、沖警固御味方

仕り、御馳走致し候樣にとの御事、委細心得申し候條、仰の通り申開くべく候。若し承引仕らざる時は、剌違へ御用に立ち申すべき覺悟御座候間、左樣御心得下され候樣にと申上げらるゝの由。其後沖より軍船數百艘押來り候。定めて伊豫の沖警固にて之あるべく候。御味方に參り候やとて、上下御見物遣され候。陶方よりも馳走賴み存じ候通り、手遣仕り候に付、敵方にも同前に見申し候由。然る處右の船共、二十日市の沖へ乘込み、碇を下し申し候時、扨は御味方に參り候とて、上下御大慶。敵方には力を落し申したる由にて、後沖警固兩大將より、使者を以つて御馳走申上ぐる爲め、各船三百艘にて罷越し候通り申上げ候へば、口上の趣聞召され、御感悅大方ならず、飯・米・鹽・味噌・薪等迄遣され、其上御本意の上は、矢代島一圓に遣さるべきの旨、仰渡され候。其已後宮の城如何とも候や、御心許なく思召され、瀨戸の大船一艘能くかこひ、城の樣體承りに、夜中遣され候。此船敵船に紛れ、城近く押付け、端船を以つて城中へ內通申し候へば、水の手を取られ、難儀仕り候。櫓をも掘崩るを、著物を破り、大綱に打ち、漸く抱へ留め申す體に付、今の分に御座候は

ば、十日とはたもち申すまじく候通り申すに付、能く〳〵承り屆け候て、罷歸る趣申上候へば、樣子聞召され、近日御渡海成さるべしと思召され、嚴島大明神へ御願狀を籠めらる。其文に曰く、

夫以嚴島大明神者、本地大慈大悲觀世音菩薩也。元就謹而所㆑奉㆑祈之發願者、蒙㆓朝敵追伐之勅命㆒、斧鉞之前卒臥㆓病席㆒、當㆑敵武運已微也。嗚呼冀者今在㆓大慈大悲誓一願㆒、爲㆓本復㆒。苟元就汲㆓平城桓武之二流㆒、而生㆓神明擁護之門㆒、扇(仰カ)㆓垂光利生之德㆒、于㆑茲有㆓多々良之家累代之臣謂㆑陶者㆒、橫㆓振(ほしいまゝに)猛威㆒、剩弑㆓其主㆒、蔓㆓八逆罪㆒、葛藟相連而動㆑國殘㆓賊民㆒。渠積惡誰豈不㆑惡㆑之矣。恐息隆元雖㆑爲㆓尫弱㆒、依㆓綸命㆒發㆓義兵㆒、欲㆓斷㆑根拔㆑葉、神者不㆑稟㆓非禮㆒、與㆓正義㆒所㆑仰㆓天誅㆒也。伏乞有㆓悲歎之感應㆒、當社造營可㆑超㆓過淸盛志㆒者也。

弘治元年十月廿八日　　大江元就敬白

斯の如き御願狀御認めなされ、志道源藏就良を御使として渡されけるに、源藏社人のごとく、淨衣・烏帽子を著、幣帛を持ち、雜魚を賣る小船に便をこひ、嚴島に渡る

處に、宇賀島・大島の海賊共、番船數百艘を竝べて之有る中を通り候へば、大船より かきに懸り、魚船を引寄せ、雜魚を買ふ。何のとがめもなく宮の地へ上り、社頭へ參詣し、御願書を納め、神樂を上げ、敵陣の樣子を悉く見て歸る。此御願書を、社人より則ち陶方へ差出す。入道披見し、大に悅び候。然る處に、弘中參河守、陶本陣へ出仕して、此願狀は如何樣手立なるべし。明日未明に御人數は損じ候とも、無理攻めに城を破り候はゞ、元就如何樣の謀之ありといふとも、勝利を失ふ事必然なり。急に御攻めさせ有るべしと、諫めけれども、入道承引せず、城攻は十一月朔日と定め候事。

元就公嚴島御渡海御合戰の事附生捕の事附重見因幡守が事

元就公は、御渡海あるべきに御議定にて、草津より三里西の方、地御前・火立山へ御陣をかへられ候。路次の行列前後の次第もなく、三行にも通せばき所は、二行

にても押へ候へと、仰付けられ候は、敵より小勢に見え申す樣にとの儀なり。御陣替の翌日午の刻に、今日又草津御歸陣成され候間、御家中其外の小荷駄人夫、若輩の草履取・老人をば御先へ遣され候。道をば一行を押へ候へと、仰付けられ候に就き、軍用に宜しからざる者共に、小荷駄一同に草津へ罷歸り候。右仰渡され候時、總勢には若し雨風強く候はゞ、御滯留成さるゝ儀も之あるべく候間、二日・三日の飯米、上下共に腰に付け候樣にと仰出され候。さ候て其日の晩、嚴島へ御渡海遊され候條、上下共に棚の木一本・繩一房之を持つべし、三日分の飯米を腰に付け、右繩のたすき二つ卷き、相言は勝と問へば勝と答へよ。總船には篝燒くべからず、御座船の火を目當に仕り渡海すべし。船乘組の儀は、一番衆乘組み候て沖へ漕ぎ浮かび、二番衆來るべし。船場には船配りの者數多仰付けられ候間、込合ひ申さゞる樣仕り、船配りの者申し次第に、乘船仕るべく候。船著岸の時も、込合ひ申さゞる樣、一の衆・二の衆、段々に船より上り申すべく候。道筋の儀は、兼ねて枝折り仰付けられ候間、一手々々の續松にて、見分け申すべきの通り仰渡され候。河の內御船手衆へ

は、兒玉内藏大夫、下知を承り申すべく候。人數乘組みの儀、一番・二番、二手に御分け候間、一番衆を乘せ仕舞ひ、其船を漕出し候て、二番手を乘せ申すべく候。懸聲・櫓拍子仕るまじく候。又腰付の飯米の外、兵糧積み申すまじく候通り、仰渡され候。沖警固へは小早川隆景を大手へ差向け候間、此人數を乘せ申さるべく候。宮の内より先は、夜に入り大野の山緣を久芳の方へ行き、西の方より嚴島へ乘り申さるべく候。宮島の津乘過ぎ候時をば、櫓數無用にて候。最も懸聲・櫓拍子、總て高聲停止仕るべきの旨仰渡され候。各〻船手の衆申上候は、昨日より西風彌〻吹き募り、時雨れ申し候間、御船出し候儀如何之あるべきやと伺ひ申す處、御召され、最ものの申し樣にて候へども、今日は最上吉日に付、其上西風は御吉例に候。御乘船有るべく候間、左樣相心得べしと仰付けらる。隆元公へ御意成され候は、御自分には陸に殘られ候へ。宮の御一戰、若し討死遊され候はゞ、何とぞ御後手の御弓矢成し立て候樣遊され、御家を保たれ候樣にと、仰渡され候。御請には、元就公御殘り遊され候とても、渡海仕り候者共悉く討死仕り候ては、思召され候樣御弓矢は成り立

ち申すまじく候。まして私殘り候樣との儀、存知も御座なく候と仰上げられ、御具足の御上帶の端御切り成され、二度御結び遊されず候。御覺悟にて、御先へ御乘船遊され候。隆元公の御覺悟を見付け候て、御手廻衆、其外の者共も千死を極め、乘船仕り候。然る處に桂元澄殿に病氣を煩ひ付き、御供相成らず、焚火にあたり殘り居り申し候。臆病なる仁にても之なく候。如何樣の儀にて候やと、不審仕りたる由に候。扨て御船を出し候處に、時雨降り、浪風荒く、御難儀に御座候へども、半途よりは波風和しき、殊に西風にて之なく候に付、御供船に至る迄、異儀なく亥の刻計りに、嚴島の西鞁の浦へ御著船候。元就公、兒玉內藏大夫を召し候て、御座船を始め、一艘にても宮の地に船置き申すまじく候。早々漕返し候樣にと仰渡され候。兒玉承り、御座船をば殘し置き申すべしと申上げ候へば、御乘船を一番に先へ戾し候へと御意に付、山縣筑後守此御意を承り、內藏大夫申上げ候樣、惡しくと存じ候や、御前へ罷出で、總ての御船戾し申す儀如何に存じ候とて、御馳走にて御座候間、嚴島に懸置き御用を承るの通り申上げ候時、いや〳〵一戰に勝利を得候時は、五三日

元就必死の勇を示す

も此地滞留すべし。其内に迎船の儀は申遣すべく候。又打負け候時は、下々に至る迄船心にては討死の手際悪しく候ては、面目なき次第たるべく候間、早々戻し候へと御意に付、兒玉・山縣申談じ、御座船計り隠し置き、殘る船悉く戻し候處に、十町計り漕出し候間、火を置き申し候を、山より總勢見候て、彌〻討死の地盤を固め申したる由に候。元就公御船より御上り成され候時、爰をば何と申す所ぞと御尋ねなされ候へば、鞍の浦と申す所の由、船頭申上候。上の山はと御尋ねあれば、ばくち尾と申上候に付、扨ては打勝ちたるぞと御意成され候。宍戸殿・福原殿御挨拶に、拍子もよく御座候と、申上げられ候。上の尾へ御上り成され候刻、鹿一匹參り、御先へ立上り申し候。大明神の御加護にて、御道のしるべ仕り候と御意成され候へば、各〻有りがたく存じ奉る通り、申上げられ候。元就公御旗本手頭は、兒玉三郎右衛門・赤川左京・兒玉内藏允・平佐源七郎・粟屋與十郎、此外歴々なり。隆元公へは粟屋掃部介・國司右京・赤川十郎左衛門・同源右衛門・桑重彌三郎、五人御附きなされ候。吉川殿は、新庄の御手人數八百餘に、御幕下衆宍戸殿・福原殿、此外御一門中手勢計

元就嚴島へ上陸

りにて、別手なり。小早川殿は、大手へ御向ひ成され、沖警固の船に召させられ候。手頭衆は飯田讃岐守・河田備後守・鵜飼新八郎・豐島東市佐、船手は磯兼左近・野島・來島兩大將の兵船三百餘、彼是も亥の刻計りに漕寄せ候時、小早川殿仰せに、此の如く大浪にゆられ候ては、人數悉く船に醉ひ、明朝の役に立ち申すまじく候。其上敵船近く繋ぎ申す事も、如何に候間、大本へ船を著け候へと御意、磯兼左近・浦兵部承り、此の如き大風には、敵も味方も如何樣なる手立ても成り難く候。敵船の中を盜拔け、鳥居へ船を著け申すべく候間、御手數を夜中に少しづつ御上げ然るべく候。夜更け候間、敵も心付き申すまじき通り申上げ、船を盜す事然るべしとも、敵船筏を組みたる樣に並び居るに付、此御方の船著け難く候。時に兵部船端に立ちて、是は筑前の宗像・秋月・千手、各々の人數にて候。御加勢の爲め罷登り、只今著岸申し候。此船ども爰を少し開き候へと、高聲に申し候へば、晴〔闇カ〕夜なれば見分けも成されず、水夫共碇綱少々道を明け候に付、其間を通り、鳥居へ著き候て、御人數少々づつ上げ候。小早川殿は東の方、高き山へ御登り成され、夜の明くるを御待ち成され候。

元就公御先手吉川殿にて候へども、一の先に山へ御登り成され、諸勢も一手毎の先に、續松を持ち、道を見分け、悉く岸へ押登り候へば、早夜も明け方に成り候。元就公時分御計らひ成され、ほの〴〵と明くる時、貝を御吹かせける。鯨波頭を御白分に御揚げ成され候へば、諸勢一同に鬨を揚げ候。敵陣に此聲を聞いて、驚き騒ぐ事大方ならず候。弘中參河守・大和伊豆守・三浦越中守も、面々の陣所にては防戰なるまじくと存じ候や、陶本陣へ集まり候。夫に就き敵の總勢防ぐべしとは仕らず、皆塔の岡へ馳せ集まるに付、市の場・踏舞の場の如くに込合ひ申し候。其内に此御方の衆、塔の岡の上横山迄下し懸る。此時一刻に攻落せと御下知成され候へば、諸將面も振らずおろし懸け、自分逆茂木を押破り、攻め込み候て、陶方の大軍崩れ立ちて逃げ散じ候。全姜采配を取りて、きたなし者共と下知しければ、崩れ立ちたる大軍聞きも入れず、我先にと船に取り乘りて、逃ぐるもあり、大勢込み乘り、船乘り沈めて死するもあり。然る處に野島・來島・浦兵部並に河の内の警固衆軍船共、數百艘押懸け、打捕り追拂らふに付、宇賀島・大濱以下の船頭共悉く大島を指して漕ぎ

逃げ候。乘り後れたる者共は、山傳ひに敗北す。陶入道も切腹すべしと相極め、其覺悟仕り候處に、三浦越中守意見に、先づ一命を全うして山口へ御引取り候て、勢を集め、重ねて本意を遂げらるべし。我等殿（しんがり）を仕り、御跡を防ぎ申すべく候。若し敵急に押懸け候はゞ、討死仕るべく候。其間に落ち延び給へと申しければ、更らば船に乘り退くべしとて、山縁を龍ケ馬場へ退き、夫より大本の谷へ落ち、船の見合仕り候へども、一艘も見えざるに付、靑のりへ退き、船に乘るべしと手遣ひ候へども、船頭の大濱已下の者皆逃げて、船一艘も之なきに付、今は是迄なりと自害しければ、伊香賀民部・恒並佐渡・山崎勘解由申し談じ、入道頭を朽葉の袷に包み、山中へ持行き、岩の間へ能く隱し置き、垣竝・山崎兩人は、所を替へて刺違へて死す。以上侍七人入道の供を仕り候。中にも伊香賀民部入道は、陶若年よりの守にて、後見仕り候て片時も側を離れざる者なれば、我等死體を見付けて、全姜の首をさがし出す事もやあらんと存じ、一町計り濱手へ下りて切腹す。此三人の頭をば、兒玉內藏允手へ討取り候へども、何れの首とも知れず候處に、二宮木工介能く見知り、夫々と

申すに付き、知れ候。定めて此者共の自害仕りたる所にて、夆姜も自害すべしとて、木の葉を返し尋ねけれども、求め出し候事相成らず候處に、同五日の日、陶草履取乙若とて、年十四五歳なる童、最後迄供仕り、山中に隱れ居けるが立出で、兒玉內藏允に向ひ、一命を助け下され候へば、入道の首ある所を敎ふべしと申すに付、則ち彼を先に立て行き、取出し御實檢に備へ候。三浦越中守は、入道を何卒落し度く存じ、青のりの岨道に控へて居り候處に、小早川殿三百計りにて追駈けられ、越中待ち請けて切懸る。

小早川隆景の奮戰

隆景も自身槍を取りて戰ひ給ふ。赤川左京と三浦槍を合はせ、暫く迫合ひけれども、勝負付かず候。三浦一手の組の侍共、隆景を大將と見て、目に掛け、十六人突いて掛り、已に危く見え給ひける處に、御手廻の草井市之祐（又藤市ともあり）・山縣勘二郎・內海市郎・南勘兵衞御同朋なり。井上一忠、此等五人かけ隔て、一同に討死する。小早川殿も薄手を三箇所負ひ給ひけるに付、赤川左京御供仕り敵は離れ給ふ。小早川殿衆多く討たれ候通り、元春聞召され、急ぎ駈付け懸り給ふ時、此時吉川衆には樋口彥三郎討死する。清水新三郎は深手を負ひ候。越中守は組衆共

に三千討死して、唯一人石に腰を掛けて息をつく處、內藤內藏丞・高彌三郎兩人、後より弓にて射ければ、矢二筋中りけれども、淺手にて少しも屈せず、槍を取りて立上る處へ、二宮木工介馳合ひ、互に槍にて突き合ひ候處に、木工介、槍にて三浦の脇より肩先へ突通して、深手故倒れ候處を、井上又右衞門走り掛り、首を取らんとしけるに、嶮岨にて越中谷底へ轉び落つるに付、內藤內藏丞早く下合ひて首を取り候。越中守一組の者共能く働き油斷なし。其頃大內家にて十六騎と呼ばれし者なり。又隆元公御旗本へ、敵四五百人計り切つて掛る。御手廻り衆一命を限りに戰ひ候處に、元就公御旗本より、兒玉內藏丞・粟屋與十郎掛合はする。福原左近一手も掛合ひ、即時敵を追崩し、追討に殘りなく討取り候。御本手衆には掛合ひ數多手負ひ之あり。中にも粟屋又次郎討死仕り候。弘中參河守隆包・同嫡子中務大輔五百計りの人數にて、瀧小路を後にあて、追ひ來る敵を待ち居り候。吉川殿一番に追懸けらるゝ。弘中父子一途に極め切つて掛り、吉川殿衆切立てられて、十四五間し〔さカ〕たる處に、元春自身槍を取りて下知し給ひ、新庄衆取つて歸し相戰ふ。然る處に、

青景・波多野・町野等三百人計り、横合に突いて掛るに付、吉川勢已に突立てられんと見えし處に、熊谷伊豆守・天野紀伊守急ぎ掛合ひ、散々に切立てければ、青景・波多野・町野等叶はずして引退く。弘中父子は、瀧小路の左右の小家へ火を掛け、其紛れに上の山へ引上がる。小早川殿は陶入道落ち行く跡を慕ひ、青の里の方へ追掛けらるゝ處に、羽仁越前守・同將監卅人計りにて、山の際より切つて出る。其近邊に隱れ居たる敵共出合ひ、五百人計り一手に成り切つて懸り、小早川殿衆も返し合せ相戰ふ。然る處に石州の出羽中務掛合ひて、羽仁兄弟を討取るに付、殘黨皆背き退散するを、追討に數拾人討取り仕り候。弘中父子は、數百人の家人も討たれければ、瀧小路より上へ登り、新け馬場と言ふ大切所を幸に取籠る。此段聞召され、大廻りに柵を付、一人も洩らさゞる樣に仕るべきの通り御下知に依る。則ち柵を結ひ、朔日より三日の朝迄取籠り罷居り候。其内中務は勇士なれば、度々切つて數人に手負はせ切伏せ、家人を謀り呼取り、皆成敗仕り候。終には主從三人に成り罷居り候。中務又働き出づるを、吉川家來小坂越中弓に射ければ、其矢弓手の肩に中り、少し

ひるむ處を、熊谷家人吉田新右衛門組伏せ首を取る。此爲體を見て、父參河守腹を切つて死する處を、阿曾沼家人井上源右衛門走り懸る處を、參河守太刀を拔いて戰ふと雖も、朔日より三日の朝迄働くに疲れ、終に源右衛門に討たれ候。爰に大和伊豆守は、手勢七十餘人にて度々返し合せ戰ひけるに付、大方家人も討死し、纔に二十餘人になり退きけるを、香川左門衛尉追駈けて見れば、知音の伊豆守なり。直に名乘り合ひ、弱氣を見せじと一人嗜み戰ひける内に、元就公仰に、大和伊豆守儀は文武の達人と云ふ者なり、御家人に遊されたき由、常に御意に候事を存じ出し、御心入の段を伊豆守申聞かせ、生捕りに仕り候なり。此御合戰は、弘治元年乙卯十一月朔日朝六つ時より始め、八つ時に終る。其敵を討捕る數四千七百八十餘人、藝州嚴島御合戰とは是なり、件の如し。

生捕の事

同月十一日、嚴島に御在陣遊され、山中を御穿鑿仰付けられ、三百人餘り之あり。水に溺れて死亡する者は數を知らず、生捕の中に渡邊可性と申す者あり。常に狂歌を詠じ申すの由聞召され候間、狂歌を仕り候へば、一命を助けらるべきの通り仰

出され候へば、則ち詠み申し候。

かけてしや頼むや毛利のしめだすき命一つに二つ卷して

と申しければ、一命を御助け成され候。又陶同朋に、宗阿彌と申す者、是も常に歌道を嗜み候通り聞召され、歌詠めと仰出され候へば、則ち詠みて差上ぐる。

名を惜しむ人ともいへど身ををしむをしさにかへて名をば惜します

と申上げければ、歌も折に給〔合さカ〕よれ、能く申したりとて、是も一命を御助け成され候。山口へ遣され、殘る者をば、皆地に渡して首を刎ねられ候の事。

重見因幡守が事

生捕の中に、重見因幡守と申す者あり。豫州河野の一門十八家とて、十八人の内なり、河野對馬守（法名天德寺）の近親なり。然るに天德寺殿嫡子彈正忠と、父子の仲不和になり、已に弓矢に成り候時、因幡守父子禮儀を存じ、天德寺殿の味方と成り、終には伊豫を浪人仕り、大内義隆を賴み、防州へ罷越し候。義隆許容之あり、陶尾張守に預けられ、藝州西條の桑原と申す處にて小知を給ひ、浪人分にて罷居り候。此度陶に供致し、嚴島へ渡海候。然らば因幡守より御理りに、御檢使を下され候はゞ切

腹仕り度きの通り申出で候。元就公聞召され、內々召抱へられ度く思召され候條、一命を御助け成さるべく候間、御奉公申上候樣にと、兒玉內藏丞、兼重左衞門を以て仰渡され候。因幡守承り、有難き御意身に餘り、忝く存じ奉り候得共、切腹の儀存じ極め候間、思召し分けられ下され度き樣にと申出で候。そこにて又御意仰聞かれ候儀、承引仕らず候へば、西條に罷居り候忰共召捕られ、其方目前にて生害仰付けらるべきの旨に候。不便に存じ候へば、御意に隨ひ、切腹の儀留り候樣にと、仰渡され候。因幡守御意の旨承り、重疊有難き御諚、生々世々忘れ難き仕合に候。さりながら私儀は、生國豫州河野一家にて御座候。さる仔細之あり、豫州を立退き、大內義隆を賴み、山口へ罷越し度く候處に、御許容之あり。當國西條にて小知を給はり、陶に預け置かれ候。入道事我等へ別して懇切候爲め、其報謝として此度嚴島へ供仕り、一所にて如何にも罷成るべしと存じ候處に、多勢に隔てられ、剩へ生捕に罷成り、此の如きの體是非なく存じ奉り候。是迄の御厚恩には早々切腹仰付けらるべく候。子供の儀は如何樣に仰付けられ候ても苦しからず候。其段は兼ねて

存じ極め罷居り候通り申上げ候に付、兩人の御使衆委細に申上候へば、彌、惜しくは思召され候へども、此上は望みに任せ、切腹仰付けらるべく候。子供の儀は御取立に成され、召仕はるべきの旨、右兩人を以て仰せられ候へば、有難く存じ候通り御禮申上げ、嚴島のありの浦にて切腹仕り候。子供兩人召出され、別して忝く召仕はれ候。兄は木原兵部、弟は木原二郎兵衞と申して、戰場の御奉公數度に及び申立つるに付、一入御懇に召仕はれ候事。陶入道首實檢の後、二十日市洞雲寺へ遣され、葬禮仰付けられ、石塔御建てなされ候事。

右の外御合戰に手柄仕り候者、數多御座候へども、御感狀は下されず候。渡邊飛驒守覺書に、嚴島に於て首三つ取り候へども、御感狀は下されず候と之あり。然れども塔の岡陶陣所へ押寄せられ候時、一番首取られ候と、聲々に名乘り候衆は、中原善左衞門・坪井將監・福原左京・渡邊神右衞門・兒玉四郎兵衞・庄原兵部・波多野源兵衞・志道源藏・桂善右衞門・福原總右衞門・佐藤惣右衞門・飯田・中村・三宅、此外歷々之ありと云ふ。追つて考へ記すべし。此合戰は敵大勢討取られ、御味方も討死・手負の儀は

御座候得共、大本より御神前には、死人一つも之なく候。大明神の御神力寄博〔奇特カ〕なる事と、上下の取沙汰候事。

嚴島經堂建立

嚴島經堂御建立の事附内藤河内守林肥前守へ御尋ねの事

嚴島經堂御建立の儀は、當島御渡海の節、御願狀を納められ候。此御願狀にも、御造營の儀之あり。又は御合戰の刻、明神の御禁戒を破られ、御地を穢され候爲め、御恩旁〻にて候故、思召し置かれ候へども、元就公御一生は、御弓箭の御手透一圓に御座なきに付、御末期に及ばれ、小早川へ仰付けられ候。夫に就き輝元公御代、文祿元年戊午、御造營儀仰付けられ候刻、朝鮮御陣の御觸に付、差止められ、同三年庚申春、經堂計り御建立成就仕り候。其年中は御參詣も成されず、翌酉年輝元公御參詣遊され、御拜禮事終つて、經堂へ御座なされ、內藤河內守・林肥前守召されて、輝元公御意に、斯の如き嶮岨を諸勢乘越え申し候儀、御不審に思召され候。如何樣の

手立にて越し申し候やと御尋ねに候。肥前守承り、常貳と弓箭の時は、人の精力各別に罷成り候。昔より鳥もかけりがたき城を攻め落し候例多く御座候。攻め落し候て後は、扨々奇特なる儀どもと存ずる樣に御座候。只今あの東の峯を夜中は扨て置き、晝登り候へと御下知にても、河内守・肥前守などは罷成らず候と、申上げ候て笑ひ申し候。輝元公又御意に、元就公御遺言に付、先づ經堂御取立つ。此造作にては、本社を御建立遊さるべき者をと思召され候。扨て元就公經堂の儀仰眥かれ候仔細ども候やと、御尋ね候へば、河内守承り、御合戰の時此下の坂より、東瀧小路、あれに見え申し候小河の橋より、御宮の方前後・左右に、討死の者一人も御座なく候。此坂の下は、小早川殿御合戰場にて、敵・味方大分討死仕り候處に、手負もあの河を越え相果て、味方討死の者も、此坂を越え討死仕り候。元就公にも不思議なる御神力と御意なされ、諸人も奇特なる儀共と存じ奉り候と申上候。輝元公御意に、敵・味方共に死穢の儀、如何樣に仰付けられ候やと御尋ねに候。河内守御請に、死人をば御合戰終り、船にて大野へ御取捨てさせなされ候。手負も陸へ御渡し、血

陶首實檢

流し申す處をば悉く土をけづり捨て社壇・廻廊迄湖にて洗ひ淸め、朔日より七日迄御神樂、又龍頭・會利の舞仰付けられ候。其後敵方共に供養の爲めとして、萬部の經當島に於て御執り行ひ候と申上候。其後御合戰の各、働の樣子御尋ね成され候。委細に聞召され、又御前に於て、當地勝鬨を御執行ひ候。當家の例に成るべき由、元就公御意候御書附未だ御拜見遊されず候。覺え申し候趣申上げ候樣にと仰下され候。肥前守、河内守方を見合せ申し候へば、其方申上げられ候へと辭し申すに付、肥前守申上候は、陶首見え申さゞるに付、山中殘る所なく穿鑿仰付けられ候處に、同五日の朝、陶草履取一命御助けに於ては、首の在所を敎へ申すべく候通り、兒玉内藏丞に申すに付、則ち彼者を先に立て候て參り候へば、山の中岩の間に、朽葉の袷に包み之あり候。則ち此段申上候へば、御實檢の上、勝鬨を御執行ひ成さるべしとて、諸將の人數多く召され、一所へ參るべきの旨、御觸れられ候に付、各、早速罷出で、人數をば面々の備場にしかと立て置き、頭には御前の左右に列座仕り候。陶首をば三尺程の棚を付け、其上に絹に包み之あり候。元就・隆元公御父子は御鎧を召し、御

床几に御座なされ候。御床几の左の方半間程に平佐源七郎、御太刀を持ち罷居り候。其より半間程置き廻神藤十郎御弓を持ち、甲矢をつがひ、乙矢を右の手に握り、膝に乘せて持ち居り候。右の方少し前へ寄り、市川式部少輔貝を膝に載せて罷居り候。其後の方、御床几近く提子に御手水を入れ、南天の葉を置いて御小性佐武小次郎、其次に内藤河内守、（其時は孫次郎と云ふ。）貝の右の方に赤川十郎左衛門、大鼓を前に置き、撥を持ちて畏る。御床几右の後に、粟屋孫次郎御手拭を肩に居いて畏る。右の方少し前へ寄り、秋山隼人御團扇を持ち跪く。御前合の方に桂上總介・渡邊左衛門大夫跪居す。元就公御策を御取り候て、陶首を御指し遊はれ候へば、兒玉周防守御前を立ちて、首の右の方を少し引上げ申し候。元就公御大音に、大内の家累代の臣として、義隆父子を殺し八逆罪を犯す。依りて天誅逃れず、殊に勅勘を以て、只今此の如し。誰にか恨みかあると仰せられ、御睨みなされ、策を三度御振りなされ候。其時市川貝を吹き、元就公御團扇を御取りなされ、御太刀を少し御抜きかけ候て、御團扇を御取り直し、大鼓の方を御覽候時、赤川大鼓の頭を三度打つ時、御前の左右に列

座の諸將、膝を立て刀に手を懸くる時、桂上總介鬨頭を揚ぐる。又大鼓の頭を三度打つと等しく、渡邊左衛門大夫鬨を請けて後、總軍鬨を作る。陶首をば凱を作り候間、陣僧罷出て、棚より引落し候て、物際へ逃入り申し候。さ候て、御前に御手水を遊され、諸將へも手水遣され候通り、林肥前守申上候段は、河內守より能く覺え申すべく候へば、河內守返答に、太閤樣御尋ねの節も、其方より申上げられ候へ、若輩は覺えず候とて、笑ひ申し候。其後輝元公御機嫌能く御下向遊され候事。

右の覺書は、馬屋原休閑、其時御前に罷居り、承り記し置き候舊記を以て、今又爰に之を記す。

元就公御歸陣の事附杉杉森降參の事

元就公十一月十一日迄、宮崎に御在陣遊され、島中殘る處なく御穿鑿仰付けられ、隱れ居り候敵共、悉く御誅伐候て、同十二日、小潟へ御陣を移され、御逗留成され候內、防州玖波郡の內、蓮花山の城主杉森下野守方より使者を以て、自今以後御味方

杉森下野守下る

仕り、山口御發向の御先手致し、御馳走遂げらるべきの旨、誓紙を以て申上げ、人質兩人差越し申すに付、御父子其趣聞召され、御分別を遂げられ、人質を御留め置き候に付、頓て下野守御禮に罷出で候。御父子御對面遊され、差返され候。又同郡の

杉治部下る

內、倉掛山の城主杉治部大輔儀、是又降參の御詫言申上げ、人質として有永加賀守・楊井彌次郎と申す者、兩人差越し申すに付、別條なき御分別にて、人質をば岡總左衞門・末國左馬助に御預け成され候事。

吉田物語　卷第五　終

吉田物語 巻第六

鞍掛の城を攻め崩し候事附杉治部大輔人質の事

杉治部の謀叛露顯す

元就公御父子・兩川殿・宍戸殿・其外御一同に、小瀉より岩國へ御陣を替へられ候。御旗本は永興寺御在陣候。吉川殿は末生の市、小早川殿は河内の境に御陣取り候。然る處に同月廿七日の夜丑の刻に、杉森下野守方より飛札を以て、永興寺御陣所へ申上候趣に、杉治部大輔御味方申上候へども、內存は義長へ一味仕り候段、粗〻承り候に付、差川へ人を遣し、待伏せ仕り候。山口への飛脚を搦め取り、治部方より義長へ遣し候書狀を取り進上致し候通り、申し來るに付、其狀を御披見遊され候へば、何とぞ手立を以て、元就父子を討取り申すべきの間、御加勢を差越され候樣にとの文體なり。夫に就き寅の刻に打出され候。中間三里の處、一時の內に押付

け、廿八日の未時に、鞍掛の城へ攻め込み候。存じがけもなき事なれば、防ぐ事成らずして、城兵二の曲輪へ引退く。治部大輔自身槍を取りて突いて出で、深手を負ひ弱る處を、小方太郎左衞門家人吉山と申す者首を取り、大將討たれければ、城兵氣を失ひ候。卽時乘り破り、雜兵共に首數八百九十餘討取るなり。御旗本竝に南川殿・宍戸殿御家中衆、手柄なる衆多しと雖も、俗名分明ならず候。御旗本にては中村新右衞門一番乘り討果し候。吉川殿にては森脇市右衞門・山縣四郎右衞門手柄仕り候。落城候て、卽ち其日未の刻に岩國へ御歸陣、永興寺に御本陣を居ゑられ候。吉川殿は中洲の賀屋和泉所に御宿陣、小早川殿には琥珀院御在陣なり、件の如し。杉治部大輔人質有永加賀守・楊井彌二郎儀、末生の町屋にて、岡總右衞門・末國左馬助に仰付けられ候。上下十四五人働き候へども、總左衞門・左馬助武功の者にて候故、殘りなく討果し候。左馬は深手故死去仕り候。總右衞門は手疵淺く候て、快く罷成り候事、或舊記に、岡筑前守・末國伊豆守と之あり。其節兩人ともに、名を改め候か、追つて考へ記すべし。

防州若山城落去の事

陶長房義長に加勢をこふ

杉一族若山を攻む

防州富田の若山は、陶代々の居城なり。入道嫡子五郎長房事は、父一同に嚴島渡海仕らず、留守居に罷有り候處に、入道討死の到來を聞いて、大に力を落し、父の弔に元就と一戰して、鬱憤を散ずべし。次には杉治部大輔・杉森下野守心變り仕り候間、彼等〔兩脱カ〕人をも退治仕るべく候。御加勢差越され候樣にと、山口へ使者を以て申しければ、義長の面々召集め、談合ありし處に、各、如何存じ候哉、山口御無勢に候間、御加勢は御延引然るべしと申すに付、五郎方へ加勢なかりければ、長房大に立腹仕り、我等手勢計りにても、元就を富城に引請け、亡父の弔合戰仕り、討死すべしと覺悟を極め、待ち居り候處に、杉伯耆守重知・同嫡子彈正忠隆重・同弟七郎忠重、父伯耆守を入道に討たれて後、豐後國箕島に隱れ居ける處に、入道討死を聞いて、一度入道を討つべしと思ひし處に、今は悲し。せめて五郎をなりとも討つべしと存じ立ち、爰かしこに忍び居ける家人を集め、二百餘人召連れ、弘治二年二月廿二

若山落城

日の暮方に、防州富田の若山へ押寄する。城中には山口より加勢なりと心得、搦手の門を開く。隆重此様子を見て、扨は城中には、我等を味方と思ふなりと察し、僞りて城へ入り込み名乘りかけ、不意を討つによりて、何の造作もなく、三の曲輪を乘取る。五郎驚き防ぎ戰ふと雖も、城兵は元就より、御人數を差向けられたる〔と脫カ〕存じ候に付、悉く缺落仕り、無勢にて防戰も相成らず、此上は是非に及ばず、切腹すべしと、已に刀を拔きければ、安岡筑前守・野田左衞門刀をうばひ取り、日の暮れけるこそ幸なれ、一先づ落ちさせ給ひ、屋形と御一所にて、兎にも角にもなり給へと、頻りに諫めければ、女中その外幼年の者共を召連れ、夜中に城を出で、德地迄落ちける處に、鄕人共起りて道を遮りて〔脫アルカ〕足輕共をば山口へ落行き候へと申し聞かせ、山林に隱れ、其身は先祖の菩提所なれば、鹿王山龍文寺へ行きて切腹す。

陶家由來

爰に奇妙の物語りあり。陶の家と申すは、琳聖太子より九代の後胤、周防介盛房の舍弟盛長、陶の姓の元祖なり。盛長より五代の孫を越前權守弘政と云ふ。此弘政より五郎長房迄十三代なり。然るに、五郎長房より七代已前に、五郎弘護といふあり。

弘護行年四十歳、嫡子鶴壽丸十五歳、應仁庚子春筑前守護職を承り、箱崎の宮を建立し、子孫繁榮の爲め百日參籠す。百日に滿たする日、神殿の御戸自ら開いて、老翁立ち出で、一の厨子を授く。內に摩利支天の尊像あり。夫より已來、陶の家斷絕せば、尊像も天に歸らせ給ふべしと、代々申し傳へし。不思議奇特なり。長房首に懸けたる厨子、虛空に飛びて失するとなり。扨又杉隆重は龍文寺に於て、五郎切腹すると聞いて、馳付け首を取り、岩國の御陣へ送り進上して、御實檢に備へ奉る。元就公・隆元公御感なされ、前代の所領なれば、豐前の國都の郡を下さるゝなり、件の如し。

防州諸所働き仰付けられ候事

弘治二年二月初に、粟屋縫殿允・神田丹後守差添へられ、防州山代へ働き仰付けられ候處に、大內勢三鄕なり〔のカ〕一揆相加はり、山代成君寺に陣取り罷居り候。縫殿も小勢に候故、對陣致し見合せ申し候內、同月九日に、福原殿・赤川左京差出され候に付申

し談じ、盛君寺へ押懸け、卽時追崩し、數十人討取り候。縫殿に御付けなされ候。三戸新兵衞手柄仕り候。同三月十三日、中次へ働き候時、縫殿允中間敵討取り、同十五日玖珂に働き候時、同人中間敵を討取り、同年卯月十八日、鷲津へ働き候時、同人中間敵を討取り、同十九日下松働きの時、同人中間敵五人討取り、諸所の働に手柄仕り候に付、御父子より縫殿允に御感（狀脫カ）下され候事。

山內隆通御和睦の事附吉川殿石州御働の事
附山內代々申し傳への事

元就公御父子、岩國にて御越年遊され、翌弘治二年の春、諸所御手遣仰付けられ候處に、雲州に附置かれ候忍の山伏罷歸り、此御方には、定めて防州山口へ御發向たるべく、義長豐筑の人數を催し、防戰あるべし。急に勝負見え申すまじく候。五十日も百日も對陣日數を經申すべく候。此時節晴久備後へ打出で、三吉を退治し、直に吉田へ取り懸らるべく候や、又石州へ發向し、福屋を攻め隨へ、新庄へ打入るべき

やと、詮議之ある由、取沙汰委細に言上仕り候。此様子を聞召され、福屋・三吉事は、心入深き御味方なれば、御討たせ成され候はて、假令防州の御弓矢成立ち候ても詮なし。何とぞ晴久備後へ働き申されず候様にと思召され、口羽下野守を召して、

山内隆通毛利に組す

山内新左衞門事は、先代より尼子一味なれば、其方儀隆通方へ參り、先手の首尾申し堅め、此節尼子方手切仕り、此方の味方仕られ候樣に、才覺仕り候へと仰付けられ候。下野守、急ぎ山内方へ罷越し、隆通へ相對し、貴所御親父大和守殿御事も、毛利家へ御懇切成され候へば、元就と御一味成され然るべく存じ候。尼子家の弓矢も新宮黨成敗の後は、萬事逆になり候へば、往々成り立ち申すまじくと、達つて異見仕り候處に、隆通篤と合點仕り、我等も左樣にこそ内々存じ候へとて、此方御吟味に議定仕られ候。そこにて通良、さらば急度御現形然るべしと堅く申し談じ、急ぎ罷歸り、其趣申上候。

元春石州へ出馬す

元就公聞召され、吉川殿を召して、山内を味方に招き候へば、仔細なく領掌候間、もはや晴久備後口へ發向なるまじく候。御自分には石見へ出馬候て、雲州勢を押へらるべしと仰渡され候に付、石見にては吉見・福屋・佐波・周布・

祖式・出羽、備後にては山内・三吉少々人數を差出すに付、五千計りの勢を率し、弘治元年卯月上旬に、元春石州御出馬にて、高見の黒岩山・鳥屋が尾兩城を築き、小笠原の手當仰付けられ、雲州勢を押へられ候。元就公は岩國より、日和に御陣を替へられ候。

隆元公・小早川殿は、岩國御在陣候て、諸所御手遣仰付けられ候。尼子晴久は、山内方逆意を聞かれ、則ち隆通居城へ押寄せられ候へども、城兵手〔強く〕〔脱カ〕働候て、毎度雲州勢勝利を失ひ候故、先づ此度は此表を引退き、石州へ出馬すべしとて、早々富田へ歸城ありて、分國の人數を催し申され候處に、俄に傷寒の病を請け給ひ、出陣相成らず候事。

山内の傳説

附、山内代々の申し傳へに、元就公雲州より御敗軍候て、山内を御賴み成され、御自分御一騎御出で成され候刻、御馳走申上げられ、吉田へ侍三十人餘御供させ申されたる由に候。大内義隆雲州より敗軍の時、元就公御陣所星上と申す山より、小笠原へ御退き成され候。此外御敗軍の儀御座なく候。定めて天文九年郡山御籠城の時、

山内殿より密に加勢差籠められたるものにて之あるべく候。御隱密の儀なれば、三十餘人の侍御差戾し成され候事成させられ難く、尼子殿吉田敗軍の以後、直樣御家人に召置かれたる者にて御座あるべく候。右の侍の筋目、今に數多御座候事。

須々間の城御退陣の事附栗屋木工允が事

附杉修理亮御誅伐の事

防州都濃郡須々間の城には、山崎伊豆守・同嫡子右京籠居り仕り候。隆元公御手勢御附衆計らひにて、弘治二年卯月中旬に、御馬を向けられ候。同月二十日に、須々間城へ押寄せ候處に、山崎伊豆守御人數押寄せ候通り承り、方々手遣仕り候に付、山口よりも加勢として、伊加賀左衞門、其外江良彈正・勝屋右之丞・狩野治部少輔已下數駦籠居り、存じの外大勢にて、稠しく防ぎ申し候。御手廻衆はやり候て、我意地增に掛り候故、手負數多之あり。庄原木工助討死仕り候。然る處に、伊加賀左衞門は、大内勢千計りにて、須々間の城外眞光院と申す寺の上に、山陣を取り罷居る

處に、大手よりは熊谷、搦手よりは渡邊左衛門大夫寄懸り、兩手の人數を以て切崩し、伊加賀左衛門と渡邊左衛門と槍を合せ、則ち伊加賀を討取り申し候。熊谷家中水落玄蕃、其外討死の者之あり。其日は右の迫合計りにて、又翌日御攻め候へ共、此沼の城三方は沼にて、平場の懸口一方なら〔では脱カ〕之なく、殊に大勢籠居り、手強く働き候に付、たやすく攻め崩し候事相成らず候。日數を經申し候はゞ、山口より後詰仕るべく候。御少人數に候へば、先づ御引退成され、然るべく〔衍カ〕と候と御談合にて、同廿一日に、城を巻きほぐし、御取退成され候處、城より大勢附從り、御人數も退き兼ね申し候へども、坂新五左衛門・粟屋縫殿、後殿仕り、爰彼處にて取つて返し迫拂ひ、引退き候。城より一里の所に、白沙と申す坂あり、坂の下に小川あり、爰にて兩人返し合せ追拂ひ候者共と迫合ひ、勝屋右馬丞を坂新五左衛門討取り申し候。粟屋縫殿も敵を討取り、手柄仕り候。山代の地侍三分一民部も、兩人一所にて手柄なる働を仕り、御感狀頂戴仕り候。新五左衛門・縫殿は、其方働を以て、異儀なく御立退き成され、御味方何事なく、剰へ御勝利を得られ、御感悅遊され候と之あり。御

感狀下され候。右の衆にて、總勢恙なく岩國へ御歸陣遊され候事。

渡邊飛驒守覺書に、須々間の城御攻め成され候時、初日に伊加賀左衛門と槍を合せ、則ち討取り候へども、翌日御取退き候に付、御感狀下されず候。南方三入細迫玄蕃も手柄仕り候へども、御感狀は遣されず候と之あり。件の如し。

粟屋木工允

粟屋木工、藝州より石州吉川殿御陣所へ參り候道中にて、若狹入道を討取り候。御書には若狹入道と計り之あるに付、名字相知れず候。元春より隆元公に御書を以て、仰進められ候に付、木工に對し、隆元公より御褒美の御書之あり。十一月六日の御日附なり。定めて御使に遣され候に付、石州へ罷越し候や、未だ考へず。

杉修理誅伐

杉修理亮御誅伐に付、井上源右衛門仰付けられ候處に、手柄なる働仕り、手を負ひ候へども、別條なく討果し候故、隆元公より御感の御書を下され候。此源右衛門助十郎と若名申し候。其時より數度の武功之あり。後に加茂にて討死仕り候。右の御書三月二十日の御日附なり。

須々間落城の事

須々間落城

隆元公須々間退陣の旨聞召され、元就公岩國へ御出張候て、弘治三年二月下旬に、須々間へ御取懸けなされ候。此度は編竹一枝・こも一枚持つべきの通り、諸勢へ仰渡さる。同三月三日、沼の城を一時攻に御攻めさせ成され候。狩野治部少輔沼をかたどり働き候處に、總勢編竹・こもを沼へ打入れ〳〵攻懸け候に付、治部少防ぎ兼ね候處を、坂新五左衞門槍にて突倒し、首を取る。江良彈正は甲を脫いで降參するに付、一命御助け成され候。山崎父子は命を限りに相戰ひ、父子共に討死仕り、籠る處の者共、男女共に一人も殘らず、千五百餘討果され、岩國へ御歸陣遊され候事。又或る舊記に、元就公御父子・小早川殿・宍戸殿、其外御幕下衆召連れられ、沼の城へ御發向候て、御父子御本陣は、城の北と東の方に御陣取り成され、小早川殿は南の方、宍戸殿・福原殿は、山口より後詰の押として、城より二十町程を隔て、北西の間に陣取らせられ候。案の如く山口より後詰の勢參り候へ共、兩將打つて出で、山口勢

を數多討取られ候に付、其後御働く事相成らず引退き候。御陣城の樣、堅固に仰付けられ、城をば急に御攻めさせ相成らず候處に、江良彈正降參の御理り申すに付、御分別を遂げられ候。山崎父子は無二の防戰仕るべしと、覺悟を極め罷居り候へども、江良降參仕り下城候に付、城兵或は御詫言申上げ、或は缺落仕るに依りて、力及ばず、御檢使を下され候はゞ、切腹仕るべしと申上候。不便に思召され、御助けなさるべしと、忝き御意なされ候へども、偏に切腹仰付けられ下され候樣にと、達つて申切り候に付、御檢使として、井上四郎兵衞・兒玉内藏丞を遣され、城の山下にて切腹仕り候。忠信の侍の由、御感遊され、龍文寺にて供養仰付けられ遣さると記したる書も之あり。兩記分明ならず一刻攻に攻め崩され候通り、記したる覺書は數通之あり候事。

若山の城の事

富田の若山明城になり、五郎家人ども少々殘り居り申し候に付、城御請取らせ成さ

若山城の陷

れ、長屋小次郎を番頭に仰付けられ、一處衆數多御附け候て、上下二百餘籠置かれ候。然る處に、山口より毛利與三・野上内藏助兩人に、人數二千計り相添へ差向けられ候。此兩將押寄せ、若山の城を卷き候て攻め候。城中の者共一命を捨て、防ぎ申し候處に、陶家來の降參人籠居り、心變り仕り、城中に火を放し燒立て候に付、力及ばず城落去仕り候。されども陶家來の野田・寺内兩人をば、城番の者共討果し、首を取りて御本陣へ罷退き候。夫に就き御人數歷々遣され、毛利與三・野上内藏助を追拂ひ、城を則ち破却仰付けられ候事。

大内義長山口沒落の事 附内藤下野守隆世が事

義長山口を落つ

大内義長、陶宮島渡海の節、吉見押として長州渡邊迄出張之あり、陣取り候處に、宮島にて全姜討果て仕り、歷々の者共大方戰死仕るの通り告げ來るに付、力を落し、早早山口歸陣候て、諸所手遣の働申付けられ候へども、一度も勝利之なく、其上賴もしく存ぜられ候侍ども降參候て、元就公の御味方申上ぐるに付、彌〻山口無勢にて打

出で、一戰有るべき事も相成らず、此上は築山へ元就を引請け一戰し、快く切腹すべしとて、右田ヶ嶽を明退き、山口姫山を城に築き、籠城然るべしとの儀にて、普請申付け候。元就公近日大勢を催し、山口發向の風聞を聞いて、急ぎ義長へ參り、諫言申しければ、屋形には山口へ敵を引請けられ、御一戰の上御自害有るべき御覺悟と承り、御尤千萬には存じ奉り候へども、當地には大兵引請け、御一戰あるべき御城も御座なく候。築山の屋形にて、やみ〳〵と御自害遊さるべきも、口惜しき次第に御座候間、問田を御賴みなされ、豐後へも御加勢の儀仰付けられ候はゞ、御舍兄義鎭公御別心御座有るまじく候間、御人數を催され、御一戰遊され候はゞ、御本意を遂げらるべき儀、眼前に御座候と、再三申すに付、其議に任せ、內藤隆世・杉民部少、其外豐後より召仕はれ候者共、纔か二千計りにて、山口を落ち給ひ、長府の後勝山へ籠り給ふ事。

元就公山口御討入の事附義長隆世切腹の事
附 圓樂坊へ遣され候御書御證文の事

右田ヶ嶽の守護

山口警護

元就公は、須々間の城を攻め落し給ひ、岩國へ御歸陣遊され候。又隆元公・小早川殿、其外御一門中・御家老衆召させられ候て、山口御發向の御談合遊され候處に、義長沒落の儀聞召され、早速御馬を防府に出され、御陣を居ゑられ候へば、松ヶ崎に籠居り候鷲頭・朝倉も降參仕る。右田ヶ嶽に居り申し候野田・右田も降參、城を明渡し候に付、右田ヶ嶽には、南方宮内に人數三百計り御附け候て、籠め置かれ候。山口へは赤川左京・粟屋縫殿・兒玉三郎右衞門・國司飛驒守を遣され、三日過山口の樣子聞召され候て後、御父子・小早川殿御一同に御討入り遊され候。さ候て、降參仕り候〔者脱カ〕共の人質、其外庄屋・畔屋百姓等迄の人質御取らせ成され、寺社・市中の御仕置の儀は、赤川十郎左衞門・粟屋掃部・國司飛驒守・兒玉三郎右衞門に仰付けられ、長府の討手には、福原殿を手頭に仰付けられ、長屋小次郎・井上五郎三郎・福原總右衞門・赤川又七郎・八幡原六郎右衞門・志道源藏・渡邊五郎・岡與三左衞門・飯田與一左衞門・兒玉四郎兵衞・長沼宮内・渡邊新右衞門・庄原兵部・福原内藏助、此外備後中郡四人衆の内、三田能登守儀は、佐東金山の城番として、山口より差上せられ候。殘る三人井原・内藤・

内藤隆世切腹

秋山、其外同國の楢崎・長古志・有地房・木梨・弘田、又藝州にては熊谷・阿曾沼・三須・遠藤、右の衆中御附成され、都合人數四千餘にて、差向はれ候。又豐後よりの後詰の押へとして、赤川左京・渡邊左衞門大夫・市川伊豆守に、二千餘の人數を御附け成し下され、下の關へ遣され候。然る處に福原左近、勝山の城を取卷き、城中へ計策文を矢に付けて射込み候。その文に、元就公より、左近に遣され候御書を調へ添へて遣す。文に曰く、內藤彈正儀は、我等を恨み候仔細有之候間、切腹させらるべく候。屋形の御事は、於我等遺恨全無之候間、御一命を助、其上如何樣にも御望に可任候と之ある御書なり。隆世この矢文を見て、願ふ處にて御座候間、早く切腹仕るべく候。義長公には命を全う遊され、豐後へ御下りなされ、時節を以て御本意を遂げられ候へと、達つて申しければ、義長聞き給ひ、彈正申さるゝ處、最にては候へども、快き一戰して、一所にて共に自殺すべしと宣ひければ、杉民部其外豐後より供仕り候者共、色々申し宥め、谷の長福院へ移し奉る。內藤隆世は、福原殿へ檢使を申請ふに付、粂重左衞門尉を城內へ遣しければ、則ち切腹する。其後長福院へ、貞俊押

寄せ、屋形にも御切腹有るべきの由申し候へば、福原にたばかられ無念なりと怒り候へど、力及ばず、身を清め潔く自害し給ふ。吉弘右衞門大夫・橋爪美濃守・杉民部少・安田某、各〻殉死す。爰に陶入道家來野上隱岐守は、入道末子鶴壽丸を抱いて、山口に隱れ居り候へども、此後彌〻穿鑿あるべし、隱しとげ候事も相成るまじと存じ、鶴壽丸を同道仕り、長府へ下り、委細に申し理りければ、城中へ入れらるゝ。此度も長福院へ鶴壽丸を同道致し、義長御切腹の後、主從共に殉死仕り、堅固なる義士なり。元就公は義長・隆世首到來の上、御實檢遊され、長福院にて葬禮仕り、石塔建つべきの通り仰付けられ、山口には右に仰付けられ候赤川・粟屋・國司・兒玉御仕置として殘し置かれ、御父子・小早川殿、其外御一同に、防府へ御歸陣遊され候事。

義長・隆世切腹の月日、舊記に見え申さず候。元就公より兒玉若狹守へ遣され候御書に、長州勝山落去候て、內藤彈正首夜前到來候。屋形の儀、今明日の中到來あるべしと、御書を遊され候。卯月四日の御日附にて候。爰を以て考へ候へば、隆世切腹は、四月二日の晚、義長御自害は、三日の朝たるべくや。

圓樂坊への尺牘

防州松崎天滿宮造營、領政所之事、前々已來當坊知行證文等明白之上は、無二他妨一彌、被レ相二抱之一造營之儀、不レ可レ有二油斷一候。仍一行如レ件。

弘治三年卯月八日　　備中守隆元判

右馬頭元就判

圓樂坊重雄法印御方

其後天神へ御社參遊され、御歸りなされ候て、圓樂坊へ遣され候御書に、

先刻は致二參社一誠目出度候。如レ此唯今當社へ社參するとは存候は〔ぬカ〕ね不思議と存事に候。殊に御前のくちなは拜申候。殊勝に御方樣御苦勞無二勿體一以二拜面一重疊可二申上一候。恐々謹言。

卯月十一日　　元就判

圓樂坊足下

山口岳山新城築かるゝ事附防州長州御仕置の事

山口岳山に新城を築く

弘治三年の秋、山口岳山に新城仰付けられ、同年冬普請相調へ、御番衆仰付けられ候。總頭には市川伊豆守經好・內藤新左衞門（此新左衞門越後守事にて候や）・同小七郎・內藤越後守・南方宮內・大庭加賀守・兒玉周防守・兒玉但馬守、城外・市中の奉行信常太郎兵衞・井上善兵衞に仰付けられ候事。

防長の守備

長州荒瀧の城には、桂孫三郎（後號ニ美作ト）同瀧山には中村二郎左衞門・三戶新兵衞、同國厚東郡須惠の切寄と云ふ城には三戶佐渡守、周防國須々間の城には坂新五左衞門、右山ヶ嶽には兒玉太郎三郎（此太郎三郎志道にては之なきや不審）・波多野彥左衞門、右の衆中城番に仰付けられ候事。

元就公吉田御歸陣の事（附御加恩の事）

元就吉田へ歸陣

防府御逗留中に、諸所御仕置仰付けられ候て、卯月十二日、防府御立ちなされ、岩國迄御馬を入れらるゝ處に、豐前衆・筑前衆、長野・高橋・宗像を先として、御味方に能成るべき通り、使者を以て申上候。元就公は下目の押として、御在陣遊され、元就

公其外卯月下旬に、吉田御歸城遊され候て、大小身共に天文九年已來、軍忠甲乙の御穿鑿ありて、御加增の地下さる。夫に就き下々に至る迄、戰場の御奉公を心懸け、勇み申し候儀、大方ならず候。中にも吉見正賴は、最前より仰合され候儀共之あり候に付、長州阿武郡一圓に拜領仰付けられ、則ち御禮として吉田へ參上申され、家に相傳候重寶等差上げられ、又能島方へは、矢代島を遣され、嚴島御勝利已前に、御味方申上げられ忠賞行はれ候。來島、其外警固衆へも、夫々御吟味候て、領すべきの地遣され候事。

益田降參の事附尼子晴久銀山表出馬の事
附大庭加賀守賢兼御返歌の事

石州七尾の城主益田越中守藤兼入道全鼎事、代々大內の幕下にて、懇意を得られ候に付、義長切腹已前に、宍戶より御家へ隨身仕られ候へと、切に申され候へども、承引仕らず候に付、早速益田へ御馬を向けられ、然るべしと御談合候て、弘治三年の

益田降る

夏、石州へ御出馬遊され候。益田儀は、家城七尾は大兵を引請け候ては、働不自由の地にて候に付、三隅の高城へ中間五里出張御取懸りを待ち居り候。然る處に元春仰上げられ候は、益田事義理に達したる士に候間、助け置かれ、本領安堵仰付けられ候はゞ、忝く存じ奉り、御奉行申上ぐべしと御斷り成され候へば、元就公聞召され、御自分にも左樣思召され候。第一内々吉見と不和に候へば、吉見へ御手當然るべく候。仔細は正賴事、小身第一に候處に、大内殿懇切故、立身仕り、其重恩を忘れ、義隆沒落の砌、奉行達しても・仕らず候。（・出仕カ）此後猶々立身を存じ候は、此方へ逆意有るべきも知れず候。爰にて益田の家を立て置き候時は、〔脱カ〕向さすに然るべく候と、御意成され候處に、隆景聞召され、諸方大方御隙明き申し候間、御退治御手間入り申すまじくと仰上げられ候へば、元春、我等分別に任せられ候へと御意にて、御内證相濟み、吉川殿より御幕下に屬し申され候は、御心遣成され遣さるべく候通り仰せ遣され候處に、義兼承り、御心入忝く存じ奉り候。拙者儀大内家の懇情を受け候へども、彼の家斷絶の上は、兎角申すべき樣も御座なく候。御仰にまかせ、毛利家の

長安を殺す

尼子晴久銀山へ出馬す

御幕下に成され、御先手仕り、御奉行申上ぐべき通り、則ち御請け申上げられ候。其時又元就公仰に、長安と申す者、其方許容仕るの由に候間、切腹申付けらるべく候。左様に候へば彌〻深重に申付けらるべく候通り、仰遣され候處に、畏入り候通り御請申上げられ、則ち長安に切腹申付けられ候。茲に因りて、本領安堵の御判物を遣され、彌〻忝く存じ奉り、其後吉田へ罷出で、御禮申上げられ候事。

益田御味方申すに付、方角の小身衆御味方申上候。中にも刺賀山城守・高畠源四郎儀は、銀山々吹の城に差置かれ候て、御仕置仰付けられ候處に、尼子晴久大兵を率し、銀山表へ發向候に付、則ち山吹へ後詰遊さるべしと仰出され候刻、佐波に置かれ候佐波常陸守申し談じ、山吹近所の山へ打登り候。此様子を見られ候て、晴久即時退散に候。山吹の衆罷出で候て附送り、敵數人討取り候。此を以て、三久須・矢笞〔筈カ〕・三つ子の敵城悉く明退き申し候。夫に就き、同八月八日、佐波衆此方の御人數、石州池田へ相働き、即時切取り候。直様同國大田へ相働き候。元就公は小笠原へ御馬を向けられ、御退治あるべしと思召され候へども、防・長の一揆共蜂起仕るべき様

子、風聞仕り候に付、御聞合せ遊され候事。

弘治三年の十月上旬に、防・長の一揆蜂起仕り候通り、注進仕るに付、則ち防州へ御出馬候。早速所々一揆靜まり候に付、其後又石州へ御出馬遊され、小石見と云ふ處にて、元就公・隆元公は御越年成され候。吉見殿は、近年石州御在陣に付、新江へ御歸陣候て、御越年に候。爰に大庭加賀守と申す者、各、一同に參上致さず遲參に付、舊冬數日御對面なく候へども、色々御斷り申上候に付、聞召し分けられ、翌永祿元正月二日に、御歌を遊され候て賢兼へ遣され候。其御歌に、

石見潟雪よりなるゝ友とてや心の限り打解けにけり

大庭加賀守返歌

賢兼御返歌、

石見潟堅き沙も雪もけふ解くる心のめぐみうれしも

元就公御逝去の後、聖護院藝州御下向成され置き候刻、一生の間遊され置き候御詠歌・御連歌共御覽なされ、御上京候て、二條西殿・紹巴などに御見せ成され候へば、中々御褒美にて御筆を加へられ、此御歌御褒美の御詞書にも、此贈答一毫の隔ても聞え

ず、誠に上下怨みなしと云ふ明文に叶へりと之あり、件の如し。

防州諸所一揆蜂起の事附内藤隆春長門國守護職仰付けられ候事

弘治三年十月上旬、陶入道家來深野・内藤隆世家來葛西・杉治部少一族馳集り、今一度一揆を發し、主恩を報ふべしと談合仕り、爰かしこに隱れ居る家人共を集めければ、柳井一族は徳地の鄕人を催すに付、富田の近鄕悉く起り、問田家人も馳集り、所々一揆起る。茲に因て防府山口より、早飛脚を以て注進仕る。隆元公卽時御馬を出され、富田へ御著陣候へば、富田の近鄕、又徳地の一揆則ち退散仕り候。防府天滿宮の社人、其外孰れも右田ヶ嶽へ籠り、一揆共を仕拂ひ候。其刻天滿宮大宮司武光修理進、各同前に右田ヶ嶽に籠り申さず候に付、給地召上げられ候。夫に就き國司右京亮迄、社僧衆より御斷りの書狀に、彼者未二大宮司役一の事、往古周防國司爲二出師一倍定二筋目一、七百年已來社役取次申來候間、如二前々一社例無二相違一候樣に、御披

内藤隆春を長門守護となす

寄奉レ仰と之あり、其斷狀の表に、右具に令二披寄一被レ成二御心得一候てと有レ之、堅田源五郎元乘判、國司飛驒守元相判、之あり。波多野彦左衛門儀、早速右田の城へ籠り、かせぎ申すに付、桂兵部方御書成し下され候。其文體に、舊冬防州一揆錯亂之砌、波多野彦左衛門早速至二右田ヶ嶽一に籠、馳走候段御感悅被レ遊候。此旨可二申聞一と之あり。此時節は桂兵部右田城在番なり。又内藤隆春への御書に、今度防・長一揆起り候處に、御方無二の御覺悟を以て、則ち切り返し大利を得、感悅斜ならずと之あり。内藤左衛門大夫殿と宛る。十二月廿一日、御父子御兩判なり。同十二月二十日の御日附にて、長門國守護役内藤左衛門大夫に仰付けられ候。此左衛門大夫隆春は、興盛の末子なり。内藤左京大進弟なり。隆世は左京大進嫡子隆春の爲めには甥にて候。此時隆春方へ、奉行衆より奉書之あり。桂左衛門大夫元忠・粟屋右京亮元親・兒玉三郎右門就忠・赤川右京元保連判なり。又松岳山の制札には、小早川左衛門佐・福原左近允・吉川駿河守、此御三人御連判なり。又永祿元年正月にも、長門國問田家人共又一揆を起し、正月廿七日に瀧山へ取懸り候刻、中村二郎左衛門克く防

ぎ、弓にて射拂ひ申し候に付、隆元公より御感狀遣され候。此一揆も頓て治まり申し候事、件の如し。

吉田物語 卷第六 終

吉田物語　卷第七

石州出羽合戰の事

元春出兵

永祿元年二月初旬、吉川治部少元春藝州へ御出馬候て、石州へ御著陣候。出羽某三百餘・福屋式部少輔千五百餘の人數にて罷出で御馳走申すに付、都合三千に不足の御人數なり。然る處に本庄越中守より、小笠原長雄方へ使者を遣し、元就父子大兵にて温湯の城を攻めしめんとして、近日出馬の由、聢と其聞え候。若し温湯を攻め隨へ候へば、我等居城へ取懸り申すべしとの用意の由、さ候處に、元春事小勢にて、出羽に著陣候て、元就出馬を待ち申し候。御邊と某一味仕り、一戰仕るに於ては、即時切崩すべく候へば、後詰の勢を以て彌〻安々と打果すべしと存じ、晴久へ注進仕り候へば、來る十五日牛尾遠江守・湯信濃・宇山飛騨守を大將として、人數五千差出す

べきの通り、返答いたし候。長雄御事も、其刻出羽へ御出張候はゞ、雙方より挾み、吉川を討取るべしと申し越し候へば、長雄大に悦び、則ち都合八千の人數を二手に分け、同月廿七日、出羽へ相働き、此方の御人數も二手に分けらるゝ。先陣福屋式部・嫡子彥太郞、敵大勢に付、柵を二重にふりて待受け候處に、本庄父子眞先に進み候て、柵を切り破る。福屋矢先を揃へ射縮め、其後穿ち懸る本庄・小笠原突立てらるゝと見て、牛尾一千計りにて入替りて相戰ふ。そこにて福屋勢足下しどろになる。此色を見て出羽元實助來りて相戰ふ。然る處に雲州勢宇山飛驒守・湯信濃守四千計りの備を以て、吉川殿備へ突いてかゝる。先衆突立てられて、少し引退く處に、元春旗本備を押立て、釆配を振つて、自身眞先に進み給へば、先衆も備を立直し、一千餘の人數、面もふらず我先にと掛りければ、雲州勢こらへかねて引退く。本庄踏み止まりて相戰ふ處に、杉原盛重、備後神邊より出羽の御陣へ參りける處に、此御合戰の折節參著し、橫合に切つて懸れば、本庄・小笠原押崩され引退く。味方勝に乘つて追駈け、百五十餘首を取り、敵多勢なれば長追無用の通り、吉川殿御下知に

て、引返し備を立つる。元就公出羽表へ敵働く通り聞召され、熊谷伊豆守・同兵庫助・三次筑前守・天野民部以下三千餘人加勢として差越され、其外益田越中守・佐波常陸守馳來るに付、後詰の勢かさみ候へば、敵彌、敗軍し、各、居城へ引退くなり。件の如し。

小笠原降參の事附尼子晴久後詰の事

温湯の城を攻む

同年五月廿日、元就公・小早川殿御一同に、出羽表御出張遊され、吉川殿御一同に御在陣候に付、都合御人數一萬二千餘にて、同月廿四日に小笠原長雄居城、温湯の城へ御取懸け成され候。温湯より山續き一里計り北の方に、赤城といふ小笠原への端城あり。長雄家來四五百計り籠居り候。其間取切られ、吉川殿御陣取り候。小早川殿は城より西の方小栖山に陣取り候。然る處に温湯より人數三百計り、手毎に槍を提げて赤城へ加勢する。此様子を見付け、吉川殿衆粟屋源藏・森脇市郎左衞門、元就公御近習爪破と言ふ者、其勢四千計りにて切つて出で、一文字に掛りければ、敵叶

尼子晴久小笠原長雄を助く

はずして引退く。森脇市郎左衛門追駈け、小笠原郎等河邊八郎右衛門を討取り候。翌日は赤城を攻めらるべき御評定に候處に、其夜城を明け、溫湯へつぼみ申し候。又城より西に青岩といふ城あり、是には雲州より加勢八百計り籠居り候。是も城を明け、大田迄引退き候。夫に就き同廿五日、溫湯の城の尾頸笠取山へ御本陣を居かれ、五口より御攻めさせ成され候。然る處に七月五日、尼子晴久八千の人數を引率し、江の川の向ひへ後詰として出張候へども、日本に二つ三つの大河なれば、渡るべき手立もならず候。尼子方の評定には、先づ福屋抱への城、川上の松山を攻め取り、是に晴久本陣を居き、其後船筏にて川を越え戰ひすべしとて、總人數松山の城へ押寄せ、取卷き鬨を揚ぐる。此城には福屋家老神村下野といふ者、六百計りの人數にて籠居るに付、敵を近々と引付け、散々射立て、其後城戸を開き突いて出で、寄手の者數十人討取りければ、寄手案に相違して、虎口をくつろげ山陣を取る。爰に本庄太郎兵衛・牛尾太郎左衛門といふ者兩人、河岸に臨み、徒に日を暮すべきより、此川を渡し、一軍して氣を慰めむとて、馬を川へ打入れければ、宇山飛驒守之を

小笠原降を乞ふ

見て、各〻には物の付きて狂はせ候や、船にてさへあやうき大河を馬にて渡し、水に溺れて死すべきは眼前なり、兩人爰にて犬死せば、味方の凶事之に及ばずと、達つて異見しければ、尤と存じ、兩人も其後は川を渡さず候。晴久も高取山に五日在陣し居られけるが、同十九日に城を巻解し、大田迄引退き候。玆に因りて温湯の城よわり、其上に糧米乏しく候に付、小早川殿を頼み降參の御斷り申上候。元就公へ長雄御詫言の通り隆景仰上げられ、斯様には候へども、今二十日御取詰め候はゞ、落去仕るべしと、元春・隆景仰せられければ、元就公聞召され、各〻申さるゝ如く、二十日取詰め攻めさせ候はゞ、落去は眼前に候。然れども先年義隆雲州敗軍の節、我等事温湯の山下一宿候。定めて長雄、晴久への奉公に、夜懸仕るべくやと氣遣ひ候處に、一向左様の心入にても之なく、別して馳走せられ異儀なく歸陣せしめ候。此褒美候はではと思召され候へども、其後何かと御取持ち候て、御一禮之なく候。爰にて

元就小笠原を許す

長雄御助け置き成され候はぬは、御本意違ひ候間、左様の心得候へと御意にて、御理の段聞召し分けられ、かんなみじと申す山へ下城仰付けられ、知行の儀は、温湯

の方の在郷は召放され、川向ふ大田其外の本地に伊田・はつ〔家仕カ〕の二箇所相添へ、遣さるべきの由仰出され候。此伊田・はつとは福屋領知に候處、二萬郡の內にて、替りの地餘分遣さるべきの旨、福屋方へ仰せられ候處に、少し難澁申し候へども、右の二箇村は小笠原へ遣され候。其後小笠原家來ども、伊田・はつへ入部仕り候に付、隆景より御檢使相添へられ候處に、福屋家來罷出で、小笠原の者共・小早川殿御檢使を追立て、武具・馬具迄剝取り申すに付、此段小早川殿聞召され、以の外御立腹にて、福屋に仰付けらるべしとの仰上げ候へども、此度晴久松山の城へ取懸り候處、堅固に城を持ち、大敵を仕拂ひ候忠義に對せられ、御堪忍候へと元就公御取扱にて、隆景より福屋式部兄弟の御契約相濟み申し候。夫に就き其後福屋方より、德田刑部少を以て、沼田へ御禮申上げ候。小早川殿よりは、磯傘を御返禮として遣され候。右の御取扱彼此百日計り御在陣候內、晴久も富田へ馬を納められ候に付、諸所御仕置仰付けられ候て、吉田へ御歸陣遊され候事、件の如し。

別府合戰

別府合戰の事附新原崩の事

永祿元年の三月中旬に、石州の御味方衆銀山山吹の城へ番替りにして、兵糧・野菜を籠められ候。吉川殿衆、番に當り罷出で候處、本庄越中守居城雲州須佐の高矢倉は、銀山へ程近く候故、通路を差塞ぎ、別府と申す所へ雲州衆待伏を仕り居り候。吉川殿其日送番に當り罷成り候に、二宮木工助手頭にて、二宮七郎兵衞・山縣四郎右衞門・井上又左衞門・山縣源右衞門・田中新兵衞・佐伯源左衞門・岡部新十郎・井上四郎右衞門、此外以上十八人、弓六張・槍二本にて待伏せ仕り候眞中へ各々引懸け候時、井上又左衞門伏しありと、木工助にいへば、心得たりと答へて、十八人の衆一處により（脫アルカ）、然る處鴟一つ來りて、木工助弓手の肩をける。木工助有難し、軍には勝ちたりと言ひ、向ふに少し小高き丸山あり、是に十八人走り登る。伏兵共一同に三百餘立起り、丸山を取り巻き、四方より攻め登る。山縣四郎右衞門矢入を仕り、散々に射付け、追立て候得共、數多の人數にて候故、崩れては又攻登り候を、射伏せ切伏せ候

に付、敵堪へずして、終に引退き候。二宮木工助は、下知を仕り見合せ仕り候に付、敵一人も討取らず候故、今日の武勇の證に仕るべしとて、逃ぐる敵へ追懸り候へば、弟の七郎兵衞・山縣四郎右衞門・其外二人、以上五人續いて追驅け候。木工槍にて敵一人突伏せ首を取る。殘る者共の內へ、首三つ討取り候て、比類なき働仕り候。元春聞召され、誠の合戰とは是なりと、御感大方ならず候。井上豐後守、其節浪人にて雲州に罷居る、此時の伏せの人數にて罷出で候に付、前後の物語首尾合ひ申し候。此刻山吹の城よりも、西田口へ打廻りとして、山崎小七郎物頭にて、河內坂迄打出で候處に、雲州衆罷出で、迫合ひ御座候て、小七郎討死仕り候。高畠手へも敵二人討取り候事、件の如し。

元就公石州御出馬の通り、晴久へ注進ありければ、分國中の人數を催し、河井道源を先手として、其勢一萬四五千にて、石州大田へ出張し、銀山への通路に兼ねて留められ候。茲に因りて元就公は北池田に御在陣、吉川殿御先手にて、津賀迄御打出に候。宍戸殿・山內新左衞門・三吉修理亮・楢崎・木梨、石州衆には佐波常陸守〔介カ〕・益田越

刺賀高畠自害す

中守・小笠原長雄、此外小身衆は都合一萬計りの人數にて、山吹の城へ兵糧御籠めさせ成され候。御先手衆新原へ打出で候處に、雲州衆出で合戰之あり。此方は御先手衆一戰に及び、懸引仕り候半ばに、二陣の衆備をば寄せずして悉く引退き候故、先手衆計りにては合戰相成らず引退き候處に、雲州勢追駈け、追討に討取り候。宍戸殿家中宍戸大藏大夫、山内家來須澤何某、吉川殿には岡崎七郎二郎、三家の手頭三人共に返合せ討死する。其外討死・手負數百人之あり。是を新原崩と申し候。先手衆敗軍の通り聞召され、吉川殿御駈仕り候。元就公は一里計り跡迄御馬を寄せられ候へども、敵勝利を得候て、早々引拂ひ退き申すに付、詮なく御引取り遊され候。其後雲州衆山吹へ取懸け候へども、右の通り新原にて御味方衆敗軍致し、山吹の城へ兵糧入れ申し候事、相成らず候に付、刺賀・高畠兩人より、我等ども切腹仕り城を渡し申すべく候へば、殘兵どもの一命を御助け候樣にと詫言申し候へば、晴久も義士の志を感じ、分別を致され、刺賀山城守・高畠源四郎事、湯津海藏寺にて檢使を請ひ切腹仕る。殘る者は此方へ送り返され、山吹の城には本庄越中守を籠め置

き、晴久は雲州へ馬を納められ候。此御方にも御仕置等仰付けられ、御歸陣の事、件の如し。

右の通り先衆合戰仕り候半ば、勝利も見え申さゞる處に、二の手衆引挑ひ退き申され候間、御歸陣以後御詮議之あるべき儀に候へども、何たる御沙汰も之なく、相濟み申し候。昨今迄の尼子幕下衆多く候へば、御心許なく思召さるべく候へども、頓て雲州御討入遊さるべしと思召され、御詮議之なきものにて候や、下々の了簡に及ばざる儀に候と、舊記に之あり。

山吹の城卷解き御退陣の事

永祿二年七月に、元就公・吉川殿・小早川殿、其外備・藝の御幕下衆・石州衆、都合御人數一萬四五千餘、小笠原長雄御先手にて、銀山山吹の城へ押寄せられ、御本陣をば、仙の山へ居かれ、三口より御攻めさせ成され候。本道筋は吉川衆請取りにて、一番に山縣四郎右衞門・井上又左衞門・溝挾二郎兵衞、切岸の下迄登り候處、城よりも人

山吹城より退陣

數を出し候。溝挾組の鐵炮を備へ、散々に討縮め候。城中よりも弓・鐵炮を以て稠しく防ぎ申し候。後には槍にて突き申し候を、井上又左衛門・山縣四郎右衛門・溝挾二郎兵衛槍を提げて、首を取りて引挫き、數本奪取り申し候。殘る二口よりも、急に攻め込み候へども、城中嘗て弱き體一圓之なく、手強く相防ぎ申し候。三日仙の山に御在陣にて、御攻めさせ成され候へども、右の通りにて候故、元就公御意に、力攻めに致し候へば、畢竟攻崩し申すべく候へども、歷々の侍討死させられ候事、成させ難きは我義に候。先づ御退陣遊さるべきの旨仰出さる。吉川殿殿にて御退き遊され候。本庄越中守自身足輕數十人先に押立て、弓・鐵炮射懸け討懸け、附送り申し候。吉川殿御馬をひかへられ、御下知候て、追駈くる敵共を御拂はせ成され候。本庄も采配を取りて、手澁く付けよと下知仕る。敵二千計り一手に成りて切つて懸る。元春見給ひ、少し小高き所へ御馬を乘り給ひ、八百餘の人數を前後に立て待ち給へば、敵も左右なく懸り得ずして鬨を作る。吉川殿家來森脇若狹守、我等此處許に有るべき程は、敵一人にても通すまじきと云ひて返し、眞先に追來る敵

一人突伏せ候。元春此様子を見給ひ、森脇討たすなとて、自身馬を駈出し給へば、新庄衆八百餘一時に取つて返す。本庄是を見て、采配を揮つて押懸け、半時計り戰ひける處に、究竟の兵十三人討たせければ、終に突立てられて引退く。元就公後陣に合戰之ある通り聞召され、力を合せ候へと御下知に付、各、馳付き申され候へども、敵引退き候故、御父子御一同に、祖式迄御討入遊され、翌日は御歸陣候事。

豐前國門司合戰の事附豐後勢敗軍の事

大友勢門司を攻む

永祿二年九月、豐・筑兩國は大内記〔殿カ〕御支配の國にて候へば、此時節御手を入れられ、御仕置も遊され度く思召され候へども、大友殿居城、豐後の石垣程近く、地續の事にて候へば、急に御馬を向けられ候儀も成させられず候。然れども豐前の國衆長野・宗像・高橋、御味方申上ぐべきの通り、使者を以て御案内申上候。門司の城の儀は、大内殿御時より下目の押として、御番勢差籠められ候。其例を以て、仁保右衛門大夫隆慰に、加番衆歷々差添へ置かれ候處に、永祿二年九月廿六日、豐後衆大勢門

司の城へ取懸り候。城よりも人數を出し、防戰仕り候時、波多野大和守・波多野兵庫一所にて、手柄なる働を仕り、討死候。夫に就き兵庫世悴龜壽丸に對し、父働神妙に思召され候。茲に因りて幼年たりと雖も、知行相違なく之を遣さるゝの旨、隆元

三家門司に向ふ

公より御感狀を下され候。父忠死仕り候に付、翌年の夏其賞として、長州厚狹郡須惠の内にて、十石程の御加增龜壽丸に遣され候。此龜壽丸子孫高助左衞門と申して、今足輕にて罷居り候。右の到來聞召され、隆元公防府迄御出馬遊され、小早川殿御先手にて、門司の城へ後詰あり。御本手よりは冷泉五郎元豐、隆景よりは浦兵部宗勝、御先手仰付けられ候。海上の警固は兒玉內藏丞、孰れも御附の衆歷々之あり。御先手の兩將御本陣召寄せられ、明日は門司と小倉の中間へ打上り、一戰仕るべきの旨、隆景公仰渡され候。宗勝敵陣の樣子を見切り、今日は合戰仕るまじく候。

門司合戰

明朝押上り、一戰仕るべしと冷泉方へ申し遣し候處に、冷泉承り、昨日仰渡さるゝに付、議定仕りたる儀に候へば、我等今日一戰仕り候間、左樣の心得樣にと返答仕り、夜中に船より上り、山陣を取り、頓て打下し豐後勢へ押寄せ候。豐後衆も待請け、

冷泉元豊討死

合戰に及ぶ。冷泉自身一命を捨て、無二に突いて懸り、豐後勢を突立て候へども、敵は大勢にて候。此方には小勢の人數も之なく候に付、元豐討死仕りて、大將討死候に付、手負・死人數多之あり候。漸く引取り申し候。其翌日朝宗勝船にて具足を著し、上帶の端を結び、我等は討死の覺悟に候。勝利を得ず候はゞ、二度船へ乘り申すまじく候。何れも左樣に相心得候樣にと申し渡し候。時に宗勝小性世越與七郎・世良源三郎兩人、此間處々御供仕り候へども、させる御奉公も仕らず候間、今日御用に立ち申すべきの通り申し出づ。兵部承り、兩人の心掛け滿足の通り申聞かせ、左右手にて熨斗を取り、一度に兩人へ遣し、門司と小倉との間へ打上り、豐後勢へ切つて懸る。城よりも突いて出で揉合ひ、稠しく突立てければ、豐後勢こらへずして引退く。宗勝もものはづれ三箇所手負ひ候へども、淺手故逃ぐる敵數百人討取り候。乃美四郎兵衞も、宗勝同然の働仕り候。右兩人の小性は、敵數百人切り伏せ、

浦兵部宗勝感狀を受く

終に討死仕り候。宗勝働の段思召され、御褒美として御感狀、御父子より之を遣さる。其上長州豐田にて、四百石の在所拜領仰付けられ候。其後豐州衆在陣仕り罷

居り候に付、豐前中津の浦々へ、浦兵部・兒玉內藏丞、又警固衆遣され、豐後への通路を止められ候に付、長陣相成らず、敵退陣仕り候に付、門司の御仕置等仰付けられ、小早川殿御歸陣候。隆元公も防府より御馬を入れられ候事、永祿二年より以前に、門司の城へ加勢の人數を籠め、豐後より持ち候に付、元就公・隆元公は、長府迄御出馬にて、關へは隆景御先手として、御出張に成り、門司の濱にて合戰之あり。城兵叶はず降參仕り候に付、御分別を遂げられ、豐後衆をば送り返され、門司の城主をば下城仰付けられ、隆景門司の城へ御陣を移され、城主父子へ御相對あるべきの旨仰渡さる。出迎ひ候道に討手を仰付けらる。父子共に御成敗に成り候。討手は一人にて親子共に討果し候。隆景は櫓へ御登り候て、御物見成さるゝ由に候。其證具せず候。追つて考へ、城主の假名、討手の名書附け申すべく候事。

正親町院御卽位の事

永祿元年午の年、後奈良院崩御たりと雖も、東宮正親町院御卽位を調へられ候儀相

成らず候。御延引の通りを元就公聞召し及ばれ、大内盛〔晃カ〕光の御菩提所、國淸寺住持佛知和尙を御賴み成され、上京仰付けられ、永祿三年正月廿七日、御卽位相調へ候。

正親院御卽位の事により元就陞敍

夫に就き元就公御父子へ勅感の綸旨成し下され、從四位上陸奧守に敍せられ、菊桐の御紋を賜ひ、又公方義輝公より、錦の御直垂を給り、御相伴衆に成させられ候て、天下に御名を揚げられ候。和尙御使として上京の刻、若し御卽位料御金及ばず候時の爲めと申され、祕藏の黑茶入と申して□□肩付之あるを持參申され候由申し傳へ候。此御使調べられ候に付、國師を大照佛知國師と成され候て候。只今常榮寺の由に候事、件の如し。

尼子晴久逝去の事

晴久逝去

永祿三年十二月廿四日、尼子左衞門督晴久、重病を受け給ひ逝去なり。晴久は永正十一年二月十二日の誕生にて、四十七歲なり。御息三人あり、嫡子三郞四郞義久、後に右衞門督に任ぜさせられ候。法名友林。二男九郞四郞倫久、法名瑞閑。三男八

郎四郎秀久、法名常榮と云ふ。然らば晴久事御重病にて、十死一生の容體とも取沙汰之あり、御死去とも申すに付、各〻此段元就公へ申し候はゞ、御機嫌たるべくと存じ、或時參候の序でに、右の趣申上げられ候處に、以ての外御氣色かはり、晴久死去に於ては、是非に及ばざる儀なり。晴久も存命の內、我等と一戰を遂げ決すべしと存ぜらるべし。我等も天文九年以來數度の取合ひ致し候へども、終に旗本の勝負之なく、頓て雲州の討入り遂ぐべき念願と存じ候處に、殘念の至りなり。總て敵方の弱味を悅ぶは、弱將の下の諸將の風俗なり。各〻は晴久の重病を此方の吉事の樣に申さるゝ儀、誠に是非なき心なりと御意成され候へば、各〻も迷惑仕り候。夫より後は一圓物音も之なき事。

福屋隔心の因由

福屋御退治の事

永祿三年冬、元就公石州へ御出馬候。此仔細は福屋隆包事、以前御味方仕り、御奉公致し候の處に、前に書付け申し候通り、小笠原長雄に、隆包領地伊田・はつの兩所

を遣され、其替りに二郡の内にて領地の所を、福屋に遣され候。夫に就き小笠原家人共入部仕り候刻、隆景より檢使を添へられ遣し候處、福屋家來の者罷出で、入部の者を追立て、剩へ小早川衆ども追立て、武具・馬具まで剝取り申すに付、一廉仰付けらるべしと、隆景御腹を立てられ候へども、元就公御扱にて、小早川殿と御兄弟の御契約相調ひ、別條なく相濟み候。然れども隆包慮外なる手出し仕り候に付、往往身上大事に存じ候て、尼子家へ手を入れ申す通り、元春聞召され、隆包二男二郎殿を、隆元嫡子幸鶴丸へ奉公に御出し、然るべく候。さ候はゞ彌、以て御心易く御意を得らるべく候通り、福屋へ仰付けられ候へば、御内意忝く存じ奉り候。仰に任せ申すべき旨、御請け申上げ、次郎支度の旨、名代として神西越前を差出し、其内に尼子方へやふつくり、鰐走りと申す城に牛尾太郎左衞門罷居り候故、人數にて川上り・松山の城を雲州へ渡し、二郎をも人質として尼子殿へ渡し、松山の城に籠め置き申し候は、雲州加勢を請ひ候へば、湯信濃守差越され候に付、二千餘人數にて福光の城へ取懸り候。此城には吉川和泉守・都治隆行兩人差籠められ候に付、和泉守城の

尾頭にのかりねと申す所へ打出で、防戰いたし、自身槍を合せ手柄仕り候。吉川殿・宍戸殿、大田の市迄御出で候。元就公は河本へ御出張遊され候處に、福屋松山の城迄引退き、湯信濃守は自分の在所迄退散仕るに付、河本に於て御談合遊され、翌日中村の城へ御取懸け候。御先手は吉川殿・宍戸殿・熊谷信直、御本手よりは福原殿、一刻攻めに仰付けられ候。即時乘崩し、首八百五十餘討取り候。吉川殿衆に綿貫左馬助討死仕り候。元春御家來衆二重の柵を切破り乘込み、孰れも手柄仕り候。宍戸家來小瀧七郎右衞門、一番に手柄仕り討死致し候。御本手衆には、福原左近一手、福原左京・門田宮內・長屋小次郎・國司雅樂・宍戸善兵衞・波多源兵衞・桂善左衞門・永井右衞門大夫・沸左衞門尉・兒玉四郞右衞門・福原彌二郞・兒玉木工允・平佐市之允・赤川又七郞高名仕り候。然る處に中村の城主神主山城守事、三百計りにて搦手より切拔け、矢上の城へ落ち行き、矢上筑前守一所になり候時、矢上を攻め崩さるべしとて、御馬を向けられ候へば、兩人ともに城を明け退散仕り候。矢上に御陣を居かるを、元就公・隆元公御同所にて、御越年成され候。吉川殿は日和にて御越年成さ

れ候事。

右中村の城御攻め崩し候日限知れ申さず候。元就公より隆元公へ進らせられ候御書に、

先度井上神左衞門、爲レ使御上せ候。中村に働候砌に候間、供仕り誠にすはだの體にて城懸り仕候。一方彼者先掛張行仕候。無二比類一働き主従手負の餘に抽たる由、各〻申候。御褒美候て可レ給候。

十一月十三日　　元就御判

隆元とのへ

右の分、冬時は十一月上旬にて、之あるべく候、追つて考へ記すべし。

松山落城の事附福屋次郎首送らるゝ事

翌永祿四年二月二日、河上松山の城へ御馬を向けらる。其日は大江に御陣取り候。熊谷伊豆守は井ノ下の渡を越えて、十台に陣を取る。同四日松山へ御陣を寄せられ

松山城をせむ

候。松山の城には雲州衆歴々籠り申し候。其上福屋次郎・神村下野守籠居り、都合三千計りにて籠り候通り聞召され、卒爾に働き候ては大事の儀に候。各々申合せ夜中より仕寄り攻め申すべき旨、仰渡され候に付、同六日未明に押寄せ、總勢一萬餘鬮を作り攻め申し候。松山の大手に櫃の城とて取出あり、吉川殿衆、熊谷家中の若共、眞先に懸りて櫃の取出を攻め破る。吉川殿家中森脇宗安一番首を取り、二番は堺孫次郎なり。孫次郎に續いて各々首を取りて出づるを見て、我も人も首一つ取るは珍しからず、今一つ取りて見せ申すべしとて、孫次郎又城中へ駈込み候處に、敵七人出合ひ候處に、槍にて迫合ひ、胸板を突かれて則ち討死する。諸人之を惜しみ申し候。元就公・吉川殿・小早川殿御采配を以て、御自身御下知候。然る處に福原左近手より、此城は扱に相濟み候。何とて乘込み申し候やと聲々に呼ばはり申し候。其聲を聞いて、城より矢・鐵炮おろかに成り候處、左近一手の衆本城へ乘込み候。兒玉三郎右衞門・國司右京・桂左衞門大夫も乘込み候。夫より總勢攻め入り候處に、城中に籠り候勢三千とは申し候へども、堅く千五百餘之あり候。度々切つて出で、稠し

福屋次郎が首を送る

く相働き候。御本手には福原十郎三郎、宍戸殿には江田木工允、原神村下野守をば吉川殿衆討取り申し候。御本手衆には福原宗右衞門・渡邊神右衞門・桂善左衞門・内藤六郎右衞門・三戸小三郎・井上木工介、此外數多高名衆之あり。敵を討取る其數一千七百三なり、件の如し。

松山へ御取懸り候刻、福屋は新庄の大塚へ働き候處に、日山の御留守番、其外山下在鄕に殘り居り候者共、森脇和泉守催しにて、大塚へ馳付け一戰仕り、則ち追崩し、市木まで追討に仕り、首數百三十餘、川上りの御陣へ差上げ候へば、元就公御感淺からず。其時首を持たせ參り候は、戶津川佐渡守と申す者に候處、扨て福屋次郎首御實檢遊され候て、念の入りたる首桶に御入れさせ成され、福屋方へ御送り成され候。御口上は次郎殿御事幼年の儀に候へば、助け置きたく存じ候へども、弓矢作法にて候へば、是非なく候。定めて御愛子にて一入御不便たるべしと存じ、御供養をなし、送り進め候との御事なり、是にて福屋方一入弱り候事。

福屋沒落の事附福屋家老共御誅伐の事

永祿四年二月六日、河上り松山の城御攻め崩し候て、則ち翌日は福屋居城音明の城主へ御取掛り候。吉川殿御先手にて、宍戸殿其外國衆一同に、音明の城へ御陣を寄せられ、元就公・小早川殿は阿部の郷に御陣取り遊され候。福屋隆包は中村・松山の兩城落去にて、愛子の次郎、其外重富を初め一族家老ども討死仕り候に付、一戰仕るべき覺悟も之なく、如何仕り候やと、殘り居り候家老共談合仕り候へば、今の逅りにては御一戰相成るまじく候間、一先づ雲州へ御退き成され、尼子殿を御賴み候て、重ねて御國入然るべく候。各〻は元就へ詫言仕り、時節を待ち御奉公仕るべしと申すに付、夜中に取る物も取敢ず城を忍出で、濱田の細越と申す山迫能退き候。元春此段聞召され候て、濱田へ追駈け、御馬をば向けられ候へども、隆包父子計りにて、小船に乘り雲州へ退き申し候。雲州にも許容之なく、上方へ上り、大和の志喜の城に居申し候事。

隆包家老、神主内藏丞・稻光内藏大夫・千代延藤左衞門、其外千人計りの人數にて、三宮神宮寺へ取籠り居り申し候。吉川殿へ一命の御詫言申上候に付、一旦御許容、新庄へ御歸陣の刻召連れられ、宿々へ討手を遣され、悉く御成敗成され候。稻光事弓の上手にて候故、熊谷信直家來杉原太郎左衞門を一矢に射殺し、其外手を負はせ申し候に付、粟屋源藏・森脇市郎右衞門に御預け成され、兩人方へ引取り、其後吉川殿御被官に罷成り、御奉公仕り候。千代延藤左衞門・神主内藏大夫も堅固に働き、切腹仕り候。是迄にて福屋一卷相濟み申し候。福屋御退治遊され、御仕置仰付けられ、悉く御打納め遊され候事。

附、福屋御退治の節より、尼子晴久より御家老へ手を入れ、和平を望み申され候と見え申し候。防府圓樂坊へ隆元公より御書に、

自二尼子一今度福屋捨置候て、事の外對二此方一入魂にて候。此節の事に候間、可レ有二御推察一候。

と之あり候、以上。

元就公御父子雄の高山へ御越し成され候事

元就父子隆景を訪ふ

永祿四年の二月、福屋御退治御歸陣候て、下目も靜かに御座候に付、小早川隆景御居城備後雄の高山へ御見舞として、三月廿六日に、吉田を御立ち成され、翌廿七日に高山御著遊され、元就公御宿は井上又右衞門宅、隆元公御宿は巨眞寺と申す寺なり。小早川殿忝く思召され、御逼留中樣々の御馳走、一日は太平記の讀手を召出され、御讀ませ遊され候。此時の御日記御藏に御座候由に候。卯月六日迄御滯留にて、御父子御歸り遊され候事。

豐前門司の城後詰の事

大友勢門司を攻む

永祿四年の八月、大友左衞門督義鎭入道宗麟、一門家老を召集められ、毛利元就事雲州尼子家と取合ひ、石州に在陣の由、此時豐前門司の城攻め取るに於ては、宗像・高橋・長野以下の者共は、卽時味方に下るべく候の間、早速門司へ人數を差向け候て

毛利勢九州下向

は、如何之あるべきやと談合ありければ、各、一同に此議然るべしと申すに付、吉廣嘉兵衞・大友駿河守兩大將として、一萬五千餘の人數を引率し、同八月下旬小倉へ打出で陣を取る。茲に因りて隆元公防府迄御出馬遊され、御人數を催され、先づ兒玉內藏丞就方を警固の大將として、佐東川の內警固衆、其外歷々御附け成され候て、差下され候。內藏丞事早速數十艘の軍船を押下し、同九月六日、豐嶋・簑島へ相働く。船八艘乘取り、十三人生捕を仕る。同十二日花尾へ働き候內、內藏丞家來內藤新左衞門・長沼彥太郎、敵を討ち分捕り仕り候。同廿八日簑島表に働き候時、桑原雅樂助・同宗左衞門・豐島又五郎分捕り仕り候。是は御附の衆なり。家來には高木神右衞門・多田助太郎・小者小七郎分捕り仕り候。同十月二日、門司の城近邊へ豐後勢押寄せ陣取り候時、沓屋晉之助分捕り仕り候馬一匹、兒玉新五左衞門之を取る。內藏丞家來ども中間ども馬二匹取り申し候。十月九日敵の通路を止むべき爲め、〔垣カ〕恒見へ相働く。其時內藏丞家來河野彌五郎・河內源三郎分捕り仕り候馬二匹、內藏丞內の者取り申し候。此段隆景御一覽なされ、遣され候樣にと願ひ候て、內藏丞方よ

り井上又右衞門に、當書立を仕り差出し申し候。十月十日の日附なり。此書立物、小早川殿より元就公へ差出だされ候へば、則ち御袖判遊され、内藏丞に遣され候。扨て浦兵部をも隆景より御差下し候。さ候て隆元公・小早川殿・宍戸殿・福原殿・志道・口羽・赤川・渡邊、此外備・藝・防・長の國衆都合一萬八千にて、下關御出馬候て、總勢を二つに分け、小早川殿御先手にて、一萬の人數を召連れられ、門司へ御渡海なり。隆元公は關に御在陣遊され候。此時門司の地、御人數著船の所の在名を改め、かなくさりと唱ばせられ候。隆景門司へ御渡海にて、御本陣は門司の城なり。總勢を居かるゝは城外に陣取りいたし候。豐後勢もかゝり得ず、後詰の衆も暫時の働仕らず、互に對陣候處に、十月十日、豐後勢の先陣武田志摩守・本庄新兵衞・今江土佐守門司の城へ押寄する。城中よりも小早川殿一手の衆備を立て出し、互にいどみ相伺ひ候處に、隆元公より御使衆を以て、警固衆早々打上り、横合に懸け散じ申すべしと御下知候。則ち浦兵部・兒玉内藏丞二手、悉く門司の濱へ押上り、敵の備へ横合に懸りて、合戰を初め、明神の尾より敵勢を切崩し、里目に於て相戰ひ候。浦兵

部一番に伊美彈正左衞門と槍を合せ、兵部も手負仕り候へども、終に彈正左衞門を突伏せ、首を取る。兒玉內藏丞も能き敵を討つて、高名仕り候。兵部・內藏丞兩人の家來に、手負・死人數多之あり。夫に就き別して御書下され候。此時の働に依りて、內藏丞・兵部へ御父子より御感狀を添へられ、御加增の地拜領仰付けられ、右の通り兒玉・浦、横を討ち申し候に付、豐後勢崩れて引退き申し候に付、城中の衆より悉く城へ引入り申し候。同月廿六日に、又豐後勢悉く門司の城の麓迄押寄せ候。此方にも小早川殿・宍戸殿、其外福原殿・口羽・赤川・小川孰れも打出で、八幡表にて大に相戰ふ。御擶手よりも兒玉內藏丞一手浦兵部門司の浦へ押上り、突いて懸る。海陸より稠しく切り立てければ、豐後勢叶はずして退散仕り候。小早川殿衆には、浦兵部少・豐後市之助・井上又右衞門・粟久內藏允、先驅の高名仕り候。其外山田新右衞門・南源右衞門、何れも手柄なる働仕り分捕致し、宍戸殿衆には深瀨・末兼・奥田・江田・垣內・小瀧・淺原など手柄仕り候。福原殿・口羽二手にて、手柄の衆數多之あり。殊に渡邊小三郎・小川右衞門兵衞・山縣善右衞門・飯田七郎右衞門・同彌七郎手柄なる働仕り候。

兒玉内藏丞一手には、大多利宗兵衞・黑川兵部少・豐島又五郎・桑原雅樂助・桑原宗左衞門・弘中民部・河野七郎左衞門・矢野弓助・沓屋源四郎・石井左馬丞、各〻高名仕り候。就中河野彌三郞事弓にて敵を數人討伏せ、よく働き高名仕る。家來の者共も歷々高名仕り候に付、元就公より内藏丞へ御書成し下され、猶ほ隆元よりの褒美候と御文體之あり。日暮に及び候に付、追討少し仕り、各〻城内へ引入り申し候。然るに同十一月五日夜に入り、敵陣の篝火早晩より數增し候て見え候。福原左近此樣子を見られ、敵は退散仕ると見え候。彌〻敗北に於ては、追駈け討留め申すべしとて、一手衆へ其段申し渡され候處に、末國善十郞左近言葉より早く樣子を見切り罷歸り、敵は早敗北仕り候と申すに付、各〻一同に敵へ追駈け候へば、敵も取つて返し夜軍之あり。左近丞一手には福原總左衞門・長屋小次郞・門田宮内・井上五郞三郞・渡邊源五郞・志道源藏・末國善十郞、孰れも敵を討取り高名仕る。井上又右衞門・渡邊小三郞・同人中間源五郞、よく働き敵を討取り高名仕るに付、元就公・隆元公御兩判の御感狀に、一番に追駈け候に付て、各〻も續いて追駈け、敵數百人討取るに任せられ、

兩國御本意御感悅に思召すとの御文體なり。飯田七郞右衞門・同彌七郞事を右兩人一同に追駈け、高名仕り候由、別の舊記に之あり。吉田の御手廻衆には赤川又五郞・桂善左衞門・井上雅樂丞・渡邊新右衞門・庄原某手柄仕り候。敵も盡く敗軍仕り候。豐前國中に足を留めざるに付、神田の松山をも豐前衆明退き候。夫に就いて松山の城には天野隆重を手頭として、內藤新右衞門・毛利治部大夫、其外朝倉兵庫頭・大田伊豆守・靑景彥太郞、各〻何れも名代差出すに付籠置かれ、豐前の御仕置仰付けられ、隆元公御歸陣遊され候。

吉田城にて連歌を行ふ

吉田御城に於いて御連歌の事

永祿五年卯月三日、藝州吉田に於て御連歌御興行遊され候。防府圓樂坊重雄法印御見舞として、吉田參上申され候に付、發句御所望遊され候。

人連歌

卯の花や雲を高根のほとゝぎす　　重雄

若葉むら〳〵あけぼのゝ山　元就公
残る夜の月に霞の隙見えて　隆元公

御連衆

重雄	十二	宗堅	十二
元就公	十五	重兼	十
隆元公	五	重錦	五
尊瑜	八	賢兼	十二
林茂	五	玉惠	一
元家	七	勝都	八

吉田物語巻第七終

元就本庄越中守の武名を聞き之を降さんとす

本庄越中守御味方の事

元就公、石州御本陣の節、國中を此方彼方仕る道心者之あり候を、御陣所へ召寄せられ、御齋など下され、其後諸方の儀ども御尋ね成され聞召され候處に、去る頃山吹の城へ御取懸り成され候て、本庄越中守働き御覽遊され候處に、聞召し及ばれ候より武邊の達人なり。中西國の間には類なき武士にて候。其節攻め潰さるべきと思召され候へ共、右の如きの者攻め殺され候事、武家に於て本意にあらずと思召され、山吹に御退陣遊され候通り、御物語成され、道心者に聞かせられ成され候も、御用意ありての儀たるべく候。頓て此道心者越中所へ參り、御意の趣委細に物語り仕り候へば、名將の御褒美なれば、差向ひたる敵とは申しながら、本懷に存じ奉り、悦び

本庄越中守元就に降る

申し候。其後吉川殿へ本庄越中守儀は、何とぞ御味方仕り候樣に御調略候へと仰渡され候に付、粟屋參河守・山縣越前守を河本迄差出され候。兩人方より、山口の法泉寺を以て、本庄家老服部若狹守・椿井戸三郎兵衞門方へ、越中殿御事、此方味方成さるゝに於ては、石州銀山に雲州原手の郡を加增の領地として、進め置くべき由、元就父子申され候。第一越中守御事をば、父子敵とは申しながら、武勇他に勝れたる仁にて候へば、以來申し談じ度き由申され候と、樣々言を盡し、法泉寺に申させ候へば、越中御意の趣承り、忝く存じ奉り、何か遠慮申さるゝ樣共御座候へば、終に異議なく領掌致し、雲州に差置き候嫡男本庄太郎左衞門方へ申し越し、富田をば缺落致させ、此御方へ人質として差出し申し候。此御取扱相濟み申し候は、永祿五年の夏なり、件の如し。

雲州御討入の事

元就雲州へ發向

永祿五年七月、元就公雲州へ御發向候。隆元公・吉川殿・小早川殿・宍戸殿、其外備後・

安藝・石見の國衆都合一萬五千の御人數なり。防・長の國衆は下目の御手當にて、御供は之なく候。海手の警固頭には兒玉内藏丞に歴々御附けなされ候て、差向けられ候。御人數孰れも揃ひ候て、雲州赤穴へ御討入り遊され候處に、高瀨の城主米原平内御味方に罷成り、富田表へ御先手仕り、御馳走を遂ぐべきの通り誓紙を以て申上げ、人質差出し候。其後三澤・三刀屋藏人も、御味方に罷成り、右の通り人質差出し候故、阿用のとちやまの櫻井・大東のかぶろ山の馬田・白鹿の松田兵部・熊野兵庫助・牛尾信濃守、皆御味方仕り候に付、大津・鹽谷・今市に到りて、段々御陣を寄せられ候。本庄越中守儀、三刀屋にて吉川殿へ初めて御案内申上候。今市へ御陣替の節、吉川殿御取次にて、元就公へ御案内を遂げ候刻、御對面遊され、御懇意の御意にて、忝き通り申上げ退出仕り候。其後本庄越中守自分の人數計りにて、白潟を放火仕り退き候處に、本田豐前守手頭にて、富田衆罷出で、乃木に居り候に付、出合ひ一戰之あり。本庄太郎左衞門・本田豐前檜を合せ申し候。雙方共に手負・死人數多之あり。此段元就公聞召され、永井右衞門大夫・林木工介兩人を御使として、本庄へ遣

され、今度御父子御働き感じ入り候。然らば以後は御自分各別に御働き候事、御無用に候。本陣一所に陣取られ候樣にと、御意成され候に付、兩使其旨堅く申し渡し候。父子共御意忝きの通り御請け申上げ、御本陣近所へ參り候て、陣取り申し候。右に書付け申し候通り、島根郡白鹿の城主松田兵部少輔御味方仕り候に付、此方角悉く御手に入り、宍戸御陣替に至り候。然らば乃木より一里計りに椎鍋といふ小城之あり、村井越中守と申す者罷居り候。御乘取らせ成さるべしと御評定候處に、明退き富田へつぼみ候事。

本庄越中守御誅伐の事附雲州赤穴へ御陣替の事

本庄一族の暴行

本庄越中守事、男子五人持ち申し候。孰れも健かに生付き、其上一類の者共之あり、銀山に罷居り候へば、所帶富貴にて、諸浪人を集め、自分抱の城三箇所に留守居を置き候て、三千餘の人數を召連れ罷在り、武威に誇り高慢仕り、人を人とも存せず、忠賞に行はれ候衆中の領地押込み、入部の者共を追立て、狼藉大方ならず候に付、

本庄を討つ

往々御弓矢の妨げに罷成るべしと思召され、急に御成敗之あるべき御談合相極り、吉川殿へ都合を仰渡され候。宍戸の丸倉を、傳への城に御築かせ成さるべしとて、はたやと言ふ所へ御陣替候。爰にて御討果し成され候。本庄所は四方深田にて、中に山之あり。此處に陣取り申し候故、總人數への申渡しに、足のよごれたるは味方なり、よごれざるは敵なり、能く見分け討取り候へとの儀にて候。久利左馬助が笛を合圖に吹き申し候。此笛を聞いて一時に押寄せ候。吉川殿家來粟屋源藏・二宮木工助・森脇市郎左衛門三人初手に陣屋へ押込み、越中守本意を背き候儀、數箇條之あり候に付、此度御成敗なされ候爲め、檢使三人罷越し候。堅固に切腹仕られ候へと、高聲に申し渡し候處に、本庄家老脇部若狹守切つて出で働き候を、森脇組伏せ首を取る。粟屋源藏は陣屋の後へ廻り、敵兩人切つて出づるを、兩人共討ち候。二宮木工介は越中居申し候陣屋の内へ押込み、越中と組合ひ、幕より外へ出で、終に首を取る處に、小早川殿衆數人下り合ひ候て、首をばいだかれ木工を押付け候に付、首をば各々へ進むべく候間、先づ脇へ退き候て給はり候樣にと申し理り候處に、井上又

右衛門馳付け、各〻猿狽是非に及ばずと、下知候へば、皆立退き申し候に付、木工助〔又脱カ〕右衛門に首をば取らせ申し候。本庄四郎二郎・同兵部、其弟一人は別の陣屋に居り申し候と、今田上野介・吉川式部少に仰付けられ、同時に殘らず討果し申し候。本庄大藏は人質として、御陣屋の下に罷居り候を、山縣越前・森脇内藏大夫に仰付けられ候。永祿六年十一月三日朝の六つ時より、四つ過迄に悉く討死に候。首千三百餘之あり。本庄太郎右衛門儀は、人質として此御方へ差越し申すに付、津賀の興宅寺に置かれ候は、天野隆重に御預け置き候に付、討果すべきの旨仰付けられ、同日討果し申し候。右の首共御實檢の時、越中守首之なく、各〻不審仕り候處に、井上又左衛門今に返り申さず候。定めて又右衛門討取りたるものにて之あるべき由。御意成され候。果して又右衛門越中首を持參仕り、二宮手柄の段少しも殘らず申上候。元就公聞召され、高名の通り仰出され候。右の通り朝六つより四つ過迄、敵三百餘討果し申し候處に、味方に手負・死人一人も之なく候。斯樣の儀異國は存せず、日本に於ては前代未聞の儀に候。御弓矢盛の儀、御手立の御上手なる事、衆議一味仕

元就陣を赤穴に移す

り、萬端調ひたる上にて、右の如く御座あるべく候や、餘所にも名將と呼ばれ候大將數多御座候へども、斯樣の儀終に承り申さずと、舊記に之あり。

本庄父子御成敗候て、赤穴迄御退陣遊され候。銀山の城に服部治部と申す者留守居に罷在り候。此御方より平佐藤右衛門・上山兵庫兩人城請取りに遣され候。吉川殿よりは吉川和泉守・山縣左京を遣され候。別條なく城を渡し、却つて治部事御馳走立て仕り候に付、後に池田と申す者に相添へられ、銀山の代官に仰付けられ候。吉川殿は本庄御討果し候て、其日上の江と申す所へ御陣替候。其故は須佐の高矢倉・原手の屋に、江山兩城本庄抱へ候に付、若しさゝはり候てはとの御遠慮に候へども、兩城〔ず脫カ〕でに異議なく相渡し申し候。然らば最早御味方仕り候雲州衆、松田を始め越中御成敗を承り、又富田方罷成り候。三刀屋・高瀨・三澤此三人は、相變らず御味方仕り候。さりながら三澤家中布瀨と申す侍、鍋坂の城に罷居り候。三澤を背き富田方になり申し候。伯耆の國衆最前御味方に罷成り候者ども、丁藏寺岩坪の日野孫左衛門・江美の蜂塚、此節又富田方へ成り變り、現形仕り候事、本庄抱の城、

元就大野へ移轉

何れも異議なく相渡し申すに付、須佐の高矢倉には矢野中務、山吹の城には上山兵庫を籠め置かれ候事。

永祿五極月、富田より九郎殿を大將として、三刀屋へ働き候と雖も、何たる行でもこれなく引入れ申し候事。

元就公大野表御出馬の事

永祿五年の暮には、雲州赤穴に御在陣遊され、同所御越年成され、翌六年の二月、大野へ御馬を出され、諸所放火仰付けられ候へば、牛尾信濃守を初めとして、敵城十餘箇所悉く明退き、富田へつぼみ申し候事。

隆元公防州御下向の事附大友殿此御方御和平の事

附隆元公御逝去の事

豐前神田松山の城に、天野紀伊守隆重を籠め置かれ候處に、豐後より大勢を以て、

隆元防府へ下向

毛利大友二氏和平

取圍み攻め候へば、隆重堅固に持ち固め、防戰仕り候に付、豐後勢も攻口をくつろげ、遠巻に仕り在陣候。此等の趣長野・高橋より注進に付、後巻の人數差下さるべき爲め、早速隆元公防府迄御下向遊され、船手衆・陸地働の衆相催され候。浦兵部事、早速豐前罷下り申し候に付、城中堅固に相抱へ候。夫に就き元就公より兵部に御書を下させられ候。

今度下口之儀は、御方早速御下に付、無異儀城を相抱候事、更難申盡、本望此事に候。就夫雲州表之儀、心靜かに相働、多分得勝利大慶候。仍太刀一腰進候。誠に表祝儀計候。猶期吉事候。恐々謹言。

卯月廿六日　　元判

能美兵部どの

と宛なり。然る處に光源院義輝公方より、御當家へ聖護院殿、大友へは久我大納言殿を上使として、近年諸國兵亂の事、偏に上意を輕んずる故なり。早く兩人和平せしめ、中國・九州靜謐の計專要たるべきの旨、仰付けられ候。大將の高命違背あるべ

きにあらねば、御兩家共に御領掌の御請相濟み、大友宗麟の御息女幸鶴丸公へ御緣邊の御約諸にて、御無事相濟み、豐・筑兩國は大友殿の御支配に成り申し候。さりながら門司の城は長州の內と候て、此御方より御抱に候。右の樣子に付、松山の城豐後へ相渡し、隆重罷上られ候。此御象扱は、五月中に相調ひ候。聖護院殿御事は、藝州嚴島に御座なされ候に付て、隆元公岩國へ御下り成され候て、永興寺へ御待請け成され、御能仰付けらるゝ樣に御馳走の上、蘆毛の御馬に鞍置かせられ、此外品々御進物進められ候。元就公より御名代として、御使者福原貞俊罷出でられ候。是亦御進物進めらるゝ品々之あり。其後七月六日に、隆元公嚴島へ御渡海にて、聖護院殿へ御暇乞遊され、翌七日二十日市へ御戾り成され、同八日に二十日市御立ち、同十日に郡山の山下に御著陣候て、次の日輝元公、其御時は幸鶴丸公と申し候て、御十一歲に成らせられ候。福原殿を御迎へなされ、城中へ進められ候て、御宿陣へ御招成され、御見參の上御三獻出で、其後御供仕り候衆召出され、近年の御弓矢の次第、今度下目御和睦の儀、公方より重疊上意の旨、第一には元就公數年御油斷なく

隆元頓死

隆元の資性

御心遣ひ、御苦勞遊され候儀共、御心靜に御開かれ、とかく御隔心がましき御會釋にて、御城に幸鶴丸公を御歸し成され、翌十二日吉田を御立ち成され、同國佐部と申す所に御陣替候て、爰にて御滯留遊さる。御人數を揃へられ、八月五日には雲州へ御出馬有るべしと、御日限に相定まり候處に、同三日の晩和智方より、御案內申上げ、彼方にて御膳召上がられ候て、御本陣御歸り遊され、同四日晩、俄に御氣色惡しく御頓死成され、下々に至る迄愁傷し奉り候儀、言語に絕し候。御遺體をば吉田大通院へ納め奉り、御葬禮相調へられ候。御法名花溪常榮大居士と申し候。隆元公御一生の內、御行跡能く御孝行を第一に遊され候に付、平重盛以來の御名將にて御座あるべく候と、他國共唱へ申し候。此度吉田御城下に、二日御滯留遊され候へども、御城には入らせられず候。是は元就公雲州に於て、晝夜御苦勞成され候處に、一夜と候ても御宅所へ御立寄りなされ候へば、御自由の樣に思召され、元就公に對せられ、御敬ひと申し候。御孝行の儀ども書付申し候儀も、恐れ多く存じ奉り候へども、舊記にまかせ此の如くに御座候事、件の如し。

隆元逝去の報元就に達す

隆元公御逝去大野御陣所へ御到來の事附白鹿城攻めの事附宍仕寄の事

元就公は雲州大野に御在陣候て、隆元公御上著候は、松田兵部罷居り候白鹿の城を御攻め崩し之あるべしと、御議定遊され、折角御著を御待ち遊され候處に、御逝去の御到來聞召され、御案外の儀に候へば、一入御力を落され候。吉川殿・小早川殿・宍戸殿、其外諸士御悔として、御本陣へ御出伺ひの處に、御對面遊され、隆元御逝去御案外の儀に候へば、一入御力を落され候。各〻も同然思召され候。然らば尼子家退治の儀は、手間入るまじくと思召され候仔細、隆元への御追善は尼子家退治の外は他なく候。各〻は申すに及ばず、下々に至る迄弔合戰仕度く存ずべく候。左樣に衆議一同に存ずる時は、御手間は入るまじく思召され候て、先づ白鹿へ御取懸り、急度仰付けらるべきの旨、仰渡され候に付、上下ともに愁情をひるがへし、勇み候儀かぎりなく候事。

白鹿城を攻む

隆元公御追善に、白鹿の城攻め崩さるべきの旨、諸將へ仰渡され候。永祿六年八月十三日、白鹿の城へ御取懸り候。富田よりも牛尾太郎左衛門・平野又右衛門に一千餘の人數を差添へ、加勢として籠め置かれ候に付、城中堅固に相守り候處に、白鹿御著陣の夜中、城中より夜討を懸け候。先衆の陣取りも著仕り候。夜中の儀に候へば、萬事調はず候へども、能く仕る樣申し候。夜討の掛り候方角は、石州の衆の陣所にて候處に、同國の住人出羽中務、手勢三百にて城兵の引退き候跡を慕ひ候て、十四日未明白鹿の城切岸の下へ寄懸け候へば、城中よりも人數二百計り出合ひ迫合ひ申し候處に、熊谷兵庫五百の人數にて馳付き候へば、城中より又一千餘打つて出で、手強く防ぎ申すに付、味方切立てられ候。其物色を見て、熊谷自身采配を取りて懸りければ、味方踏みこたへ相働く。熊谷家中末田・出羽家中の侍一所に九人討死する。此攻口危く見え候に付、吉川殿八百餘にて駈付け給へば、杉原盛重も續いて馳付け、大に相戰ひ候處、牛尾太郎左衛門、弓手の肩先を射られて、手負ひ申し候。其上家人數多討たれければ、城中へ引退く。元春此體を御覽候て、敵は引く、

追立てよと下知し給へば、出羽・熊谷・杉原我も〳〵と攻め込むに付、彌〻叶はずして、牛尾松田城中へ引入る。吉川殿家中二宮・井下、熊谷家中末田・岸添、出羽內東、杉原家來高橋等分捕り仕り候。其外敵を討取る數三十四級なり。其後詰手より仕寄りを付け攻め寄せ候へども、城中にも能者共數多之あり。雜兵ともに二千餘人籠り居り候に付、轍く落城仕るべき體に見え申さず候。元就公御直に、兩川殿其外諸將へ仰渡され候は、白鹿の儀急に落去申すまじく候。殊に此方へ夜懸など仕る儀、富田より追々人數を籠め申すや、又此方陣場の樣子、諸勢の騷ぎを見るべき爲めに、夜懸け仕り候や、如何樣とく口之ある仕樣に候。多分富田より後卷の人數出で、一戰あるべき段は眼前に候。各〻攻口をくつろげ、城中よりの矢・鐵炮の防ぎ專一に仕り、たとへ敵方より如何樣の働仕り候とも、一手切に仕るべく候。若し加勢入れ申し候時は、御下知を以て差越さるべしと、手堅く仰渡され候。出羽中務を召出され候て、敵夜討懸の時能く仕拂ひ、一番に城の切岸迄押懸けられ候儀、御感悅に思召され候。しかしながら此以後は暫時の働仕るまじきの通り、是又御直に仰渡され

穴を掘り土中にて戰ふ

候。右の如く仰渡され候に付、攻口をくつろげ各〻陣所々々を堅固に仕り候。小早川殿は口羽刑部大夫、其外備後衆を附添へられ候て、城中より十四五町計り出張、丑寅の方の山に陣取り、仰付けられ候事。

石州銀山より掘子を數百人召寄せられ、穴仕寄り仰付けられ、城中よりも其通りを考へ、相掘に掘り候處に、後には掘拔き、雙方中途にて行合ひ候に付、同年九月十一日、吉川殿御家來三須・山形、御本手衆には福間彥右衛門・粟屋彥左衛門・粟屋彌四郎・兒玉四郎右衛門・井上雅樂・波多野源兵衛・三戶小三郎・井上豐後守・赤川木工允・粟屋新三郎、孰れも槍を合せ高名仕り候。新三郎儀は、深手を負ひ頓て相果て候。城中の者共相叶はず、大石を投込み、穴道を塞ぎ申すに付、其後は迫合ひ御座なく候事。

尼子勢後詰

富田勢後詰の事附合戰の事

然る處に富田より、尼子九郎四郎倫久大將にて、龜井能登守・三原源兵衛・加藤彥四郎・佐世伊豆守・牛尾遠江守・山中鹿之助・神西三郎左衛門・池田藤兵衛・森惣兵衛・河添・

馬來・馬田、都合一萬餘の人數にて、同九月廿三日、白鹿の後詰として打出で、段々に備を立て、合戰を待ちて罷居り候。小早川殿御陣所へ、足輕を懸引申すに付、吉川殿福原殿より、御使にて討下し御合戰之あるべしと、御窺なされ候。元就公聞召され、以前より御定め成され候如く、一手切に勝負あるべく候。城の攻口の衆、彌堅固に城を押へ申すべしとて、熊谷伊豆守・益田越中守兩人を押へ候人數に加勢として、差添へられ候。斯の如く仰付けられ、後詰の敵へは一向御構ひ成されず候間、左樣相心得らるべく候。如し御合戰遊され、御勝利と輙に御見附け遊され候はゞ、其節に至つて御下知之あるべき通り御返事に付、各、孰れも敵には構はず、陣々堅固に相守り居られ候處に、申の刻に至りて敵引入るべきと存じ候や、備浮立ち候物色を御覽なされ、吉川殿・小早川殿へ打下し、敵を追崩し申さるべき通り、御下知候へば、隆景一番に御馬を出され候に付、一番に天野・平賀、二番に杉原・三刀屋、三番に吉川殿御旗下打下したまふ。小早川殿へは備後の國衆御備に付、一同に大將九郎殿旗本を目に懸け切つて懸る。小早川殿御旗本にて、井上又左衛門尉久・豐島一番に

懸る。尼子方には馬田・川添眞先に進み相戰ふ處に、備後國長大藏左衞門・楢崎彦右衞門懸合ひ追崩し、馬田・川添を討取る。吉川殿御相備杉原・三刀屋、尼子勢へ突いて懸る。牛尾遠江守・龜井能登守、其外侍大將共采配を取りて、備を立直さんとすれども、引立ちたる事にて、大勢崩れ立ちたる事なれば、力及ばず引退く。二陣の山中鹿之助も入替り一軍仕るべしと下知候へども、大勢崩立ちて、下知をも聞入れず候に付、是又是非なく敗軍仕り候。元就公御下知を以て、追討仕るまじき通り制し給ふに付、各々頓て引返し打入る。吉川殿手へ首三つ、其外御相備衆へ十七、小早川殿御手へも二十餘級討取りて、御實検に備へ候事。

毛利勢より戰ふ

白鹿の城主降參の事

右合戰の後、城兵弱り候體に候ゆゑ、御乘崩させ成さるべきに御談合候て、十月十三日に、總勢城へ乘込み申すに付、福原殿一手の衆、一番乘仕り候。白鹿の小高丸にて、城兵悉く打出で、大に相戰ふ。福原殿手にては、南方宮内・長屋小次郎・末國與

白鹿落城

次・福原惣右衞門、志道上野介手にては志道源藏・渡邊新右衞門・坪井將監、桂能登守手にては中村內藏大夫・同內藏丞、各〻手柄仕り候。此時小川左衞門兵衞に遣され候御感狀、

去る十三日白鹿小高丸合戰の時、於二稽下一敵を討取候、粉骨之至神妙候。殊に其弟源八郞討取候感（脫あり）段更に無レ謙謝候。急度可レ加二勸賞一者也。仍感狀如レ件。

永祿六年十月十八日　　元　就判

小川左衞門兵衞どの

と宛つる。扨て白鹿の城本丸計りになり、相抱へ候へども、本丸堅固の地にて、急に破り申し候儀も相成らず候。然る處に城中糧米乏しく相成るに付、達て降參の御斷り申上候。各〻御談合の上、御分別を遂げられ、城よりの人質にて、平野又右衞門を望み候に付、御差出しなされ、雙方手質を取替し、同年十月廿九日、城兵上下共に下城仰付けられ、城を請取り、牛尾太郎左衞門をば、富田へ送り捨てられ候。松田兵部は隱岐の國へ退き申し候て、白鹿（脫アルカ）の通り相濟み申し候事。

小田木工覺書には、富田より後詰の人數一萬計りにて、兩度罷出で候へども、此御方の御陣所一里の内へはより候儀相成らず候。矢とゞきへも寄り候は、城には城押へを置かせられ、總軍陣打下しあり之なく、御一戰と定められ候へども、右の樣子に付、御一戰之なく候。白鹿の城兵も後卷の賴み之なく候て、終に御詫言申上候と之あり。又或る記に、白鹿御取詰め候て、十四日に兵糧に詰まり、御詫言申上候と之あり、是は小高丸合戰以後、十月廿七日まで十四日にて候へば、本丸計りに成り候て、十四日目に降參の御詫言申上候間、此儀にて之あるべく候。小田覺書には、九十日目に落城に及ぶと之あり、孰れか是ならむ。

洗骸御陣城築かせられ候事（合）

永祿六年十月廿九日、白鹿落城の後、城には御番勢差置かれ、兩川殿・宍戸殿、其外御家老衆・國衆都合御人數一萬八千にて、白鹿を御出馬ありて、白潟のから橋を渡り給ふ處に、放火仰付けられ、同十一月十日、洗骸へ御陣を居かれ候。此洗骸は島根郡

の内なり。湖水の端なり。此處に山頭御陣城を築かれ、總構には芝土手を築き、堀を掘り、其内に總人數の陣取仰付けられ、總門の御番・打廻り等晝夜を限らず、堅固に仰付けられ候。若し敵寄せ來るとも、御下知之なき内、一人にても拔駈仕るまじきの通り、堅く仰渡され候。後には諸細工人、其外商賣仕り候者共、總構の内に置かせられ、諸勢の御用叶ひ申し候樣に仰付けられ候。船手の儀は兒玉内藏丞に、一所に數多御附け候て、海内・海外働き候。此の如く長陣の御覺悟に付、富田衆相草臥れ、龜井・牛尾を始め、各、降參の御斷り申上げ、味方仕り候。降參候衆の人質をば、防州山口へ差越され、内藤越前守に御預置かれ候。富田の城には數箇所の附城仰付けられ、人數千或は五百籠め置かれ候に付、城兵彌、疲れ申し候。十死一生の一戰を仕るべしと、諸將を集め義久談合申され候へども、皆元就公へ降參の下心之あるに付、身構を仕り、談合成立ち申さずして、終には大合戰之なく候。洗骸の御陣所と富田の間、七里とも之あり、追つて尋ね之を決すべし、件の如し。

雲州弓濱合戰の事

永祿六年十月、富田よりの手遣に付、但馬・因幡の國士共より、矢竝に兵糧を富田へ贈り申し候。此の段國中に御附置きなされ候物聞承り屆け申上候に付、兒玉內藏丞に仰聞かれ、一所衆同前に外海乘廻り、警固仕り候。陸より福原殿一手に飛落七郞右衞門組共に、鐵炮二百挺差添へられ候。吉川殿よりは森脇・小坂兩人、小早川殿よりは浦兵部・豐島市之丞遣され候。さ候處に、案の如く但馬・因幡兩國より、警固船數十艘雲・伯の境弓の濱へ盜入り、兵具・兵糧を濱へ上げ、富田よりの迎の人數を待ち居り申し候。富田よりも人數三千計り罷越し、兵具・兵糧の運送を仕るべしと手遣の節、海上よりは兒玉內藏丞數艘の兵船を押懸け、敵船を追拂ひ、陸へ取上り切つて懸り、陸よりは福原殿一手竝に兩人殿衆突いて懸り、迫合御座候。終に富田衆負けて引退く。兒玉內藏丞自ら一所衆共に、手柄なる働き仕り候。就中大多利宗兵衞・山縣善右衞門拔出で、手柄仕り候。福原殿自身突いて懸り、富田衆を追立て、

手柄仕られ候。一所衆の内長屋小次郎・福原惣右衛門・末國與次・志道源藏・門田宮内・波多野源兵衛、並に備後中郡四人衆の内、秋山・内藤手柄仕り候。兒玉内藏丞裁判にて、兵糧をば本船へ取込み、糧米をば燒草を掛け、燒捨て候事。

杉原盛重泉山合戰の事

尼子勢泉山を攻む

山中鹿之助・立原源太兵衛、其外尼子方の備共、弓の濱にておくれを取り無念に存じ、杉原盛重を籠め置かれ候泉山を攻取るべしとて、四千餘の人數にて泉山へ押寄する。此趣盛重聞付け、智謀他に勝れたる盛重なれば、湖水に釣をする者共に觸をとらせ置きたれば、此漁船百艘計り借り集め、一艘に五六人宛射手を乘せて、湖水に浮かべ、土肥内藏丞に、所の百姓共四五百人附けて、山頭へ押上げ、旗三本持たせ置き候。然る處に富田勢二手に分れて押來る刻、杉原八千に不足の人數を連れて、二十町計り出迎ふ處に、富田衆兩陣一處になる。山中・立原二千五百先陣に進み、秋山・吉田等二千餘に二陣となりて押寄する。盛重は敵の追付くるに隨ひ、十町計り

尼子勢退軍

引退く。富田勢敵は引くぞとて、前後の備衆一つになり、急に押懸る。其時山に置きたる五百計りの勢、旗を差揚げ、鯨聲を作る。富田衆此勢を見て、平野父子七百計り押へとして立向ひたり。盛重、敵を思ふ儘に引請け、射手を進めてあいしらひければ、敵も足輕を出し、矢軍を仕る處へ、湖水の釣船半分渚へ押付けて、敵の跡を遮り、半分は船を湖水に横たへ、散々に射る。富田衆案外の事なれば、驚き色めく處を、杉原一千餘の人數、無二に懸つて突立つる。湖水の船猶渚近く押付け、差詰め頻りに射立つる跡を遮る人數、鬨を作つて懸れば、富田勢崩れて引退く。盛重急に追付き、既に大將共に討死すべく見えける處に、富田衆の内より、後藤・福塚・眞野と名乘り、五六人取つて返し討死仕る。其隙に十死を遁れて、美保關へ引退くなり。

野田〔白カ〕小屋攻落しの事

洗〔合〕骸御陣所より三里計り之ある處に、野田と申す山あり。此山切所にて候故、郷人共小屋を構へ、大勢罷居り候。富田よりも足輕を出し、此方よりも薪取・馬の草苅り

毛利勢野田を陥れんとす

野田を取る

に差出し候士卒共を、毎々追立て討取り申すに付、御手廻り衆、野田の小屋を破り度きの通り申上候處に、先づ忍びの者を出し、山の樣子・人數多少・掛り口の嶮難をも能く知り、其後仰付けらるべく候間、先づ山の樣體を見せ候へと、仰出さるゝに付、人を出し山を能く見せ候て、又其樣子申上候へば、手頭には坂新五左衛門・庄原兵衛・粟屋彌四郎・兒玉四郎兵衛・林木工を遣され、御手廻の若き衆殘らず遣され候。右の衆後詰として、桂左衛門大夫・兒玉三郎右衛門・渡邊太郎左衛門・飛落七郎右衛門組共に、鐵炮二百挺、跡より遣され候。宍戸殿・福原殿、此外國衆一人にても能出でまじきの通り、仰付けられ候。御旗本の若き衆計りへ就き仰付けられ、我意地增に野田山へ切登り候處に、郷人數百罷居り、其上富田より足輕共籠め置くに付、弓・鐵炮にて手強く防ぎ申し候へども、物の數とも仕らず、殘りなく討取り申し候。何れもよく働き申し候。中にも兒玉木工・波多野源兵衛・木原兵部・福原彌次郎・長屋小次郎・福原左京・井上雅樂・平佐源七・志道源藏・三戸小三郎・井上新五郎・粟屋又左衛門・飯田新四郎・福原源左衛門・粟屋宗兵衛、此外中村・三手の者共手柄仕り候。討取る首

數百級取り歸り候て、御實檢に備へ候處に、各召出され、苦勞仕り候段、御褒美の御意御座候。其以後は、陣具採用等に妨げ御座なく候事。

伊藤の不久羅山の事

富田勢ふくら城を取る

白鹿の城落去の後、富田より伊藤ふくら山を城に築き、大方成就仕り、吉岡・波多野兩人籠め置かれ候處に、兩人共に降參仕り、御味方に罷成り候。夫に就き兩人をば、下城仰付けられ、小川左衞門兵衞を頭に仰付けられ、一所衆數多籠め置かれ候。然る處に尼子義久出馬候て、ふくら山を攻め申され候。鐵炮を以て富田衆を數百人討伏せ、左衞門兵衞よく相働き申し候。然れども敵大勢と申し、城を明け洗骸へ罷歸り候事、矢杉・十神兩城、富田より拵へ持ち申し候事。

元就公御病氣の事

元就病氣の由を尼子勢に祕す

永祿七年春、元就公御病氣御大切に御座候。此段敵方へ洩れ聞え申し候や、此一勢

ひ出來兼ね候樣に相見え申し候。御家來大小身共に氣遣ひ仕り候事、大方ならず候。夫に就き京都へ醫師の儀、御手遣ひ候處に、大樹の上意を以て、口知院一溪道三早速罷下られ、御藥差上げられ候へば、御相應にて、頓て御本復遊され、上下共に大慶仕り候。其時道三雲州逗留の內、雲陣茶話と申す醫書を編み申され候。定めて御家中道三流の醫家には、所持候衆御座あるべく候。此書に御病症月日等之あるべしと、存じ奉り候事。

少輔太郞輝元公雲州御出馬の事

輝元出陣

或る時輝元公、御家老衆を召出され、我等事若年たりと雖も、隆元公御名代に、雲州へ御出馬成され、元就公御一所に御座候て、御先手をも遊され度く思召され候。急度御供仕り、罷上るべき由、御諚に候。各〻涙を流し、上意御尤に存じ奉り候。此段元就公へ申上げ、早速御供仕り、罷上るべく候の由、御請け申上げ、則ち洗骸へ申上げられ候處に、御機嫌よく、急ぎ御出馬遊さるべきの段、仰付けられ候に付、永祿七

年春、輝元公御十二歳にて、雲州へ御出馬遊され候。吉川式部少輔元長十七の御歳、御供成され候て、洗骸の御陣所の御著き遊され候へば、元就公御機嫌大方ならず、御大慶遊され候事。

輝元先陣を乞ひて許さる

富田城下麥薙の事

輝元公、元就公へ仰上げられ候は、私事隆元公の御名代に當り、御當所へ參上致し候て、富田へ相働き、尼子勢と一戰仕り度く存じ奉り候。御分別を遂げられ、先駈仰付けられ候樣にと御望なされ候へば、元就公聞召され、尤もなる申し樣に候。如何にも望む如く申付くべし。我等後詰致すべしと、御返答なされ候て、洗骸を御出馬にて、ほんかみ山を御本陣にて、八幡浦安寺、山石原の上田山迄御陣を取られ候。富田勢も岩倉寺の邊に打出で、七千計り罷居り候。巳に輝元公御先手にて、御一戰に相極り候處、吉川殿・小早川殿・宍戸殿御三人より、元就公へは口羽刑部少輔・兒玉三郎右衛門・國司右京、輝元公へは福原左近・志道上野介を御使にて、輝元公御先手

三家輝元の先陣を止めしむ

にて、今日御一戰あるべきの旨、御尤に存じ奉り候。さりながら、今朝より敵の樣子をよく見る爲めに、物見を差出し候處に、尼子方自身は出で申さず候て、大體鄕人ども集り居り申し候。義久出で申さず候とも、其弟二人の內、せめて一人なりとも罷出で候はゞ、少輔太郞殿、初めて御合戰に候へば、左樣も御座あるべく候。鄕人どもに候へば如何存じ候間、是非今日の御合戰相止められ、然るべく存じ奉り候。さ候はゞ各〻計り罷出で候て、追散らし申すべく候。各〻働き申し候へば、富田勢の樣子も知れ申すべく候。少輔太郞殿へは、福原・志道進上致し候。彌〻仰留められ候て、御兩殿は後詰遊され下さるべきの旨、仰上げられ候。此段聞召され、最もに申され候樣に候間、今日の軍をば差止めらるべきの由、御返答に付、兩川殿・宍戶殿・備藝・石の國衆岩國表へ相働き申され候處に、富田勢七千餘にて、待懸け居り申し候。されども城へは構はずして、山下麥刈捨て候に付、敵兵を防ぐべしとて悉く打下し、矢を懸け候に付、此方よりも討手を先に立て、矢軍を始め候刻、吉川元春今日の先陣我等に給はり候へと、馳拔け懸り給へば、元春〔長カ〕も一處に懸り給ふ。是を見て宍戶

殿、其外國衆殘らず突いて懸れば、富田勢叶はずして、山上に引上ぐる。日暮に及びければ、寄手も相引に引退き候。今日の御目付には、長左衞門尉・長井右衞門大夫・林木工丞・赤川二郎右衞門を遣され候。御旗本組の衆には一人も軍場へ參るまじきの通り、手堅く仰付けられ候處に、井上民部・福原宗右衞門・桂善左衞門拔懸を仕り、槍を合せ高名仕り候て、御本陣へ歸り候處に、二人ともに此段聞召され、三人共に御機嫌をそこなひ、已に身上大事に相極り候へども、兩川殿達て御理り仰上げられ、其後御赦免なれ候事。

富田城下三箇所合戰の事

輝元公御願に依りて、富田の城下御働き成さるべきに御相談相極り、總軍へは麥薙の爲め働き付けらるゝ旨、御觸これあり候て、同年四月十七日、御備を出され候。小森口(此處を又おこめとも云ふ)輝元公御先手にて、元就公御馬を向けられ候。輝元公御旗本には、粟屋掃部・國司右京、御馬の口をば兒玉四郎兵衞・内藤六郎右衞門、(六郎右衞門が苗記分明ならず)御旗

小森口合戰

本の左は福原殿、右は志道上野助、鐵炮二百挺の內、百挺は飛落七郎右衞門、百挺は渡利太郎左衞門支配仕り、御先備への備・藝・石・防・長の國衆も、大方御旗本組に仰付けられ候。鹽谷口へは吉川元春・御嫡子元長、御相備には熊谷伊豆守父子、菅谷口へは小早川左衞門隆景、御相備には米屋平內・杉原播磨守・南條豐後守差向けられ候處に、敵方は小森口へは尼子右衞門督義久自ら將として、五千餘の人數を率し出向ひ、備を立て待懸けらるゝ。此樣子を見て、木原兵部・香川少輔五郎・粟屋彥右衞門・南方宮內・兒玉四郎兵衞五百計りにて拔懸け仕り、眞先に突いて懸る。富田方より二百計り駈出で相戰ふ。敵は小勢なれば卽時に追崩し、突立て、各〻勝に乘りて追駈け討取り候處に、金尾の洞光寺にて敵勢取つて返し、一支さへ候時、義久旗本を打おろし、突立てらるゝに付、先衆相叶はずして引退く。此樣子を御覽成され、太郎殿御馬を進められ、御自身懸り給ふ。天野民部・同中務此樣子を見て、御諚とは云ひながら、太郎殿御自身の御働を、御後より見物仕り罷居り候儀は相成らず候。御諚を背き奉るとて斷り、一番に突いて懸る。是を御覽なされ、輝元公は御馬を入れら

元就輝元に命じて休戰せしむ

れ候。則ち福原殿・志道左右より一文字に懸りて、きほひ懸る敵を橫合に押崩さる。御手廻の若き衆、殘らず追駈け、悉討に敵を拉き候。此趣を元就公御覽なされ、桂左衞門大夫・兒玉三郎右衞門を御使にて、御働の段感じ思召され候。さりながら御馬を留められ、人馬を休められ候へと、御意成され候。御手廻の御小性衆には、兒玉與三郎・內藤孫十郎・飯田新四郎・湯川源三郎・佐藤彥三郎・藏田彌六・小倉新四郎・佐武某、此衆十五六歲にて分捕り仕り候に付、一入御感遊され候。福原左近貞俊・志道上野介廣良・桂能登守・同上總守・兩口羽・兒玉三郎右衞門就忠・同周防守・渡邊左衞門大夫・粟屋右京・國司飛驒守、各〻侍大將衆も自身高名仕られ候。此外に坂新五左衞門・永井右衞門大夫・渡邊肥後守・庄原兵部・香川左衞門・櫻井與次郎・井上勘右衞門・粟屋源次郎・檜見某・赤川二郎右衞門・同源右衞門・林木工丞・渡邊新右衞門・三戶小三郎・三宅孫右衞門・井上雅樂丞・中原善左衞門・國司助七郎、手柄仕り候。此外高名衆追つて記すべし。次に福原殿一手にて、南方宮內一番に槍を仕り候。志道源藏・長屋小次郎・竹田宮內・渡邊源兵衞・福原左京、何れも高名仕られ候。志道上野介一手にて

は、渡邊神右衛門・坪井將監・井上十郎左衛門（七郎右衛門が日記分明ならず）右高名仕り候。此外追つて記すべし。右に記し候通り、先掛の御理り申上候天野民部・同中務も自身の高名仕り候。小森口にて討死仕り候は、櫻井與次郎・三次家來三人・香川家來四人なり。敵を討取る其數百四十七人なり。

鹽谷口合戰

鹽谷口へは吉川元春御嫡子元長、御相備衆には熊谷伊豆守父子押寄せられし處に、此口へも笠間刑部少・香川兵部少・二宮右京・森脇采女・朝枝市祐・細迫源右衛門・山本某五百計りにて拔駈け仕り、先立つて押寄せ候處、尼子九郎殿三千計りにて備を立て待ち請け居られ候。其中より森脇市祐・平野又右衛門七百計りにて眞先に進み、左右の山より、射手を揃へ射立て候。寄手五百餘人雨の如く射懸け候にも拘らず、突立て懸り相戰ふ處に、秋宅三郎左衛門・福原次郎右衛門、三百餘り茶磨山の麓を廻り、横槍を入る事。寄手も備を分けて相戰ふ處に、笠間刑部は半月の卓物を突折らるゝ。細迫源右衛門深手を負ふによりて、城兵いよ〳〵力を得、一度に突いて懸れば、味方忽ち突立てられて引退く。然る處に元春、二宮木工助・森脇市郎右衛門を呼

び給ひ、定めて拔駈の者あるべし。拔駈兩人早速富田川の邊へ行きて、差止むべしと仰せらるゝに付、兩人馬を早め、川端へ行き、右の樣子を見て、二宮木工助・森脇市郎右衞門・山縣四郎右衞門・吉川與次郎川を渡し援けかゝり候に付、笠間・香川力を得、取つて返し突いて掛れば、敵退散仕るに付て、山の上へ追登り、細迫を連れて川より此方へ引退き候刻、源右衞門事は深手にて頓て相果て申し候。此細迫は熊谷家來なり。其後吉川殿御父子・熊谷伊豆守父子・阿曾沼も此手へ來りて相加はるに付、總人數五千餘鬨を作りて鹽谷口へ寄せらるゝ處、九郎倫久、三千餘の人數にて突いて出でらる。合戰之あり候。立原源太兵衞・山中鹿之助先陣にて、數度懸合ひ仕り候。倫久は勇將なれば、二陣に押續き防がるゝに付、此方の衆旗色あしくなり、足元しどろになる。此樣子を元春見給ひ、手勢七百を押立て懸り給へば、熊谷・阿曾沼身命を捨てゝ懸り、終に富田衆を追崩し、鹽谷の奥迄追込み、討取る首數六十級なり。

菅谷口合戰

菅谷口は小早川殿・米原平內押寄せ候の處に、尼子八郎秀久・立原備前・目黑宗兵衞・

卯山彈正等三千計りにて打つて出づる。敵味方とも射手を揃へて、矢軍ありて後、槍を以て仕合ひ、尼子方目黑甚四郎を杉原盛重の手へ討取り、池田宗六を小早川殿衆討取る。然る處に、本田豐前守事嫡子先驅け仕り候を心許なく存じ、岩倉寺より五百計りにて打下し、此方先衆合戰仕り候眞中へ懸る。玆に因て寄手突立てられ、敗北するなり。隆景之を見給ひ、旗本を以て一文字に懸り給へば、豐島市之助・末長常陸守・木梨・楢崎・三吉、其外小早川家の衆、命を捨て切つて懸り、秀久を追立て、追討に五十三首を取り、米原家人牛上源助討死仕り候。此度三箇所にての合戰、初めは尼子方の勝利なり。二三の軍は御旗本を以て、御勝利を得られ、城方へも三箇所にて、五十七首を取りたる由、後に聞え候事、件の如し。

吉田物語卷第八終

吉田物語　巻第九

富田御退陣の事附熊野の城御巡見の事

毛利勢富田退陣

諸口の合戰御勝利を得られ候間、直ちに富田御攻詰めなさるべきやと、敵・味方存じ候處に、宍戸殿に殿仰付けられ、總軍一同に御退き候て、淨安寺へ御陣を居かれ、三日御在陣遊され、其後御退陣の時、小早川殿に殿仰付けられ、總軍の跡を御退き成され候處、小城より秋山伊織・森脇長門守足輕を五百餘り先に立て、千計りの人數にて附送りに付けて、隆景も御馬を止められ、追拂ひ候へと御下知候に付、各〻取つて返し候へば、敵も引退き、又味方引退き候へば附け慕ひ、御人數引兼ねたる體を見て、跡に居り候へば、二千計りの人數ひた〳〵と追駈け、旣に味方難儀に及び候に依りて、小早川殿御自身采配を取りて下知し給ふ。井上又右衞門取つて返し、

眞先に進み、追駈け候原彌四郎を突伏せ、首を取り、御本手衆三輪小次郎、犬塚と云ふ者を討取る。此犬塚は、尼子家にて五三人の剛の者にて候故、鳥居・犬塚と名乘り先駈け仕り、附送り候處を、二人共討取り候に付、殘兵ひかへて進み得ず候刻、宍戸隆家・熊谷信直兩人取つて返さるゝを見て、敵悉く引退き候。依りて別條なく御引退き候事。

熊野城巡見

元就公總軍召連れられ、熊野の城御巡見遊され、高つはと申す所に三日御滯留にて、御歸陣候。則ち定めて城より、附送り申すべしと存じ、吉川殿御家來境與三右衛門調儀にて、待ち伏せ仕り候。案の如く城兵附送り申す節、伏を起し敵三人討取り候。境も一人討取り、手柄仕り候。さて異儀なく、洗骸へ御歸陣遊され候事。

諸所御勝利に依り御威光强盛の事

伊藤の山・十神・丁臺寺・天滿悉く敵城明退き候て、富田へつぼみ候に付、天滿へは杉原盛重方より、菖蒲左馬丞と申す侍三百餘の人數を附け、籠め置き申し候。三手の

儀は、美保關・ふくら・との江堤迄傳への城御付けられ候に付、伯州に到りて御手合申し候。爰に福山と申す侍、丁𣴎寺より富田へ立退き、其後法性寺へ働き申し候處に、地下人討果し申し候。數多の頸にて、遠路送り申し候儀、相成らず、右の手計り洗骸へ持たせ、進上仕り候。又平野又左衞門事、作州へ罷越し候處に、小田茶と申す所にて、齋藤といふ地侍討果し候て、首を洗骸へ進上仕り候。右の通りに御座候に付、上方衆承り及び、因幡・但馬・丹波・美作・備前・播磨より、使者進上申され候て、上方御出馬に於ては、御馳走申上ぐべきの旨、御意を得られ候。伯州は已前より、御味方衆數多御座候中に、南條頭日病死仕り候に付、內室を杉原盛重へ遣され候て、御緣者に遊され候。此後室は興元公御息女樣にて候。盛重武邊者にて、智略之あるに付、御懇切により、是の如く候、件の如し。

伯州江美城攻取る事

伯耆江美の城には、蜂塚右衞門尉と申す侍罷居り候。彼右衞門尉事、已前は此御方

江美城を攻む

へ隨身仕り候へども、尼子方へ現形仕るに付、吉川殿より杉原盛重に、江美城攻めらるべき旨仰渡され、檢使として今田上野介・二宮木工介・森脇市郎右衞門遣され候。永祿八年八月五日、各〻出立仕り、美保關より乘船仕り、淀へ渡海にて、夜中に江美の城下へ押寄せ、放火仕り候へば、敵は殘らず城へ籠り候。翌朝寄手三千餘、城の左右の山へ推上げ、鐵炮を以て下矢に打たせ候へば、雜兵堪りかね、缺落仕り候を、追詰め討捨て仕り候。

江美落城

蜂塚は彌〻無勢になり、防戰相成らず、則ち切腹候に付、造作もなく城を乘取り罷歸り、數百の首を御實檢に入れ候。元春御感には、思召され候へども、最前美保關より渡海の節、大風雨に荒乘りを仕り、漸く福浦・との江境へ吹上げられ、三日過ぎ又渡海仕り、右の通り勝利を得候によりて、兩人の者共遠慮なきの段、不屆に思召すの通り仰付けられ、五日計り元春御前へ召出されず候。されども御內意は、御感悅思召され候事。

大江城攻取る事附富田城へ附城の事

附 品川三郎右衛門が事

伯州大江の城には、吉田左京亮嫡子源四郎（後號二肥後守一）二百餘の人數にて籠り居り候。元就公聞召され、三村修理亮家親に、吉田源四郎討果すべきの旨、仰渡され候處に、異議なく御請け申上ぐるに付、御檢使として、香川左衛門を差越され候。兩人の人數二千餘、永祿八年九月三日、大江の城へ取懸り、大手よりは三村攻込み候。城よりも二度迄も突いて出で、防戰仕り候へども、無勢故二三の城戸攻め破られて引退く。搦手は香川光景父子、無二無三に乘込むに付、谷上孫兵衛・福山肥後守を先として六十餘人、大手へ一文字に切つて出づる。三村も鋭氣をさけて、追討に討取るべしと存じ、備の中を明けて通し、頓て追駈け候へ共、敵よく淩いで終に落ち延び候。殘り留まる者共、都合百三十八餘討果し、城を乘取る。三村事大江に逗留仕り罷居り候處に、富田より牛尾彈正・秋山伊織三千計りにて、夜半に押懸け候。三村も城戸へ出で防戰仕り候。香川事は搦手の門より突いて出で、横合に寄手の備へ懸るに付、

富田衆利を失ひ、退散する。其後元就公より南條宗勝に、人數籠め置き申すべき通り、仰渡され候に付、山田越中守・一條市助・正壽院を手頭として、六百餘人數を籠め置き候事。

富田城へ附城を築く

同年九月二十日、元就公・輝元公、二萬五千の御人數にて、富田表御發向遊され、經良木山・瀧岩・原山三箇所に附城仰付けられ、番勢籠め置かれ、洗骸へ御歸陣遊され候。吉川殿は白鹿表へ御陣を替へられ候事。

品川三郎右衞門

右の附城に、益田越中守人數在番の刻、城より毎日山中鹿之助人數百計りにて、打廻り仕り候。益田家來品川三郎右衞門と申す者、陣具採用の夫卒に交り罷出で、鹿之助を心懸け、山下の川端に隱れ居り、打廻るを待ち候處に、早晩よりは小人數にて、向の原を打廻りの者通り候に付、品川高聲に申し候は、御打廻りの内に山中鹿之助殿御座候由、承り候に付、勝負仕るべしと存じ待居り候。是へ御出で候へかし。斯樣に申し候者は、石州の住人益田家來品川三郎右衞門と申す者なりと、名乘り懸け候へば、鹿之助聞いて、能くこそ手向の勝負御望み候へ。參會仕るべしとて、刀を

拔き振りかたげ、川端へ參り候。品川は强矢にて候故、一矢に射伏せ申すべしと存じ、引くゝみ待居り候。其樣子を鹿之助見候て、銜懸けに駈け來り候。然る處秋山伊織、半弓を持ち柳蔭傳ひ、川端へ參り、品川引くゝみ待居り候、弓の鳥打を射折り候に付、品川も弓を投捨て、刀を拔き互に川中へ出合ひ、勝負仕り候處に、鹿之助高股を切られ、働き自由ならず候を見て、品川刀を捨て鹿之助を組伏せ、旣に川中にて首を取るべしと仕る處に、秋山伊織來り、品川を後へ引伏せ、終に首を取らせ、鹿之助を引立て肩に懸けて退き申し候。益田衆の內に侍共居合ひ申すに於ては、山中を討留め申すべき儀に候へども、皆夫卒共にて、是非なく引取らせ候。其後鹿之助自身の手柄を吹聽すべきと存じ、鹿を喰ふ物は猨なれば、品川猨之介と名乘り、手柄の勝負を望み出づる當千の兵と組みて、勝利を得候。其時の手疵療治の爲め、湯治仕り候とて、諸人に吹聽申すに付、世上に猨之介と唱へ申し候。三郎右衛門儀は、利直第一にして、少々不調法なる者にて、一向作名など仕る樣なる侍にては御座なく候由、申し傳へ候。又伊織・鹿之助互に懇切に仕り候儀、少年の時衆口の中合

ひ仕りたる由、是又雲州衆申傳へ候事。

小河內が事

小河內石見

吉川殿御家來小河內石見と申す者、用事に付、白鹿より新庄へ差下され候節、白潟に一宿仕り候處に、山中鹿之助其夜川向より船にて罷越し、夜討を懸くる。石見守出合ひ、鹿之助と互に刀にて切合ひ候へども、勝負は付き申さず、小河內敵一人打取り手柄仕り、吉川殿衆數多討死仕り候。石見守も新庄罷下り候儀、相成らず候て、白鹿へ罷歸り候事。

宇山飛驒守誅せらるゝ事附熊谷原兩人降參の事

元就富田の糧米を絕たんとす

元就公、富田城中糧米乏しく相成り候樣にと思召され、城廻り諸口へ關仰付けられ、落人一人にても遁さず、討捨て仕るべき旨、仰付けられ候。然る處に勝久の家老宇山飛驒守と申す大身なる忠臣あり。殊に有德なる者にて、身分の財寶を盡し、

義久宇山飛騨守を誅す

但馬・丹後・若狹迄人を遣し、兵糧の手遣仕り、船にて取越し、入杉へ著かせ、一兩年城兵を續け置き候。此段元就公聞召され、入杉船入の瀨戸に、森山と申す山あり。此山に城を築き、長屋を籠め置かれ候に付、其後は糧米手遣ひ一圓相成らず候て、城中餓死に及び候通り聞召され、城よりの落人異儀なく相助け通すべきの旨、高札を御立てさせ遊され候。夫に就き城中の者ども、大半缺落仕り候。此段飛騨守是非なく存じ候て、能者をば懸留め、自分に育み置き候。然る處義久の御前第一の出頭人大塚與三右衞門と申す者あり。義久は何事によらず、與三右衞門申す次第に相成り候。此大塚、大佞人にて、忠節の臣下を猜み、宇山事、此間落人を育み置き候。全く義久の爲には仕らず、元就と一味し、裏切を仕る覺悟の由、申し候に付、義久驚き給ひ、永祿九年の元旦、飛騨守嫡子彌四郎父子未明に出仕致し、年始の賀詞を申す處に、大西十兵衞・本田豐前に申付け、討たせられれば、兩人の討手屋葺右兵衞と申す大力の者を呼びて、宇山と組み候へと申し付け、右兵衞、飛騨守前へ行き、年頭の祝儀を言ひて、後の方へ立廻り、無手と組み候。宇山大剛の者なれば、屋葺を捨て

熊谷原兩人僞り降參す

立上がる處を、立原備前守走り懸つて、三刀刺して押伏せ候。彌四郎見て、三尺計りの刀を拔き、屋葺が肩間を切り、大西十兵衞・本田豐前取合せ、彌四郎を討果し候。其家滅亡に及ぶことは、佞人出で出頭仕り、譜代相傳の忠臣を猜み候儀、其例多く御座候。夫に就き累代恩顧の侍、皆出頭の佞人に思召さるゝ旨候儀を恨み、逆心の族となりて、尼子家の歷々洗骸へ參上仕り、降參の御詫言申上げ、御味方に罷成り候者多く、其中に熊谷新右衞門・原惣兵衞と申す者兩人、義久の御前罷出で、我等兩人洗骸へ罷出で、詫言申すに於ては、定めて元就對面致さるべし。其時透間を窺ひ、刺違へ申すべく候。若し本意を遂げ候はゞ、兩人子供を御取立て下さるべきの通り申上げければ、義久其志を感じ給ひ、則ち兩人の世悴共を呼出し、對面あり。兩人の者申す樣は、元就如何程勇將たりとも、我等死を極め候はゞ、仔細あるまじと荒言言ひて、退出致し、頓て洗骸へ參上仕り、降參の御詫言申上候。元就公聞召され、御許容に付、御對面あるべきの通り仰出され候。其日は降參の侍三十餘人御目見仕り、熊谷・原兩人も其中に交り、罷出で候。彼等兼ねて存じ候とは大に違ひ、御

座敷一つ間に、御父子樣御三人御座なされ、其次の座敷を隔て、其次の間に福原・桂・兒玉を初めとして、二十餘人伺候仕り罷居り候に付、兩人の者共御禮申上げ空しく退去仕り候。元就公御賢慮なれば、彼者の體を御覽遊され、兩人の者へは、番の者を手堅く申付け候へと仰出さる。夫に就き侍數人附置き候處に、透間を窺ひ、二人ともに夜中に缺落仕り、富田へ罷歸り候へば、義久樣子を御尋ね故、兩人元就の智謀、人間の業にてあるまじく候。對面の時、伺候の侍數十人竝居、其次へ呼出し、目見え仕られ、何と見られ候や、我等兩人へは則ち番の者を附置き申され候。缺落を仕らず候はゝ、多分誅伐に遭ひ申すべしと存じ、早速逃歸り候由申上候事。

尼子義久降參の事附小屋壇迫合の事

右に記し候通り、忠臣の宇山飛驒守誅伐申付けられ候以後は、彌〻諸士力を落し、無曲に存じ、譜代衆迄立退き申し候に付、義久を見屆け候侍、漸く五六十人、雜兵共に三百計りに成り候へば、城を持ち下る事も相成らず、本丸へ取籠り、寄手來り候は

義久降を乞ふ

ば、各〻一戰仕り、討死致すべく候。其隙に御切腹成さるべき由、義久へ申上げ、各〻一途に存じ罷居り候。此方よりは一圓に城攻は仰付けられず、麥薙の働き仰付けられ候刻、心懸の若き衆小屋壇迄攻登り、四五百計り行き休ひ罷在り候處に、本丸より七八十人突いて出で、岸中に於て槍を合せ候。此時桂左衞門尉一番に槍を合せ、左の肩に疵つけられ候。元就公・輝元公聞届けられ、御兩判の御感狀下され候。其趣は、小屋壇へ一人にても登り申すまじき旨、堅く仰出され候に付、働の儀は御座なく候。城中は彌〻糧に詰り、飢ゑ申すに付、各〻相談仕り候。義久へ申上候は、只今の通りに御座候へば、十日の內に餓死に及び申すべく候。其上御切腹に相極り候。只今迄御見屆け仕り候者共を、餓死仕り候樣に遊され候は、御慈悲缺け申し候間、御無念に思召さるべく候へども、元就へ御一命の御詫言遊され、數百の忠臣を御助け然るべく存じ奉り候通り、達て申し候へば、義久聞召され、各〻只今迄相變らず見屆けられ候事、報い難く覺え候。我等一人切腹し、各〻一命助けられ候樣に申し理り候はゞ、定めて元就も分別仕らるべく候間、よく計らひ候樣にと、仰付けられ候に付、

元就降を許す

兩使洗骸へ參り、義久仰の趣を具に申上候。元就公聞召され、輝元公・吉川殿・小早川殿・宍戸殿、其外御一門中・御家老衆召寄せられ、義久よりの御口上の趣、御聞かせ成され、御返答如何仰遣さるべく候やと、御意なされ候。各、承り、義久兄弟三人共に切腹仰付けられ、其外限り之ある侍廿五六人同然に腹を御切らせなされ、殘る者共何れも御助け遊され然るべく候。さ候時は、已來の御敵の種之なき通り申上げられ候。其時元就公御意に、尤も各〻申さるゝ處、餘儀なく思召され候へども、此の如き大敵を取詰め、一命を懇望仕り候時は、助け置き候儀、弓矢の法にて候間、兄弟三人共に一命を助け置くべく候。先年義輝公御在世の時、兩家和睦の儀御扱遊され候刻、元就父子に對し、八箇條の意趣を書立て、御斷り申上候。此段尤に思召され、一旦は御取扱ひ差置かれ、重ねて又仰出さるべしと之あり候刻、阿波の三好逆意に付、松永彈正、義輝公を御所に於て弑し奉るに依りて、其事止み候。此趣も申立てに致し、相助くべしと存じ候。聖護院准后は上京に候へば、御弟子道澄を居かれ候間、右の段仰含められ、取扱ひ御賴み成さるべしと御意に候。御一門方にも御老中

も御詮御尤の通り就いて仰上げられ、使者へは仰越され候趣、承知仕り候旨、委細准后の御弟子道澄を以て申し入るべしと、御返答仰せられ候て、使者差返され、道澄へ趣仰せられ候て、御頼み成され候に付、道澄より立原源太兵衛を呼寄せ、先年公方御在世の時、御扱ひ遊され候節、義久は領掌にて、誓紙御調へ候。其時の草案是にて候とて、源太兵衛に相渡され、兎角元就申す次第に成され然るべしと、仰せ進められ候。源太兵衛罷歸り、義久に申し候へば、各〻召集め、如何之あるべきやと仰せられ候。各〻承り、御家運盡き、御味方衆御恨を含み、元就へ降參仕り、或は缺落致し、只今は雜兵ともに人數三百には過ぎず候。小勢にて候共、糧米御座候はゞ華々と一戰仕るべく候へども、糧少しも御座なく、飢ゑ候て各〻罷居り候。此上は何邊〔卒カ〕道澄の御異見に御任せ成され、然るべく存じ奉り候。御一命さへ恙なく候はば、時節之あるものにて候。只今迄御奉公申上候各〻、已來とても、御爲め偏に存じ奉り候と、一同に申すに付、さらば城を渡し、御下城之あるべきに御談合相極り、其趣を道澄へ仰達せられ候へば、道澄、元就公へ申上げられ候。夫に就き永祿九年十

福原口羽富田城に入る

一月廿一日に、元就公・輝元公・元春・隆景、御誓紙三人の御兄弟へ宛つる。同廿六日に、福原左近將監貞俊（後任二出羽守一）・口羽刑部少輔通良（後任二下野守一）・桂孫三郎（後任二美作守一）三人連判の誓紙、御兄弟三人へ宛つる。此の如く首尾相調ひ、同月廿八日、尼子右衛門督義久・其弟九郎三郎倫久・同八郎四郎秀久、富田を下城なり。此方より福原左近・口羽刑部、二千餘人數にて城を請取り入替る。元春・隆景御兩家の衆、一千餘にて義久御兄弟三人共に警固仕る。義久御家來、孰れも殘らず杵築迄は御供仕り候處に、供の衆附立ち差立てられ候は、御指圖にて、藝州への御供の者の儀仰出さるべしと、此御方より仰遣され候に付、附立を差出さるゝ故、御指圖を以て立原備前・本田豐前・同與次郎・津森四郎二郎・刀石兵庫・宇山右京・大西十兵衛・馬木彥右衛門・福瀬・眞野・高尾・大塚、此者共は義久の御供なり。多賀勘兵衛・小川小四郎・山崎は倫久の供、松浦治部・松井助右衛門は秀久の供にて、藝州にても附居り、奉公申上候。立（原カ）野源太兵衛・山中鹿之助・三刀屋藏人・黑田右京・秋上庵之助父子・高尾・河添・黑正・横道以下四十九人は、藝州への供の事御斷り申上候へば、御附立の外は一人も御分別なく、皆御暇

遣され、上方へ登り候も之あり、亦緣により近國に居住仕り候者も御座候。藝州長田と申す所迄、兩川殿衆警固仕り、罷越し候て、內藤下總守に相渡す。圓明寺と申す禪寺をかこひ、柵二重結ひて、其內へ御兄弟三人共に入れ、御本手より桂少輔五郎、元春よは二宮木工介、隆景よりは宗近を附置かれ、御番衆歷々堅固に相守り居り候。其後羽柴の秀吉公御代になり、天下靜謐に付、藝州久佐と申す所にて、知行遣され、御兄弟何れも御心安く御座候。右藝州への供の衆暇取り罷出で候や、瀛城へも屆け候て居り申し候。限りある者にては大西十兵衞・多賀勘兵衞・津守四郎次郎なり。世上廣くなり候て、後郡來奉公申し候者も數多之あり候。義久法體候ては、友林と申し候。慶長十年十二月二日、長州阿武郡の內、素古にて逝去なり。法名大圓心覺大居士。又倫久法體候て、瑞閑と申し候。長州大津郡の內澁木と申す所にて死去。寬永元年か書付分明ならず、二月十日なり。

（義久等知行を受く）

（義久逝去）

元就公輝元公吉田御歸陣の事附富田城番の事

毛利勢歸陣

永祿五年の秋より、同九年の冬に至つて、尼子乘御退治遊され、雲・伯・隱岐（脫アルカ）州、其外諸所御仕置仰付けられ、同十年二月、雲州島根より直に元就公は吉田へ御歸陣遊され候。輝元公は小早川殿御同道候て、杵築へ御社參成され候處に、兩國造殿御馳走申され候。千家殿にては、御能御見物候樣にと申上げられ候へども、御急ぎなされ候通り御斷りにて、御歸陣なされ候事。

富田城番

富田の城の儀は、國中の根城にて候故、本丸には天野紀伊守隆重、二の丸には轉與三左衞門籠め置かれ候。與三左衞門儀小身に付、島根郡の內矢厚村百貫、隱州飯田村百貫御加增として之を遣さる。其上美保關御預なされ候。吉川殿御事は、近年國中の民共困窮に付、左樣の御仕置をも成され、亦は殘黨一揆などを起し候てはと思召され、御跡に殘置かるゝに付、御滯留成され候事。

三村家親浮田直家訴訟の事附松山城攻の事

三村御征討は、天正三年なり。桂善左衞門手柄は、天正元年なり。證文歷然として數多之あり、此處永祿の末に出すは、大に誤なり。（原書ノ註ナリ）

三村家親討たる

三村修理亮家親事、先年尼子殿籠城の節、作州に置かせられ、上方の通路差止めれ候刻、御奉公能く仕り相働き候。然る處に浮田直家、家來の遠藤と申す侍に、何卒家親をたばかり討果し候はゞ、莫大の忠賞を行ふべきの由、申し含め、勘當し追放候に付、三村方へ參り右の趣申斷り、奉公仕り罷居り候處に、家親宅に客來り候て、夜に入り表にて酒宴仕り居り候處を、緣の際へ忍び寄り候て、鐵炮に二つ玉を込め打ち申し候。程近く候へば、ねらひの如く家親胸を打貫き、卽時相果て候。家來の者共數多罷居り候へども、家親に取付き、何かと仕り候紛れに、遠藤拔駈け備前へ罷り通り候。直家感悅大方ならず候て、浮田の姓を免し、浮田河内守になし、十藏と申す城を預け置き候。其後備中の才田・可城三村抱に候故、直家取懸られ候。

家親の息浮田を訴ふ

庄野元祐は家親兄にて候に付、後巻として罷出で一戰に及び候へども、三村の者共勝利を失ひ、元祐討死に候。此元祐は無雙の勇士にて、討死の時も手柄なる働仕りたる由に候。右の仔細に付、家親の息兩人より、元春公へ申上候は、亡父家親儀、作州にて御奉公達て申上候。然る處に直家にたばかられ、やみ〳〵と討果され候儀、

無念至極に存じ候。父の敵にて候へば、直家を討取り申し度く存じ候へども、我等兩人として叶ひがたく候間、御太刀影を以て、浮田を亡し、父歿後の恨を散じ、我等生前の鬱憤をも晴らし申したく存じ奉り候。家親忠志を思召し忘れさせ給はずば、御哀憐を蒙り、兩人儀も御手に屬し、忠義を勵まし申すべきの旨、歎き申し候。此段浮田承り、安國寺を賴み、小早川殿へ申上候は、三村一族ども此方へ仰付けられ候はゞ、早速討果し、備中一國差上げ申すべく候。僞之なき印には、人質御望次第進上申すべく候。達て御斷り候。隆景御請口の儀にて候へば、備前を御退治成されれ候て、相成り候はゞ、御手間入り申すべく候。豫州御加勢又は豐・筑御働き、彼此差添ひたる御心遣如何成さるべしと、御遠慮遊され候。元春は三村申上候儀、餘儀なき事に候へば、如何に候とも三村を御引立成さるべしと思召し、元就公へ仰上げられ候へば、三村事御取立成されず候へば、御志違ひ申し候間、隆景御談合候て、能き様になさるべき旨仰出され候。然る處に安國寺を浮田方より餘儀なく相賴み候に付、御弓矢のはかゆき申し候様にと存じ候て、重ねて安國寺言上に、三村事阿波

の三好修理大夫幕下になり、此節の三好威勢に候へば、藝州へ御敵仕るべき內存の由、相聞え候に付、承り合せ候へば、紛れなき必定にて御座候通り申上候に付、然るに於ては三村一家御退治あるべきに、御談合極り申し候事。

國吉落城

備後境に國吉と申す城、三村抱にて候。是を先づ御攻崩しなさるべしとて、輝元公御出馬、小早川殿・宍戸殿、其外備・藝の國衆にて罷出で候。吉川殿は右の樣子に付此度は御出馬なされず候。永祿十年十二月廿七日に、國吉へ御取懸り、當日より仕寄りを付、稠しく攻め申し候。大晦日の夜中に、城主中野右京上下廿人計りにて、松山の城へ落行き候。城中騷ぎ申すに付、仕寄りの衆聞付け、其儘乘込み、殘居り候者共討果し申し候。法行六郎左衛門と永井右衛門大夫と槍を合せ、六郎左衛門を討取り申し候。此時右衛門大夫肩に二箇所槍疵を蒙り候。城兵四五十人居り申し候を、轉與三左衛門留落組の鐵炮を以て、打ちすくめさせ申し候刻、內藤彌左衛門・轉右衛門・原永市之助分捕り仕り候。本丸には牛野右京甥、其外二三人罷居り働き申し候。右京甥をば來原治郎兵衛討取り申し候。粟屋源次郎も分捕り仕り候。さ

候て永祿十一年正月二日、成羽へ御陣を替へられ、夫より外部へ御出張候て、鬼身
の城に上野近江守入道・同養子眞親罷居り候に付て、御取詰候處に、近江守入道末陣
を構へ眞親に切腹させ、其身雜人に相助けられ下城仕り候。孫聟といひ養子とい
ひ、一所に罷成らず候はでは叶はざる儀に付、未練の振舞言語に絶えたる儀共に候。
荒平落城
右の眞親は家親嫡子元親の弟なり。此に荒平の城も明退き候。三村元親姉聟に石
川久孝と申す者、幸山に罷居り候。是も明退き阿州へ志し候へども、折節風波靜か
ならず候て、家來の友野石見と申す者を賴み罷居り候内、石見心變り仕り、小早川
殿へ注進仕るに付、御人數を遣され、御討果させ候て、首御本陣へ御持たせ成され
候。其節輝元公は備中小田と申す所に、御本陣候。又元親弟同國の新見の杠と申
杠落城
す城に罷居り候。籠城相成らず候て、作州へ罷逃げ候處を、地下人討果し、首を御
本陣へ送り申し候。牛野城には三村越中・比那因幡守、人數千計りにて楯籠り、稠し
く御防ぎ申し候。殊に城地よく候故、御先手宍戸殿は申すに及ばず、御旗本歷々精
を出され候へども、急度落去仕るべしとも見え申さず候處に、輝元公御手廻の衆申

談じ拔駈仕り、無二無三に城へ乘込み申し候。是を見候て、總勢一時に乘込み候刻、城よりも丹下・比那兩侍大將突いて出で、火を散らし相戰ひ候。御旗本の長井與次郞一番槍を仕り、手柄仕り候。與次郞番子に御附成され候市川宮右衞門・三木新右衞門・三戶六郞右衞門・田原平右衞門・兒玉七郞右衞門も一所にて槍仕り候。丹下をば三上平兵衞・橫山覺阿彌兩人にて討取り候。覺阿彌は深手負ひ候て、頓て相果て申し候。右の通り總勢身命を惜まず、乘込み申すに付、牛野を名し〔召捕りカ〕城落去候。番頭兩人ともに、宍戶殿手へ討取り申し候事。

鬼身の城・牛野城落去候に付、三村元親罷居り候松山の城へ御取懸け候處に、初日には諸口へ人數を出し、防戰仕り候へども、家老の三村孫兵衞先手として、以前より逆心仕り候に付、殘る家來共多分心變り仕り候。夫に就き籠城相成らず、元親一人切腹仕り、殘る者共雜兵迄御助成され、下城仕るに付、城を請取り、御番勢差置かれ、御歸陣なり、件の如し。

桂善左衛門手柄の事

三村元親家老三村孫兵衛事、備中御出馬より以前、此御方へ内通仕り、元親方へ手切仕り、同國成羽の城へ楯籠り候に付、彌〻仰合されんが爲め、桂善左衛門を輝元公より御使に遣され候處に、三村領分の境に、待伏を仕り、相待ち申し候眞中へ善左衛門參り懸り候處に、前後より伏兵立起り、小人數にて候へば、已に善左衛門討死に相極り候へども、自身槍を取りて立向ひ、前後の敵を仕拂ひ、數多突伏せ、手を負はせ申すに付、敵相叶はず退散仕り、異儀なく成羽へ參り、孫兵衛に相對仕り、御意の旨申聞かせ候。 孫兵衛御請け申上げ、善左衛門卽時吉田へ罷歸り、孫兵衛忝く存じ奉り、御請申上候通り、委細言上致し候。 右の手柄の樣子、元就公・輝元公聞召され、御感大方ならず、備中御手入候て後、同國の內知屋花見と申す在所を、拜領仰付けられ候事。

觀世太夫吉田へ罷下り候事

觀世太夫吉田へ下向す

觀世宗節・同三郎御見舞として、吉田へ罷下り候。月迫と申し御陣所前にて候へども、極月中旬に一座登城仕り、御對面の上、御囃子仰付けられ、同月廿三日には、郡山の麓興禪寺に舞臺仰付けられ、御能御座候。前より大雪にて候へば、今日は御能は相延ばすべしと、太夫衆も存じ候處に、未明に御棧敷へ御下りなされ、太夫所へ御使遣され候に付、取敢ず樂屋入り仕り候。日出より御能始まり、晩に終り、御機嫌よく御城へ御歸り遊され候。國衆家來迄見物仰付けられ、雪の上に敷皮を敷き候て、罷居り候處に、其日晝前より天氣よく相成り、大木の上より雪落ち、水の上に終日罷居り、見物仕り候。御前にも御酒なども召上られず、御膝をも御直し成されず、御見物遊され候に付、宗節も彌〻忝く存じ奉り、御禮申上候事。

益田藤兼嫡子元服の事

益田藤兼嫡子元服

翌永祿十年三月、益田藤兼嫡子元服願に付、吉田へ參上候て、滿願寺に於て御成申上げられ、觀世太夫滯留にて、御能御馳走申上げたき通り、申し伺はれ候處に、然るべき通り仰出され、御能興行仕られ、御機嫌よく御歸城遊され候事。

毛利四郎穗井田家を繼ぐ

毛利四郎殿穗井田家續の事

備中國平均に治まり、國衆孰れも御案内申上げられ候。其中に穗井田事、實子之なきに付、御子樣方御一人下し置かれ候樣、〔脫アルカ〕御四男四郎殿を遣され候。早速御家督にて、穗井田治部大輔元淸と申し候事。

河野通宣加勢を乞ふ

豫州御加勢の事附和智湯谷兄弟御討果の事

永祿十一年春、豫州河野彈正通直四郎通宣より御加勢の事申し來る。仔細は同國大津の城主宇津宮豐綱、河野不和にして、數年相戰ふ處に、頃日土佐の長曾我部、宇都宮へ大勢を催し、加勢仕るに付、通直一分として防戰成し難く存せられ、右の通り

三家加勢を約す

に候。御家御懇切の仔細は、隆元公御息女吉見廣瀨へ御輿入、御腹に御出生の御息女を河野殿へ御緣組の御契約の故、此の如く御入魂遊され候。夫に就き御加勢遊さるべきの旨、御返答成され、則ち同年の春御旗本よりは福原・志道・兩口羽・三桂・兒玉三郞右衞門・飛落七郞右衞門・坂新五左衞門・熊谷信直、物頭には宍戶隆家、吉川殿よりは森脇大藏・井上新兵衞兩頭にて、歷々差越され候。小早川殿よりは井上又右衞門・粟屋雅樂丞、是も兩頭にて御人數差越され候。其上能島一黨殘らず渡海仰付けられ候。御加勢の衆豫州著岸に付、河野殿中國勢を同勢にして、大津の城へ相働かれ、宇都宮方には阿波・土佐の大兵加勢之あり。河野殿衆と合戰仕る。然れども敵勢甚だ强く御座候に付、飛船を以て其段申上げられ候へば、到來聞召され、同四月に吉川元春・御嫡子元長・小早川隆景御渡海なり。元就公は吉田に御座なされ、輝元公計り佐〔東カ〕藤溫井の山縣所まで御出馬遊され候。兩川殿御著岸候て、宇都宮抱の端城一々攻め落され候て後、豐綱居城大津へ御元詰め候。河野通直・同通宣・平田遠江守・能島・久留島・福原左近・國司右京・兒玉三郞右衞門・古志淸左衞門以下、宍戶安

藝守隆家を物頭として、五千餘の人數を以て、長曾我部後詰の人數二萬餘の勢を押へさせ、兩川殿並に吉田衆を以て、大津の城を取卷き、稠しく御攻めさせ成され候故、坂新五左衞門・飛落七郎右衞門・井上又右衞門・粟屋雅樂丞、此外歴々高名の衆多く、飛落小次郎事轉小次郎と名乘りて、馬武者一人・歩武者一人討捕り、手柄なる高名仕るに付、宇多田藤右衞門に御感狀之を下され候。右の通り數日御攻めさせ成され候に付、宇都宮相叶はず、降參の御理り申上ぐるに付、兩川殿御談合の上、御領掌成され、城を請取り、河野通直へ之を渡す。豐綱儀は御助け候て、備後に置かせられ候。一兩年過ぎ病死仕り候。扨又長曾我部事、大津落城に付、力なく退散仕り候處に、西園寺公廣より使者を以て、長曾我部事、向後毛利家へ隨身仕らるべきの通り仰遣され、長曾我部異議なく返答に付、豫州一國平均に治まり、通直父子忝く存せられ候。兩川殿御機嫌よく御乘船候て、五島に到り、御歸著候。此御陣に能島・來島別して御馳走申上げらるゝに付、來島息女を治部少輔元淸へ御緣組仰付けられ候事、件の如し。

元就和智湯谷を討つべき令を下す

兩川殿豫州御隙を明けられ、御歸帆の刻、五島に御船繋ぎ候處に、元就公より平佐藤右衞門・長井右衞門大夫御使者にて、此度和智・湯谷兄弟御果し成さるべきの旨、兩川殿へ仰渡され候。吉川殿・小早川殿聞召され、御意御尤もには存じ奉り候へども、此度は國衆一入苦勞仕られ候處に、中途などにて左樣に仰付けられ候時は、各存じ候處もいかゞはしく御座候やと、御返答成され、兩人殿よりも御使を添へられ候て、右兩人の御使衆差返され候處に、元就公聞召され、然らば先づ嚴島へ御渡り候て、置かせらるべきの通り御意にて、兒玉肥前・佐武兩人に御預けなされ、宿の廻りには柵をふり、籠の如くに仕置き候處に、和智兄弟何と手立仕り候や、夜中に忍び出で候て、御神前へ籠り、燒草を取込み罷居り候。井上右衞門大夫參り候て、和智を種々たばかり、神前より出で候處を組み伏せ、社頭より外へ引出し、討果し候。比類なき手柄仕り、御感遊され候。湯谷は申し理り、社頭を罷出で候處を、是又討果し申し候。右の通り御神前を穢し候に付、大御前御建替成され、御遷宮の時は、吉田殿御招き遊され候て、御調へなされ候。桂元重御名代として、渡海仕られ

候。御遷宮の規式、吉田殿御馳走、彼此元重に仰付けられ候事。

元就九州渡海を命す

兩川殿九州御渡海の事

兩川殿五島御滯留候處に、元就公より御使者を以て、仰進められ候は、此度よき序でに候間、九州御渡海成さるべく候。仔細は宗像宗織・高橋統種事、年來無二に此方馳走の仁にて候。此度渡海之なき時は、兩人身體相果て候に相極り候。身上を別條なき樣にと存じ候時は、大友へ懇望仕るより外あるまじく候。さ候に於ては、以來九州への弓箭は捨たり候。苦勞ながら御渡海成され候樣にと、仰付けられ候に付、御渡海の御議定に相極り候。兩川殿御家來衆申上候は、先づ御歸陣遊され候て、諸卒の勞れを御休めさせなされ、重ねて御渡海然るべく存じ奉り候通り、達て申上候へども、元就公御意にて候の故、分別なく兩川殿五島より御渡海、御議定相極り、永祿十一年の夏、四萬餘の軍士を引率し、九州御渡海あり。此戰を立花陣と申しならはし候。其濫觴を尋ぬるに、往昔より筑前の國に兩立花とて國侍あり。

立花陣

或る時一人の立花好色の仔細之あり、小人の爲めに殺され、家人ども城中に集り、騷動すれども詮なく、爰に又宗像重繼は、立花と境をならべたる領主なり、常に不和にして相戰ふ事、數年に及び、此騷動を聞付け、天の與ふる處なりと悅び、三千餘の人數を率ゐ、立花へ押寄する。城中の者共大將なければ防戰に及ばず、皆方々へ落失するに付、造作なく立花の城を乘取り、宗像方より人數を籠め置く處に、大友殿此由を聞き給ひ、幕下なれば、早速多數を以て城を切返し、卽ち立花彌十郞・臼杵新次・田北刑部・同民部少・鶴原掃部介を手頭として、八百餘籠り、雜兵二千餘人立花の城へ籠め置き、其以後戶澤入道・佐伯淸白を大將として、二萬餘の軍卒を以て、宗像・高橋を攻め亡さんとする由到來あり。重繼・統種は無二御當家へ御馳走の仁なれば、御救として此の如くに候。此度吉川殿御父子の御手に屬する衆、藝州にて熊谷伊豆守信直・同兵庫助隆直・己斐豐後守・香川左馬助、石州益田越中守藤兼・佐波常陸守、同越前守、雲州にては三澤三郞右衞門・三刀屋彈正左衞門・宍戶・木原・牛尾以下、伯州にては南條豐後守・杉原播磨守・小鴨何某、元春御家來にて大身衆は、宮庄次

郎四郎・今田上野介・同中務・吉川式部少・香川兵部以下都合二萬六千餘人、小早川隆景に屬する國衆には、平賀太郎左衞門・天野民部少・同中務・香川淡路守、石州にては小笠原長雄、備後にては山田新左衞門・三吉式部少・宮・高野山、備中に穗井田治部少・志賀入道・石川一黨・細川一族、（此細川は備後の國衆か）隆景の家來にては、乃美・梨羽・椋梨・草井・南・小泉・粟屋・河井・末永・井上等、其勢一萬七千餘人。　宍戸安藝守隆家には備中の小身衆を附け候て、吉田御旗本衆には、福原左近貞俊・兩口羽・三桂・兒玉・赤川・渡邊、周防・長門の先方には杉二郎左衞門・杉森下野・仁保右衞門大夫・三浦・朝倉・吉見、御船手衆には兒玉・粟屋・浦・飯田、豫州の久留島家來原太郎左衞門以下、總勢合せて五萬餘人、數千の船にて御出馬にて、長州下の關律成寺に御本陣を居かれ候。　其後元就公御下向遊され、向谷の長福寺に御宿陣遊され候事。

三ヶ嶽落城の事

兩川殿豐前御著船の上、御談合に、當馬ヶ嶽の城主長野三郎左衞門儀、多年御味方

にて御懇意を請けながら心變り仕り、豊後衆を馬ヶ嶽へ引入れ、敵對の色を見せ候儀、にくき仕方なり。已來の見懲しのため、長野叔父兵部居城三ヶ嶽を破り、雜兵撫切りに仰付けらるべきに相極り申し候。先づ高橋を御見繼成さるべしとて、元春よりは森脇若狹守、隆景よりは有田加賀守御加勢として、高橋居城寶萬へ差越され候。さ候て同年十一月五日卯の刻、三ヶ嶽押寄せ攻めさせらるゝ。吉川殿先手衆一番に乘込み、二十餘人敵を討取る。其競ひに畏れて、小三ヶ嶽へ逃入り、寄手衆續いて小三ヶ嶽へ攻め登る。此城は長野三郎右衞門叔父長野兵部大輔と申す大力剛の者、一千餘にて籠り居り候。弓・鐵炮稠しく射出しければ、寄手も少し攻めあぐむ處に、吉川殿御兄弟・井上新右衞門・内藤十郎兵衞一番に乘込む處を、兩人共鐵炮にて打伏せ候。續いて攻入る吉川衆十餘人、是も鐵炮に中り討死す。然れども今田中務・吉川式部・香川兵部・山縣四郎左衞門・二宮木工介・森脇内藏大夫無二に懸りて城を打破り、一度に乘込む。中にも今田中務一番首を取り、森脇内藏大夫生年十七歳にて、組打高名を仕る。吉川式部少・山縣四郎左衞門二十五も手柄なる分捕を仕る。

三ヶ嶽を攻む

小早川殿衆も吉川勢に先をさせ、無念に存じ、射れども突けども事ともせず乘込めば、御旗本の福原・桂・志道我劣らじと乘込み、各〻分捕り仕り候。長野兵部大輔は槍を打折り、太刀を拔き切懸らんとする處を、佐波常陸守透間なく追駈くれば取つて返し、常陸守と切結ぶ。佐波が下人深井木工允主を討たせじと、後より兵部を無手といだけば、兵部刀を取直し、己が腹を突拔き、深井の胴の眞中を刺し通し、二人共に倒るゝ處を、常陸守押へて首を取る。小早川殿衆にも、河井大炊助・神田右馬丞分捕り仕る。然る處に兩川殿居給ふ所、年頃四十計りの大男、茜の弓小手を差し、首を提げ實檢に備ふべき覺悟と見えて、御前近く走り來る。桂上總介御前に有りけるが、孰れの家來にて候や、假名は何と申し候やと、詞を懸る。そこにて見知られたりと心得、持ちたる首を投げ捨て、太刀を拔いて元春へ切つて懸る。元春も御腰物にて切拂ひ給ふ。後に見れば御胸板に刀の當りたる跡あり。桂上總介・安國寺懸隔て仕伏せ申し候。兩川殿御床几を立ち給ひ、見事なる御仕方と感じ奉り候。右の男を見知りたる者之なく、不審仕る處に、高橋家人承り、此者は長野從弟に、九州に隱

れなき大力の剛の者之あり候。其男にて御座あるべしと申し候。扨又宍戶殿・福原・桂・吉見各〻の家中にて、高名仕りたる者多し。敵を討取る其數五百七十餘人なり。兩川殿御機嫌能く、其年は此處にて御越年なり。

立花の城攻められ候事附豐後勢後詰の事
井高橋統種の事

立花城を攻む

永祿十二年三月中旬、兩川殿筑前の內、帆柱と申す所へ御陣を替へられ、夫より若松・葦屋を渡り、熊ヶ峯を過ぎて、壇といふ所に四月四日迄御在陣なされ、同月六日、立花の城へ押寄せらるゝ。此城主は立花彌十郎なり。豐後よりの加勢の侍には、臼杵新次・田北刑部・同民部・鶴原掃部介を大將として、大勢の軍士を籠めらるゝ。此方の御人數御船手衆を除き、傳々の城へ御番勢之を引き、殘る軍士・雜兵共に卄四萬餘立花の城を取卷き、三方より仕寄りを付くる。水の手は吉川殿、南の口は小早川殿、尾崎は吉田の御旗本、白瀧口は吉見正賴なり。然らば豐後より大兵を以て、後

詰仕るの由も聞え之あるに付、諸手の陣城堅固に仰付けられ候はでは、叶はざる儀に候故、諸陣場に堀・柵等仰付けられ候。昼夜普請仕り、五日の内大方諸陣成就仕り候事。

大友勢後詰す

大友左衛門督入道宗麟、我身は豊後府に居られ、豊後・豊前・筑後・筑前・日向・肥後の人数の上、肥前の龍蔵寺・松浦、薩州の島津方よりも加勢之あるに付、其勢六萬餘にて、五月五日、此方の御陣城矢届に陣を居き、立花の後詰仕る。この年は閏月之あり。初の五月五日なり。豊後勢の大將は、柳原左近・田原入道重忠・戸次入道々播・清田五郎左衛門・大友駿河守なり。此方諸陣の後の山、峯谷平等に陣を取る。總軍一度に鯨波を作る。中にも先陣は大友駿河守・奈須軍兵衛・深野・赤尾・山中以下五千餘人、二陣は矢野助右衛門・秋元式部・橋守津等此方の陣所を懸て迫合を初むる。兼ねて御掟正しく仰付けられ候故、諸陣鳴を靜め待請け、弓・鐵炮を打立つに付、豊後勢に手負・死人多し。然る處に奈須軍兵衛眞先に進んで、椋梨治郎左衛門持口へ懸りて、名乘り懸け、數人突伏せ働きける處を、鐵炮にて胸板を後へ打抜けば、則ち倒れて討死

する。中國勢は力を得て、無二に突いて懸る。豐後勢は大將を討たせ、競ひ拔けて一町計り突崩さるゝ。味方にも小早川殿御家來小泉與三討死する。二陣の矢部入替り戰ひける處に、豐後陣より武士一騎馳來り、軍配團扇にて招きければ、一同に備をまとひ引退く。跡を慕ひ討たんと追駈くる處に、隆景御下知にて、諸勢引揚げ給ふ。奈須軍兵衞首をば、兒玉三郎右衞門家來討取る。香川兵部是を見て、其方取りたる首は何某と申す者にて候やと、問ひければ、奈須軍兵衞が首にて候。其證御覽候へとて、綿嚙に著けたる金紙の札を見する。此札を見れば、奈須軍兵衞入道行年六十三、五月五日討死と書付け候。大剛の者哉と各〻之を感ず。高橋統種事、常に大酒を飮み、醉狂人の剛强者なり。此度も豐後陣の通路をよく塞ぎ、五人・三人切捨に仕り、又は迫合ひ勝利を得、毎日敵の首を立花御陣所へ送る。遠方に罷居り、氣の毒に存じ候や、居城には御加勢の衆を賴み置き、自分は立花御陣所へ御見舞に參上致し、豐後の大兵をも何とも存せず、拵ぎ申し候事。

高橋統種勇戰

吉田物語 卷第九 終

吉田物語 巻第十

豐後勢と合戰の事

大友勢と相戰ふ

豐後衆の後詰にも御構ひ成されず、立花の城稠しく御攻めさせ成され候に付、攻口にて、吉川殿御家來山縣小五郎番匠木工・杉原盛重家中石原信濃忰彌十郎、鐵炮に中り討死する。其外手負多しと雖も、寄手衆稠しく攻め申すに付、城內防ぎ兼ね、難儀の體に相見え候。此樣子を戶澤入道見及び、是程の大兵を以て、後詰の目前にて城を落されて、大友家の弓矢の瑕瑾是非なき次第なりと、諸將を集めて掟を定め、後陣をば鬮取に致させ、總軍の相印に、又一組切の印を致し、大將下知なき以前に、拔駈仕る輩は重科たるべしと、固く申聞かせ、大友家の氏神を勸請し、神前に於て、掟を背き未練なる働き仕るまじき旨、誓詞をさせ、同月十八の卯の刻に、總軍押寄

せ、此方の陣城近く備を立て、暫、鐵炮を打たず、矢一筋も射ず。然る處に戸澤陣に、貝を三聲吹き總軍鯨波を作り、攻懸る。中にも高野山久意・檜崎彈正・宍戸殿・熊谷伊豆守、此四人の持口へ無二無三に突いて懸る。兼ねて御定の如く、他へ構はず一手切に之を防ぐ。雨川殿は諸手の孰れにても、危き方を救ひ給ふ御定なり。さ候處に檜崎彈正旗色惡しくなるに付、吉川殿より伊志源次郎・井上平右衛門、鐵炮六十挺差添へて遣さる。續いて吉川式部・香川兵部・山縣四郎右衛門・江田宮内・香川雅樂・境與三右衛門・山縣宗右衛門遣され候。井上・伊志兩人預り候鐵炮、段々に備ふる間もなく打たせ候。自分にも持筒にて、敵一人打伏せ候。其後井上平右衛門敵の同勢十二三間前まで走出で、壹番首を取り、手柄なる高名仕る。夫より入亂れ槍を合せ、太刀打誠に火を散らしたる迫合なり。香川兵部を敵十人計りにて突きすくむる處に、家來の猿渡壹岐・沖源右衛門・塚脇彥右衛門抔いふ者駈付けて、敵の間へ押入り候。香川與七郎、十九筋指したる矢にて、敵二十人討伏せければ、元春感じ給ひ、御太刀を下され候。沖源右衛門は主の矢部を討たせじとて、槍七八本を押籠めて

抱き候處に、引取々々突きける槍に、しがみ付いて討死する。此隙に矢部式部も、敵を突伏せ首を取る。塚脇は敵を突伏せ、首を取らんとする處を、敵來りて脇より左右の股を切つて落せば、岸にすがり向ふ敵を打拂を見て、山縣與三右衞門槍にて敵を突拂ひ、柵の內へ引入る。敵亦二人來りて塚脇が首を取らんとする。財滿四郎三郎此由を見て、柵の內より走り出で、一人切伏せ、一人をば追拂ひ、敵の首と塚脇が首と二つ提げて、柵の內へ入る。此樣體を見て、桁崎彈正、只今迄は我等が陣を、破れざる樣にと防ぎ候へ共、最早打つて出で、勝負を仕らんとて打つて出づ。園又十郎・兒玉內藏丞・小早川殿衆には磯兼左近・粟屋雅樂・兼久內藏允・河井・山田續いて打つて出づ。吉川殿衆も亦一手に成りて打つて出で、敵味方入替り、互に名乘り懸け相戰ふ。味方は小勢たりと雖も、嵩より卸し懸け候勢も續き候故、敵數度突崩しけれども、敵大勢なれば、入替り〳〵攻登る。中にも上野主殿・同左助と名乘り、一文字に突いて懸る。中國勢後備の衆此勢を見て、ちと足許惡しく成り候へ共、吉川式部・香川・磯兼・岡・桁崎・粟屋・山縣一足も引かず踏止まりて相戰ふ。江田宮內・境與

三右衞門・同又平敵を討ち首を取り差上げたり。今朝辰の刻より末の終りまで追合なれば、敵・味方共に手負・死人數を知らず、日已に晩景に及びければ、大友勢引色に成り走るを見て、味方は猶々勇み懸る。上野主殿・同左助・楢尾・柴澤等三千餘人、一足も退かず討死する。後陣の吉廣、此樣子を見て押返し、備を立てけれども、味方數度の追合に勞れければ、各〻折敷きて息を繼ぎ候。少間有りて敵の後陣より採引に引退く。中國勢も勞れければ、跡を慕はず討入り候。吉川殿衆諸手に勝れ、今日の一番高名仕り候。扨又高野山持口へは、諸卒の飢渇を助くべきとて、元長より粥と水とを贈らるゝ。諸卒是に力を得て、火花を散らし、難なく敵を突立て、山下に追崩し、百餘人討取る。兩川殿備實檢に、熊谷持口へは佐伯・臼杵寄來る。此兩將は九州に隱れなき大剛の侍大將なり。先陣退けば後陣懸り、入替り〳〵攻めける故、味方危く見えければ、熊谷信直三男三須兵部少足輕共の鐵炮は臆病なるに付、一つも中らず、我等打つて見せんとて鐵炮を取る。續いて五つ・六つ打ちけるに、空矢一つもなし。中にも大將と見え候て、團扇を以て下知仕り候武者の唯中を打ち、忽ちう

つぶせに伏したるを、肩に懸けて引退く。兵部少鐵炮にて進んで攻めける。敵一鹽付けられて懸るを得ず、宍戸殿陣所へも敵懸りて、稠しく攻め候と雖も、隆家自身駈廻り下知せらるゝ。深瀬・末兼・奥恒（垣）の内佐々部等身命を捨て防ぎ候に付、敵叶はずして退散する。斯る處に退散仕り候敵中より取つて返し、椋梨次郎右衞門陣へ一面に突いて掛る。浦兵部・坂新五左衞門・宇多田與三兵衞・乃美・山田・豐島等打つて出で之を防ぐ。敵は今日の晝の戰に、諸手仕負け、此段無念に存じ、再び攻込むに付、當陣危く見えければ、吉田衆の内財滿越前・小早川内末永源六・裳懸六郎・田中源七各〻打つて出で、一所に討死する。此樣子を元長見給ひ、五百餘の人數を率し、椋梨陣に駈付け、井上五郎右衞門を使として、元長加勢として馳付け候。こたへ候儀成らずして退くとも、道をば明けよと言はせられければ、此詞に恥ぢて踏止る者多し。敵柵際まで押入り、柵を破る處を、吉川元長なりと名乘り掛け、五百餘人一手に成りて懸り給ふ。大將眞先に進み給へば、我先にと打つて懸る。敵暫く支へけれども、叶はずして山下へ崩れて逃ぐる。長追は仕るまじと下知せらるゝに付、各〻踏止ま

る。元長自身の働き故、敵敗軍して返すこともなければ、元長も本陣へ引納るゝ。元春隆景を始め、諸人目を驚かす。杉原盛重・三澤三郎左衞門、元就公の勇氣・智謀、三代を續ぐ事の有難さよと感じ合へり。今日諸手へ討取る首數五百餘、下關へ贈らるゝ。折節、元就公は谷の長福寺に御宿陣候が、潮音院へ御宿り成され候處へ、敵の首到來仕る。輝元公御一所にて御實檢遊され、御滿悅大方ならず候。合戰の趣委細に聞召され、吉川元長の御働き御感なされ、頓て御使者にて左文字の御太刀・寒梅の名馬を元長へ取進め候事。

立花城兵降參の事

立花の城兵も、後卷の豐後勢一手にて、勝利を得ず候を見て力を落し、其上兵糧乏しく候に付、吉見正頼に便り、降參の御詫言申上候。兩川殿聞かせられ、城主彌十郎は申すに及ばず、豐後より加勢の者共、大將分切腹仕候はゞ、雜兵をば御助け成さるべしとの儀に候へ共、正賴達て御詫言申すに付、又御談合の上、先づ城落去候

へば、世上の聞えと云ひ、正頼に對せられ、御分別を遂げられ然るべしとて、其段正頼へ仰渡さるゝに付、城兵各〻城を明渡し罷出で候刻、豐後陣に贈り遣され候て、城へは御番勢差籠められ候。然れども豐後勢退散仕らず候に付、彌〻諸軍堅固に仰付けられ、御對陣に候節に、小迫合之あり。同七月初頃備中の穗井田陣へ敵大勢仕懸け攻込み候。穗井田待請け、鐵炮を打立て、數刻相戰ひ、攻込み候敵を數度に於て切立て追崩し、手際ある働き仕り候。敵・味方の目の前にての儀なれば、近來には見事なる合戰とて、諸人目を驚かし候。其後穗井田方へ御褒美遣され候。又去る五月十八日の合戰半に、後詰の豐後勢城と一つに成り合ひてはと、兩川殿思召され、元春の御家來森脇市郎右衛門に鐵炮百挺、人數へ差添へ遣され候。市郎右衛門足輕共召連れ、後詰の陣と城との道路を掘切らせ、城よりの通じ之無き樣に仕るなり。城よりも鐵炮にて稠しく打立て候へ共、難なく道路を掘切り、柵を結び罷歸り候事。

尼子勝久雲州亂入の事

勝久雲州へ入る

九州の軍を召還せんとす

右の通り御對陣候に付、元就公・輝元公も下關に御在陣遊され候處に、同年六月、尼子孫三郎勝久、雲州へ打入り、御味方の城數多乘取り候趣申來るに付、則ち兩川殿へ平佐藤右衞門を御使として、尼子勝久雲州に亂入し、城々攻取るの由に候。其表引拂ひ歸陣仕られ然るべきの由仰越され候。兩川殿其返答に、此表引拂ひ歸陣仕度く存じ候へども、大敵を十町の内に引請け、引取り申し候儀は危き事に候。此後長く對陣を決し罷居り候は、敵の怠り御座あるべく候。其樣子を見計らひ、十死一生の一戰仕るべく候。さ候時は、勝利を得候事疑ひ有るまじく候。其上心易く引取り申すべく候。雲・伯一圓に敵に成り候ても、御退治に御手間は入るまじく候。先づ御心添として元長を歸陣させ申し候。敵地境目の城主をば早々差歸し申し候。御氣遣は遊さるまじき通り御返答にて候。元就公、兩川殿御返答聞召され、尤の儀共と御意にて、種々御思惟遊され、御在陣に候事。

備後國神邊一揆の事

同八月三日、備後神邊の城杉原盛重留守代前原肥後居り候處に、同國の住人藤井と申す者、尼子に一味仕り、備前・美作の助力を請ひ、一揆を催し、五百餘の人數にて夜中に押寄せ、神邊の城を乘取る由、申來り候事。

大内輝弘山口討入の事

大内輝弘山口へ入らんとす

同九月十一日、大内太郎左衞門輝弘、長門國秋穂白松の浦へ差岸し、十三日山口へ討入の由、早打を以て申上候。諸方の御手立御思慮遊され候處に、内藤隆春家來勝間田土佐と申す者、長府に在宅仕り罷居候。此土佐方へ豐後より調略の書狀を持たせ、一人差越し候。其趣は、元就、其許在府に候間、何とぞ致し討果し候はゞ、知行の儀望に任せ宛て行ふべしとの文體なり。土佐其使を搦め、書狀相添へ御本陣へ差上げ候へば、則ち召出され、直に御感大方ならず候て、卽時知行を遣され候。其以後土佐如何仕り候哉、萩に輝元公御座成され候節は、勝間田吉兵衞親五郎右衞門抱へ置き候て、養ひ申すの由に候。右の通りに御座候に付、如何樣の儀出來仕るべ

再び九州の軍を召還せんとす

九州の軍退き歸る

きも知れざる儀に候。兎角立花を早速御退陣候て、先づ輝弘を御退治成され、其後諸所の御敵御退治然るべしと思召され、元就公より御使として、宇多田右衛門口に富落組の深瀬六郎兵衛差添へられ、立花へ遣され候。兩川殿御意の趣聞召され、敵陣程近く御座候に付、御退陣成り難きを御請に候。又元就公仰進められ候は、兩人一所に退かれ候は、異議有るまじく候。敵附送り候はゞ、其節一戰あるべく候。兎角御退陣候へとの儀に候。重ねての御返答に、然らば白晝に御退き成さるべきの由仰せられ候。元就公聞召され、古今に敗軍の例數多之あり候へ共、白晝に退き申し候事は之無く候間、夜中に御退き成さるべきの由仰進められ候て、同十月十五日の夜中、御退陣の御議定に相極り候。さ候へば、立花の城を御持たせ成されず候て、直に御退陣成させられがたく候。兼てより杉二郎左衛門を差置かるべしと仰渡され候へ共、口口度野上へ差返され候。此度籠置かれ候者、誰にても一命を御用に立て申し候勇士ならでは置かせられがたく候に付、坂新五左衛門・浦兵部兩人、籠置かるべしと御談合候て、兩川殿より御使として、安國寺・井上又右衛門・山縣越後三人

を以て、御意の趣仰渡され候。兩人共に何方にて御用に立ち申すも同前に候へば、今度一命を捨て、御用に立ち申すべく候通り御請け申上候。其時浦兵部申す樣は、此以後九州へ御出馬急度成さるまじく候哉、此段卒度御伺ひ候て給はるべく候と御使者へ申され候へば、坂新五左衛門承り、頓て御用に立ち申すべきの條、其段の念にも及ばずと申し候。兵部聞いて、頓て御用に立ち申し候段は、勿論の儀に候。城に籠り候てはいつ迄も籠城の覺悟本意に候。急度此表へ御弓矢成させられず候時は、如何樣にも申し談じ、和談の心遣仕り、二度御用に立ち申す才覺仕るべき旨申し候へば、御使者方も尤もと存じ、則ち兩川殿へ申上候。扨々餘儀なく申さるゝ趣樣に候。山口・雲州・備後諸所の敵、御退治にて御手間入り申すべく候間、□御著の到來承り候はゞ、何分にも心遣仕り、異儀なく罷歸り、命を全うに仕り候て、別段の御用に立たれ候樣にと重ねて又仰渡され候。然る處に桂美作守申上候は、此度當城に新五左衛門・兵部兩人籠め置かれ候吉田御家老中、一人も籠置かれず〔衍カ〕候吉田御家老中一人も籠め置かれず候時は、敵方にも惡しく候間、拙者殘り居り、兩人申

談じ、御用に立ち申すべしとの御儀申上げられ候。元春・隆景聞召され、尤の由申さるゝ趣、神妙に思召され候。殘り居り候て宜しき樣に、兩人申し談ぜらるべしと仰せられ候て、三人籠城の覺悟にて殘り居り申さるべく候。さ候へば蘆屋・若松の渡大事に思召され候。孰れは武功の才覺仁遣さるべしとて、粟屋市祐を召出され、委細市祐に仰含められ、蘆屋へ遣され候。市祐御意に蘆屋へ罷越し、町々年寄共を呼集め、土藏の內にて談合致し候樣に仕り、則ち人質を出し候へ、然らざれば皆討捨に仕るべしと申し候て、各〻妻子を人質に取り、船の儀早々出し候へと申付候故、數百艘の船早速蘆屋の渡へ出し置かれ候。扨又兩川殿は彌〻十月十五日、御退陣御議定候て、十五日の夜半、隆景南前の諸軍士、吉田の御旗本衆小荷駄を引具し御退陣、元春は寅の上刻に御退陣候。吉見正賴を此間豐後勢の押に置かせられ候故、吉川殿御備に加はり、殿り仕るべしとて、總勢の跡を退き申し候。敵必ず附送り申すべく候。其時は取つて返し、十死一生の御合戰成さるべしとの御備定にて退き給ふ。且つ又御退陣出前豐後陣元春よりは境與三右衞門を、隆景よりは神田右馬之允を御使

大友勢追討を好まず

として、敵陣近く參り、馬上より當陣に於て勝利を決すべしと存じ候處に、自國處々兵亂に付、只今罷退き候。此間久々對陣し難く候。田原・柳川・戸次殿と勝負なく、殘念至極に候。定めて各〻退陣の跡を御慕ひ成さるべく候間、互に鬱憤を散ずべしとの御口上、高聲に申しければ、戸次入道返答に、當陣御敗軍の通り仰聞かれ承り届け候。委細は是より申入るべしと言ひ出す。豐後勢此由を聞いて、我先にと打つて出る處、戸次入道の下知に、白晝に案內を遂げ、其上大兵を目の前に置きながら、僅の人數を以て城を守らせ候程、思ひ切りたる敵を附送る事、智謀なき處なり。一人も出づまじき由觸れさせ候に付、總軍靜り候。跡を慕ふ者もなく御退き成され候。其夜は節々時雨降り、曉には雪交り風烈しく候に付、先衆の下々人數どもこらへず候て、道の傍、田の畔に臥し居り申し候を、元春御下知にて、介抱仰付けられ、恙なく下關に到りて、主人々々へ差返され候。若松の渡川に段々に御人數著仕り候へども、渡船數百艘待請け申し候に付、下々に至る迄異儀なく罷歸り候儀も、宗像方野心を存ずるに於ては相成るまじく候。仔細は蘆屋より下關の向ひ迄、大郡二郡半宗像領

地にて候。別して御馳走申すに付、別條無く、關御著、下々迄案堵仕る。小早川殿は先人數にて候故御著も早く候へども、吉川殿御著迄は對面なく、元春御著の上、御一同に御對面遊され、元就公御機嫌能く御大慶成され候事。

立花籠城扱の事

立花の城在番衆三人も、各御退陣の跡を敵定めて慕ひ申すべく候。其時城よりも突いて出で、有無の一戰仕るべしと覺悟を極め候へども、一人も附送り申さゞるに付、扨は兩川殿御退陣の人數に、蘆屋の渡りをさせ、其後當城を一刻に攻崩し申すべしとの儀たるべくと存じ、覺悟仕り罷居り候處に、同月廿三日に立花彌十郎親續方より書狀差越し申候。其文體に曰く、

立花氏より書簡

今度藝州衆雖敗軍候、今に御在城御覺悟、御地盤神妙に存候。藝州衆退散之砌、跡に立數十人討取候。就中蘆屋津己斐近方及自滅衆數百人、誠に不思議仕合絕言語候。仍方々城々多分落去之段不可有其隱候。誠に薩兵之儀急度一著之棌

吉弘左近大夫の尺牘

共に候。中國之事輝弘屬㆓安利㆒候上口之儀、尼子・浦上每事存分之儘に相調之由、昨日到來候、此上は當城之儀可㆑被㆓持支㆒儀、無㆑詮所候。對㆓親續㆒可㆑被㆓去渡㆒候事專一候。當五月令㆓下城㆒候御厚恩に、爲㆓人質㆒兄弟之內壹人渡㆓進路㆒、次船中無㆓御氣遣㆒樣に至㆓藝州㆒賄屆可㆑申候。御返事於㆓御延引㆒は、諸勢差寄可㆑申候。左候ば右之扱親續不㆑可㆑及㆓才覺㆒候。依㆓御報可㆑得㆓御意㆒候。恐々謹言

十月廿三日　　立花彌十郞親續判

御在城中御陣所

右の通りに候へども、三人共に一圓に承引仕らず、早々大兵を以て攻寄せ候はゞ、花々と一戰仕るべしと返事を致さるゝに付、又吉弘左近大夫方より、委細長文の書狀差越し候。文體略之

隆景・元春敗軍之處に、各今に御在城御心底無㆓比類㆒候。去廿四日浦上宗景被㆓申越㆒候。上口之事、尼子勝久・宗景申談、無㆓殘處㆒屬㆓安利㆒候。浮田和泉守改㆓先非㆒懇重之故、令㆓赦免㆒之由、十月十一日輝弘御渡海、至㆓秋穗㆒御差崩、卽時山口打入多分

御安利之通、今十六日被仰越候。然者自田原注進今十八日至元就陣所に、輝弘御人數被差向候處に、元春・隆景山口之樣に被打上候。中途にて數度及防戰、其外諸士悉く討取之由に候。元春は如小山忍入被申候を、諸口差搦之由に候間、頓て可討果候。元就・輝元樣體未申來候。松山・香春ヶ嶽・長岩之城今落去候。門司籠城衆詫言最中に候。氏貞事、秋月種實を以歎訴候。實滿之儀近々可持一著候。如此相調候上は、通路無之、立花永々可有御勤番事無其詮候。若輝弘へ之御屆之儀共候は、取成不可有疎略候。但又元就・輝元存命之有無可被聞召合、於御地盤は無御腹臟預御入魂、御城に差渡候は、互に人質を取替し、渡海通路打贈等堅固に可申付候。依御報可得御意候。恐々謹言

十月廿八日　　吉弘左近大夫鑑理判

立花勤番各御中御陣所

右之通りに候へ共、三人衆少しも同心仕らず候に付、又左近方より十一月三日に書狀差越し候。是には三人の名を書き、浦兵部少輔・坂新右衛門殿・桂美作守殿と宛

田北民部の書簡

なり。此以後は田北民部少鑑益と申す仁取扱ひ申し候。夫に就き民部方よりの書狀に、

啓二一翰一候。如二御存一當夏在城之刻、藝州衆に差詰及二難儀一候處に、吉見正頼取扱を以、無二異議一令二下城一候。然者去十五日中國衆之引退候當城之儀も、破却可レ爲二同然一と存候處に、各〻今に御在城誠貞心之御屆、前代未聞にて候。乍レ去御氣遣之段察存候。此節無二怖依一樣に可二申揉一候。若輩口斟酌候。正頼厚思之首尾、又弓矢之認候間令レ申候、依二御報一可レ得二御意一候。

と申越し候。其返書に

御使札到來蒙レ仰候趣に、去夏爰許御下城、吉見正頼任二裁許一、船中無二異儀一御著候段、于今御忘却無レ之候之通尤に候。然ば藝陣今度不慮之趣無レ由候。雖レ然大内輝弘其外六百餘人討果候條、本望に候。此口御在陣候由に候間、御知音之者共より可二申聞一候。當山之儀雖レ不レ珍候處、似合之致二覺悟一候條可レ有二御察一候。恐々謹言

十一月六日

桂　美作守
坂新五左衞門
浦　部　兵　部

田北民部少輔殿　御返報

此の如く御返事仕られ候。夫に就き吉治左近大夫鑑理・臼杵越中守鑑速・戸次伯耆守鑑連連判の誓紙、田北民部方迄差越し候。此誓紙を添へて民部方取扱ひ仕り候。其上大友宗麟より吉弘柿部といふものを使として申越され候は、今度中國勢亂軍の處に、當城に止られ候事、忠節の至なり、誰か是を賞美せざらん。當夏當城に籠め置き候立花彌十郎、其外雜人に至る迄、一命を助け送り給ひ候報謝として、各、三人異儀なく長府に到り、贈返し申すべく候。疑心無く其旨存ぜらるべしと申され候。各、返答に、仰下され候旨承知せしめ、忝く存じ奉り候。さりながら此段父子へ申聞かせの上にて、御請け仕るべしと返答を致し、則ち飛脚を以て關御陣所へ申上候處に、樣子聞召され候て、御意には、諸勢輙く引取らるべき爲めにてぞ御跡に殘し置き給ひ候。早々城を渡し罷歸るべきの通り仰に依りて、義鎭より城を渡し罷歸るべき

毛利勢城を渡す

の旨御請申上げ、田北民部への調書には、豐後衆悉く御陣替候て、人質を差越され候はゞ城を渡し申すべしと申すに付、十一月廿一日、豐後勢神崎に至り陣替仕り、田北民部人質弟の織部・吉松宮内を差添へ候。吉弘左近大夫人質には山本源五兵衛・臼杵越中守・同治部、戸次伯耆守よりは廣應寺を差越し候。其上にて各下城仕り候處に、姫橋閑齋・大友駿河守三千にて城を請取り入替り申し候。杵月有馬丞・秋友式部・田北等數十人送出で、路次に大幕を打ち、振舞仕り、馳走大方ならず、中々大酒にて暇乞仕り、異儀なく下關へ罷歸り候。御感悦淺からず、上下共に譽者に仕り候。右の通り取扱の書状、使は吉松宮内と申す者なり。

輝弘御退治の事

輝弘の素性

大内太郎左衛門輝弘は、大内政弘の嫡的子なり。政弘年長じ給ふ迄、男子誕生なき事を、常になげきたまふ處に、或年御臺御懐妊候て、滿ずる月平産し給ふ。又女子なれば、政弘へ何と仰せらるべき哉と、御臺苦しみ思召され候處に、名家の公家一

人山口に在し給ふ。其妻に男子誕生すると聞き給ひ、内通して取替へ、政弘へ御男子生れ給ふと披露ありければ、大に悦び仰ぎかしづき給ひける。成長し給ひ、大内左京大夫義興といふ。其後男子又誕生有り、是輝弘なり。義隆の御爲には伯父なり。初は氷上山に居られけるが、還俗有りて氷上にて知行し、氷上太郎高弘と名乘り、我こそ大内の的孫なれば、せめて半國なりとも宛行はるべき處に、小身に置かれ候とて、義興を恨まるゝ。義隆此等の樣子を聞召し、互に御心違に成り不和なり。高弘も義隆と不和にては、往く末身上如何有らんと思召し、山口を出奔し、豐後へ下り、豐後より京へ登り、光源院へしかじかの樣子共を申上げければ、大樹も不便に思召し、輝の御字を贈らる。玆に因て名乘を輝弘と改む。其後雲州へ下り、尼子を賴み、六年富田に有りたるが、又雲州を去つて豐後へ下り、大友を賴む。入道則ち許容して壻にとらるゝ。然るに此度中國勢悉く立花に在陣し、元就父子長府に居らるゝなれば、天の與ふる時なりと、輝弘も存せられ、入道は今輝弘を山口へ發向させず、立花に對陣候て、中國勢自ら敗軍すべしと考へられ、松木右衛門大夫・中

妻左馬助・城井小次郎・波多野石見・戸次內藏大夫等を宗徒の大將として、三千餘の軍卒を附けて渡海せらるゝ。豐後鶴崎より輝弘船に乘りて、十月十一日、長州秋穗白松の浦に著岸し、不日に山口へ打入らんとす。鴻峯御番勢の頭は市川式部少經好なり。內藤新右衞門・山縣備後・兒玉宗右衞門・黑川兵部を差添へ籠め置き候。市中の奉行は信常太郎兵衞・井上善兵衞兩人置き給ふ。旣に輝弘白松に著岸し、山口へ討入の由、告げ來るに付、各〻籠城の覺悟仕り候。敵の樣子見分の爲め、信常は小影口、井上は秋穗口へ罷出で候處に、京根崎にて善兵衞敵に行逢ひ候。此方は二百にたらぬ小勢なれば引取るべしと存じ候へ共、幸敵に逢ひ、一戰仕らざるも無念なりとて、高き處に備を立て待請け候。輝弘の先手波多野石見守、敵は小勢なり、踏散らせと下知して、自身槍を取つて眞先に突いて懸る。善兵衞も待請けたる程の勇氣なれば、大勢を突立てけれども、敵は數多に付、入替へ〳〵戰ふに依りて、小勢の味方勢れて敗軍する。善兵衞は少しも退かずして、終に討死する。敵は勝に乘じて其日山口へ押寄する。此勢を以て直に城を攻め候はゞ、城中も小勢なれば、勝利を得

べく候處に、城をば攻めずして築山に本陣をすゑ候。夫に就き豊後勢皆亂取に心を移し候。是武略の不足なり。さ候て後吉川・小早川、九州の軍に打負くるに依りて、輝弘大軍にて山口打入に成り候。毛利家御退治餘日有るまじく候。御味方に参る者へは、御恩賞望みに任せ申さるべき通り近國へ觸れさせ候に付、須々萬・鞍懸にて親を討たれ、子を失ひたる者ども、其外浪人・寺社の別當に至る迄馳集る。輝弘人數程なく五六千人に及び候。長府には鴻峯小人數にて候へば、追つて御人數遣され候。元就公御意に、各、は鴻峯への道筋、數々は存ずまじく候。七筋これ有り候。勝手次第に致し吟味を參らるべく候と御意にて、道筋御致へ遊され候。輝弘は山口に久しく在陣も無益に候條、長府より押寄せ、元就と一戰仕るべく申されければ、松本入道承り、先づ鴻峯を御攻取り成され、是に御本陣を居かれ、長府への道路を差塞ぎ、秋穗・白松へ取出で、海陸を遮り、有無の御一戰然るべしと諫め申され候に付、築山へ在陣候。兩川殿御歸陣候て後、粟屋內藏允に鐵炮五十挺仰付、其外侍も數人仰付け成されたる由に候。御意にて、小郡にて庄屋、其外頭立ちたる者の人質

を取り、矢原に向ひ火を立て候へば、鴻峯よりも火を合せ申すべく候。若し火を合せ申さず候はゞ、さなひの一本松より忍びくる天花の七日尾に陣取り候て、鴻峯と手合せ仕るべく候。吉見正頼も、定めて山口へ著陣たるべく候間申談じ、輝弘を追崩し申すべき通り、仰渡され候。其後御本手より桂左衛門尉・渡邊左衛門大夫に、人數千計り差添へ遣され候。此外福間彦右衛門尉・木原兵部・同次郎兵衛・藏田二郎四郎・山縣筑後、元春よりは山縣左京・江田宮内少・山縣宗右門・井上新兵衛・二宮源四郎・長和三郎左衛門、隆景よりは井上又右衛門・粟屋雅樂允・鵜飼新右衛門、此外歷々遣され候。元明〔長カ〕御家來よりも野村・熊谷等を遣し成され候。右の衆山口へ押付候砌、鴻峯よりも市川經好・同兵部少・同雅樂允打つて出で、一手に成りて湯田の繩手にて輝弘勢と相戰ひ勝利を得、敵數多討取り候。味方には二宮源四郎討死仕り候。鴻峯には加勢籠め申し候に付、山下へ數度打下し迫合仕り候。然らば同廿二日元就公、元春御父子を御本陣へ呼ばせ給ひ、打續き千葉苦勞に思召され候木共、山口へ押懸け、輝弘退治有るべし。此旗竿は我等若き時より、數度の合戰に勝利を得たる吉例

の旗竿なり、元春へ御讓に相成り候とて遣され候。元春畏つて御頂戴成され、翌廿三日、元春御父子長府を御出馬なり。熊谷伊豆守御相備に仰付けられ候て、人數一萬餘にて其日山中へ御著陣、明廿四日山口へ御討入と相定められ候。此樣子輝弘方にも承り、諸處より集まり候者共は申すに及ばず、豐後より渡海仕り候人數迄、皆缺落仕り候に付、輝弘儀山口に堪へ申し候儀相成らず、漸八百計りにて秋穗へ落ち、船にて退き申すべき覺悟仕られ候處に、渡海仕り候者、悉く乘込み、一艘も居り申さず候故、力を落し三田尻へ退き申され候。輝弘秋穗退かれ申されし通り聞召し、中途より取つて返し、秋穗へ御馬を向けられ候へば、彼地をも落ちて、三田尻の方へ逃上り候と、所の者共申すに付、早速追駈け討取り候へと御下知に付、御小衆我意地増に追駈け申し候。鴻峯よりも在番衆附送り追駈け候。輝弘は浮野峠へ缺落候。吉川殿衆には境與三右衞門・山縣宗右衞門・井上平右衞門七十人にて眞先に追駈候。南方宮内も百計りにて追駈け候。是は鴻峯在番の衆なり。其外御本手衆福間彦右衞門・兒玉四郎右衞門、此外歷々追駈け候。豐後勢も返し合せ相戰ふ。中にも松本

入道一佐・甲斐左馬助、數度取つて返し戰ひけるが、兩人共數箇所の手負ひ、輝弘に暇乞仕り、傍の小家へ走込み腹切り候。輝弘は浦傳ひに落行き、船を心懸け申され候へども、乘り申さるべき船もなくて、宮海迄落ちられ候處に、杉二郎左衞門、野上より打つて出で、椿峠に待請け居り申候。香川兵部・山縣四郎右衞門・平佐出雲は藝州へ上り候處に、此等の樣子斷り行止り、杉一所に來りて待請け申し候。追駈け候衆も浮野坂へ越し、濱表へ出で申し候。輝弘四方に敵を受け、遁れ難く存じ、一丸に成りて取つて返し、追手衆へ突いて掛る。死を極めたる事なれば、追手衆を突立て追崩し候。此方の衆坂へ逃登り候。三河内菜谷、遂しと踏止つて討死する。是は鴻峯の在番衆なり。輝弘坂を登りに逃ぐるを追駈け進まるゝ時、境與三右衞門・山縣宗右衞門・井上平右衞門小高き所に打登り、元春一手の面々と名乘りて待懸る。熊谷家中品川內藏允も各々一處に加はる。輝弘少し進み兼ねたる色を見て突いて懸れば、輝弘も先刻より戰ひ勞れ、其上小勢なれば、左の茶磨山に取登り、切所を前に置いて備へらるゝ。境與三右衞門側なる山へ登り、とても逃れ給ふ御身にてもなし、御切

輝弘自盡

腹候へ。斯樣に申し候ものは、吉川元春家中境與三右衞門と申す者にて候と、高聲に申せば、輝弘も返答に、仰尤もに存じ候。さりながら各々へ對し切腹せんも口惜しく存じ候。元春の旗先を待ち、兎も角も成るべく候。其內雜兵の鏑矢射懸け申さず候樣に、境殿を賴み申し候由返答に付、與三右衞門心得申し候とて、下知仕り、各々攻登り申さず候樣に下知致し、其夜は四方に篝を燒き相待ち候處に、明れば廿五日早天、元春浮野峠より押登り給ふに付、旗先見えければ、輝弘是迄なりとて切腹なり。乳人の波多野石見守首を討つて、自身にも切腹す。城井小次郎も尋常に自害仕り候。元春は向の山に御床机を居ゑられ、前後御見物なり。此度高名の衆吉川殿御家來には、今田中書・井上平右衞門・境與三右衞門・山縣宗右衞門、其外歷々之あり。首數七十六討取る。熊谷信直家來品川內藏允・中山內藏助・岸添善右衞門・同十兵衞・渡邊新五左衞門、此外數多之あり、首三十四討取る。鴻峯在番衆も追駈け、歷々高名を致さるゝに、吉田衆福間彥右衞門・兒玉四郎右衞門抜出たる働き仕られ候。敵の首或は十、或は五か六か諸手へ討取り、其數合せて二百五十餘なり。其後山林を探し

輝弘の首を元就に贈る

六十餘首を取り、首註文を認め、輝弘首を添へ、元春よりの使として、境與三右衛門を以て、長府へ贈り給ふ。福間彦右衛門、輝弘首を取つて元春實檢に入れたる故、彥右衛門ともに差添へ、元就公輝弘首を御覽に成り、汝事心底に惡事を構へ、義隆を恨み候に付、無道の因果にて斯の如く罷成り候。一とせ義隆雲州御發向の節、我等を先手に御賴み候へども、惡人なれば汝を討果させ申すべしと存じ、輝弘程なる弓矢の智謀勝れたる侍、別に御座なく候。兎角其方に仰付けられ然る可しと申上げ候に付、若君の御先手汝に仰付けられ候。然る處に敗軍に及び、若君は雲州江に於て船を乘沈め御死去候。其科にて、其方豐後へ追出仰付けられ候。此度討果し御本望に思召され候と御意にて、首を御撫でさせ成され候。扨御使の與三右衛門、其外參上仕り候者共に召出され、各〻手柄の樣子聞召され候て、元春御父子を御感大方ならず候。扨又吉川殿は輝弘を御討取り成され、浮野より引返し防府の國分寺に御在陣成され候。元就公・輝元公・小早川殿は、十月廿八日に長府迄御立成され、防府へ御著成され、元春御父子へ御對面成され、御機嫌能く總軍直ちに吉田へ御歸陣遊さ

れ候事。

作州高田城の事

高田城の警備

美作國高田の城には、牛尾太郎左衛門・足立十兵衛・國衙隱岐差置かれ候處に、同國三浦の一族節々城を窺ふに付、少勢にては如何之ある哉とて、去年七月香川左衛門尉を美作守に成され、嫡子を左衛門尉に仰付けられ、長左衛門大夫を差添へ、高田の城番頭として差籠められ候。然る處に同國の侍三浦・蘆田等浮田方へ加勢を請ふに依つて、長船紀伊守・岡信濃守・沼來新右衛門を大將として差出され候。蘆田五郎太郎は幼年に付、叔父の蘆田民部少に五百人、槇野勘兵衛に五百人、玉串監物に百人の人數を附くる。

高田城合戰

都合備前勢三千餘人高田の近所に陣を取りて、城中へ働く。城下には熊野入道等尼子方に成り候て、兵糧藏に火を掛けて敵陣へ迯入る。夫に就き城兵守り難く候處に、香川兵部儀、高田の城加勢として、立花より差上り候。藝州より家人八十騎召されて、兵糧を城へ入れ、敵打出でさゝへけれども突拂ひ、難

城兵敗軍

なく城へ兵糧を籠むる。又佐伯七郎次郎と云ふ大剛の者、山中鹿之助姉聟、是又心變仕るに付、成敗申付け候處に、討手の者見あまし、討つ事延引仕り候折節、兵部來りて自身押込み討果し候。敵此様子を聞いて、同十月五日高田麓へ押寄せ、放火仕る。是を見て牛尾・足立打つて出で、敵六人討取り、味方にも乃美某・財滿新右衛門・香川宗右衛門討死仕り候。城中より入江與三右衛門・遠藤左京・香川左衛門・同兵部續いて打つて出でければ、敵早速に引退く。香川左京家來三宅と申す者、引く敵へ追駈け首を取る。翌六日の曉、城より伏兵を置いて待つ處に、敵伏を見出し眞中へ突いて懸る。牛尾・足立伏を起し迫合ひけれども、大勢なれば突立てらるゝを見て、城よりも我も〳〵と突いて出づる。玉串・槇野豫て工みし智略なれば、態と支へずして引退く。城の者共手立有りと知らず追駈け候處に、三方より相圖の太鼓を打ち伏を起す。此時逃ぐる敵も取つて返し突いて懸る。四方に敵を請けたる事なれば、城の者共押立てられ、敗軍仕り候。牛尾・足立數度引返し防ぎけれども、三千餘の敵なれば、是非なく引退く。香川左衛門大夫・門田源次郎、我等討死して味方を助けん

城兵戰勝

と云ひて踏留り、敵數人突伏せ討死する。敵旣に城へ乘入ると見えければ、大將香川美作守門を開き打つて出る。嫡子左衞門尉は山八分目へ打つて出る。二男兵部は宗像三郎左衞門と云ふ郎等相具し、鄕中に打つて出でけれ共、敵多勢故引退く處に、薄一叢立ちたる近田有り、兵部屈竟の場なりと思ひ、薄の際に隱れて追駈くる敵を待つ處に、玉串味方に五六〔反カ〕敵計り進んで追ひ來る。香川能き處へ引請け、薄を分けて出づるを見て、何某にて候哉名乘れと云ふ。香川兵部といふ者なりと云へば、我等は玉串監物なりと名乘り、相互に槍にて勝負を決す。兵部玉串が草摺を懸けて後へ突貫き、玉串は膝を突いて倒れ候。首をとらんと思へ共、跡より續いて敵來るに付、さすがを拔いて玉串が首を押取り、槍を提げて立上る處へ、敵二人追來る。兵部家人猿渡・宗像兩人にて、二人ともに討取り高名する。香川佐渡守・同石見守は、向の山の尾にて槇野が勢と追合ひ、二人共に敵を討つて兵部に聲を掛くる。敵は先手の大將玉串討たれければ、諸勢敗軍する。若し後陣の敵寄する事もや有らんと待つ處に、品川市右衞門山の上へ走り登り能く見て、敵は悉く退散候と申すに付、城

兵も引入り申し候。其後香川美作守・牛尾豐前守と牒し合せ、三浦の一族悉く討果し候。兵部少玉串を討取りたる處を、香川が槍場とて、今に田畠にも仕らず之ある由に候事。

備後神邊一揆御退治の事

備後神邊の城には、杉原播磨守留守居として、前原肥後入道罷居り候處に、同國の藤井と云ふ者、尼子が一味仕り、備前・美作より助力を請ひ、一揆を起し、五百餘の勢にて、同年八月三日の夜中に押懸け、城を取卷き鯨波を作る。城中油斷したる事なれば、俄に騷立つ。然れ共肥後入道大手へ打出でて稠しく防ぎ申すに付、其身三箇所に手負ひ、召具し候侍八人討死仕るに付、本丸へ引取り自害せんと仕る處に、側なる者申しけるは、爰にて自害仕られ候ては詮無く候。播磨守殿御妻子を、遂て何方へ成りとも落させられ然るべしと諫めければ、入道尤と存じ、主の妻子を召具し、一方討破り退き申し候。敵追駈け候へ共、高橋某など申すもの、其外諸所にて返し

一揆靜まる

尼子氏再興を企つ

合せ討死仕る其隙に、難無く逃れ、妻子を助け候。藤井は神邊の城を乘取り、城主と成りて罷居り候。前原事手疵養生仕り、大方平愈致し候に付、盛重家人どもを馳せ催し、神邊へ取懸り候節、楢崎參河守嫡子をば立花へ御供させ、其身は隱居仕り居り候に付、末子少輔次郎を召連れ加勢仕り、神邊へ押寄せ候。藤井も稠しく防ぎけれども、手負・死人を蹈込み〳〵急に攻入り候間、藤井叶はず本丸へ引取り候を附入に致し、藤井を討取り、忽ち城を取り返し申し候事。

尼子勝久雲州打入次第の事附富田の城御加勢の事附米原平内兵衛が事附小田助右衛門討死の事附伏兵の事附美保關合戰の事

先年義久、富田下城の後、名ある者共上方へ登り、浪人致し罷居り候中にも山中鹿之助・吉田三郎左衛門・馬來宗右衛門三人申談じ、當時名將の弓矢の取り様、其手立も見申すべしとて、順禮に成り關東・北國をあるき、又都より罷歸り候刻、中國勢九

尼子氏出雲の士を召集す

州へ出張し、大友と取合ひ、立花表に於て對陣候。夫に就き元就長府迄出馬の通り風聞を承り、中國は悉く明國たるべし、是天の與ふる時節なれば、早速雲州へ打入り、舊國を取返し本望を遂ぐべしと談合仕る。大將には大德寺に出家にて居られ候孫四郎殿を取立て申すべしとて、其段孫四郎殿へ申達し候へば、我等も常々賴む處なりとて領掌せられ、則ち還俗して尼子孫四郎勝久と名を改めらるゝ。爰に横道兵庫助・同權之允は、松永彈正に奉公仕り罷居り候處、右の趣を立原源太兵衞・山中鹿之助より申し遣され候。兩人承り則ち彈正に申達し暇を乞ひ候へば、彈正聞いて、以前富田の城におはせし時さへ相叶はず候處に、只今浪人衆を集め候て、舊國に取歸らんとは更に無分別なり。先づ此儀をば延引候て、時節を見給へかしと留むれども、兩人達て暇を乞ひ候間、是非無く兄弟の者共に、具足・太刀抔を遣し、暇を出すに付、急ぎ勝久へ參り一所に成る。相隨ふ者共には立原源太兵衞・山中鹿之助・横地兵庫・同權之允・馬來宗右衞門・吉田三郎左衞門・河添右京・目黑助次郎・米原助十郎・月坂助太郎・刀名・宇武・三吉・靑砥等、總て名字を名乘る者六十三人、雜兵合せ

て二百餘人。但馬へ下り垣屋播磨守を賴み、奈佐日本之助方の海賊船に乘り、永祿十二年六月廿三日、出雲國島根郡へ著岸し、勝久御入國なり、急ぎ御味方に參り、御恩賞に預るべしと申し觸れ、夜半に鯨波を立つる事三度、是を聞いて國中殘り居り候侍には、秋宅三郎左衞門・同庵之助一番に馳せ參じ、森脇東市正・横道源助・疋田右近・原田孫六・同右兵衞等六百餘、大山の衆徒經悟院三百餘、中井平藏加勢、又加藤彥四郞・寺本進・高尻・目加田五百餘馳集り、其勢程なく三千餘人集り申し候。又隱岐守爲淸三百餘にて漕渡り、勝久入國を賀し、味方に成る。斯の如く人數集まり申し候に付、多賀左京・同吉六籠り居り候新山の城を攻落し、末次の土居を取拵へ、勝久本陣として、天野紀伊守を籠め置かれ候。富田の城を攻取るべしとて、宇波山・佐目郡・丸瀨、其外數箇所に向城を構へ、富田へ足輕を懸け、日々迫合ひ仕り候。一箇月の內に御味方の城を攻取る事六箇所に及びければ、大方雲州勝久に屬し、伯耆・石見の者共も尼子へ志を通じ申し候者多く候。扨天野隆重紀伊守事、僅か三百餘人の人數なれば、富田を出でて防戰も相成らず、所詮たばからばやと存じ、秋宅庵之助方へ

天野隆重の謀略

使者を以て申しけるは、勝久當國に入り給ひ候に付、悉く御味方に參上致し候。此上は拙者一人當城守るべき儀に非ず候。只今吾等本領に、五千貫の所領を宛行はるゝに於ては、明日城を明渡し申すべく候。さりながら一戰も仕らず明渡し申す時は、吾等の武名永く穢れ、藝州に罷り居り候妻子、首を刎ねらるべき事口惜しく存じ候間、明朝御勢を切岸まで向けられ候はゞ、防ぎ兼ねたる體に仕り、本丸へ引退き御詫言を申し、城を明渡し藝州へ罷歸り、備・藝の內御發向を待ち旗を揚ぐべく候。此條僞に非ずと誓詞を以て相理る。庵之助則ち鹿之助に申し聞かせ候へば、是唯勝久御運を開かせ給ふべき奇瑞なりと悅び、勝久に披露し、翌未明に秋宅庵之助を大將とし、疋田・遠藤・池田・相良・有村已下二千餘人、富田城へ押寄せ、七曲りを攻登り切岸に著き相待つ處に、隆重思ふまゝに敵を引受け、矢狹間を開き、弓・鐵炮にて射立てければ、寄手に手負・死人多く案に相違し、あわて騷ぐ處を隆重時分はよしと言ひて、三百餘人を率し門を開き討つて出る。敵一支もならず悉く崩れて逃退く。隆重追駈け散々に打散らされて、岸與九郎・相良新三郎を始め討ちたる

毛利勢富田へ出勢

もの十七人、岸左馬助其外手負六十餘人、漸く逃歸る。鹿之助等天野にたばかられ、物笑の種に成る事よと恐りけれども詮なし。隆重手柄比類無く候事。

隆重事、小勢にて難儀仕り候段聞召され、富落組之御鐵炮衆三十挺相添へ、深瀬六郎兵衛・奈良五郎兵衛兩人を頭に仰付けられ遣し候。又御一手衆三十人に御持筒三十挺御渡し候て、多治比の三戶右衛門允・佐東の玉木太郎左衛門兩人頭に仰付けられ、富田へ遣され候。右の衆極月晦日に富田へ著仕り候。其夜に矢杉〔安來カ〕口へは山中鹿之助、野〔乃カ〕木口へは米原平内、鹽谷口へは熊谷、其外多勢にて相働き候。御加勢衆著仕らず候はゞ大事に及ぶべく候處に、各〻著仕り候間、隆重轉堅固に城を相抱へ居り申し候事。

米原平内兵衛

雲州高瀨の城主米原平内儀、雲州再亂に付、立花より御暇下され罷上り候處に、石州濱田へ其節唐船著仕り候に付、種々買物など仕り候とて、五日滯留仕り候。夫に就き各〻も不審仕り候へば、案の如く勝久と申し談じ、此方へは逆心仕り候。又伯耆國羽衣石の城を敵かこむの由申し承るに付、南條伯耆守・山內出雲守儀、下關・勝

山在番に籠め置かれ候へば、御暇下され罷上り、南條は居城羽衣石へ別條無く入城仕る。山田出雲守は岩倉の城へ押懸け、急に攻崩し、敵六十三人討取り手柄仕り候。家人に梶屋藤兵衛・林神四郎・同又兵衛・長安神左衛門・谷川又兵衛、侍五人・中間八人討死致し候。石州へは福屋隆包打入るの由風聞に付、森脇市郎右衛門、立花より押として差上られ候處に、石見へ着仕り、三口山を城に誘へ籠居り候て、國中を穿鑿仕り候へば、隆包方より廻文を持たせ申上げ、出家を搦取り、新庄へ引かせ申し候。元春聞召され候て首を刎ねさせ、獄門にかけさせられ候。

石州銀山の服部佐兵衛・河村備前・二宮加賀守申し談じ、此節の儀なれば、元就公各、等を御疑ひ有るべく候間、雲州へ相働き元就公の疑をも散じ申すべしとて、雲州へ相働き候。此段出羽・坂など家中の者共承り相加はり候。又藝州佐東の小田助左衛門、佐東・佐西の者を催し、石州へ罷越し候て、小田を大將として、都合三千の人數にて雲州十藏より働出で、原手の向ひへ打廻り仕り候處に、山中鹿之助・立原・横地等二千人の人數にて出向ふ。隱岐隱岐守七百にて相加はる。米原平内は五百餘にて

罷出で、十町計り阻る備を立つる。銀山衆より懸つて合戰を始めけるが、雲州勢に突立てられ敗軍する。二陣の小田、七百の備も先陣の備を見て、已に崩るゝ處を折しけて下知候て折敷を競掛る敵を二三度射立て打拂ひけれども、味方も大半に討死缺落して、主從共に五六騎になり戰ひ討死し、小田首を横道權之允討取り候を後に聞え候事。

鹿之助伏を置く

山中鹿之助、立原源太兵衞、天野隆重にたばかられ、無念に存じ、自身は淨安寺中に陣を取り、富田へ打廻りの者罷出で候。道筋三箇所に伏を置いて待請け候。隆重・轉其手立を察し、夜中に物見を成す。物見伏兵を能く見て歸りて之を告げ候に付、手毎に長鐵炮を以て、早鹽の如く打廻りに出でし伏兵の眞中へ、弓・鐵炮を射懸る。伏兵の者共こらへ兼ねて逃げ候處に、山中等寺中より打つて出で戰ひ候へども、是も鐵炮に射立てられ引退く。富田方には足輕七十人を先に陣立て追駈る。牛尾源正返し合せ追駈けゝゝ申し候。富田方の足輕に神代と申す者能く働き候に付、牛尾相叶はず引退く。鹿之助等虎口の難を遁れて漸く本陣へ逃歸り候事。

伯州經悟院より勝久へ飛札を以て、早々當國御發向に於ては、各、先陣仕るべしと申送らるゝに付、勝久不日に發向有るべしと相定められ候處、隱岐爲清勝久を背き、米子町を燒立てしかば、先づ爲清を退治有るべしと定む。彼は眞野嶽を固むべし、船にて夜中に押懸り不意を討つべしとて、山中・立原・横地・杉田以下四百餘人、小船に乘りて美保關へ押渡る。爲清は山の手を肝要に固めて、究竟の者共を遣し、我身は四百計りにて美保關寺に宿陣し、敵の來るべき方へ向ふべしとて、油斷して居たる處へ、山中鹿之助・立原・遠藤・疋田二百餘にて船より上り押懸け候。隱岐兵部・中畑藤左衛門・眞野・田平等二百餘人打出でて相戰ふ。鹿之助突立てられ、美保關の明神迄逃れ候。追詰め討たんとすれども、茂りたる林へ皆逃隱れ候に付討洩し候。さ候處に、横地・松田跡船にて押付け拔駈に先勢崩れ候を聞いて、逃ぐる味方に引違ひ、隱岐守陣へ懸る。隱岐守人數は逃ぐる敵を追ひ行き、纔か五十餘人殘り居り候て防ぎけれども、終に打負けて、隱岐守は小船に乘りて海上へ退き候。山中抔も其後山林より來て一處に參集、後陣の者共手柄を感じ候。扨爲清家人ども船を心掛

け、濱の手へ退き候を、六十三人尼子方に討取りて、美保關に於て獄門に掛くる。山林へ隱れたる者をば探り出し、搦取りて四百餘人太刀を奪ひ、命を助け大根島へ追放申し候事。

吉田物語　卷第十　終

吉田物語 巻第十一

輝元出雲へ出馬す

輝元公雲州御出馬の事

元龜元年正月十六日、尼子左衞門尉勝久御退治として、輝元公御十七歳にて御出馬なり。御供には吉川駿河守元春・御嫡子治部少輔元長・三男安次郎元實後藏人家廣・小早川左衞門佐隆景、中にも又次郎殿十一歳若年に候へ共、此度御供仕り度きの旨、達て願ひ申さるゝに付、御供なり。總て御人數一萬三千餘にて候。此節御人數少く候仔細は、大友豐前へ働の由風聞に付、宗像・高橋へ御加勢のため、防・長の御人數一人も出さず候。又武田高信事、勝久に一味し、伯州へ打入るの由其聞之あり候。南條・小鴨・北谷・山田方へ御加勢を籠め遣され度く候儀に付、一人も御供相成らず候。備中殿衆も備前の宇喜田を氣遣ひ、自國一邊には治まらず候故、御供なくして御小

人數なり。御出馬以後、以の外大雷にて、同二月八日、輝元公・隆景御同道にて、漸く津賀へ御著陣候。元春御父子は御先手に付、赤穴へ御陣取り成され候處に、雲州・石州の衆出合ひ申候。御出馬前に於て吉田元就公兩川殿へ、輝元自身總大將として出馬は此度初にて候間、花々しき一戰有りて、一と手際之あり候へかしと御意に付、兩川殿も御心に懸けられ、何とぞ敵を僞り引出し、一戰成さるべしと思召し、備押陣取等小勢の様を御知らせ成され候樣に成され候。同九日には雲州多久和の城に福山次郎左衛門・遠藤神九郎・河添右京、五百餘にて籠め置き候。是を御攻取り相成ると御議定候處に、敵其夜城を明けて退き申し候。各〻聞き付け候て退く敵へ追駈け、七十餘首を取り申し候。元春の先陣杉原盛重家中高橋右京・境上監物・田原・安原、輝元公御旗本衆には南方宮内・井上民部・末國與次郎・羽仁・福原、元春御家中には朝倉市祐〔枝カ〕・小河内石見守・里見・江村・高二山・三刀屋家人坂田彦六・平賀家人赤村小內・阿曾沼家人井上源右衛門等分捕り高名仕り候。吉川衆笠間刑部已下十餘人手負ひ申し候。河添・福山等漸く富部へ逃入り候に付、山中・立原、敵の人數如何程これあ

るべき哉と問ひければ、一萬とは申せども、一萬四五千どもは之あるべしと答へ候。各聞いて臆病神が付いて、多勢と見えけるかと笑ひ申すの由に候。元春内々此邊の百姓共に金銀を取らせ置き候に付、敵方の樣子を節々告げ來り候。山中鹿之助、山々谷々に小屋をかけさせ置き、又勝久未次の土居に籠居り給ふも、人數多き樣に知らせ給ふべきとの手立なりと申す事、件の如し。

富部合戰の事

山中鹿之助・立原源太兵衞談合して、方々城々に籠め置き候人數を呼集め、六千七百の著到にて、富部表へ打出で、中山に陣取り候て、輝元公は三澤の鎌倉山へ御陣を替へられ、二月十二日、小田に一夜陣取り遊され候處に、敵富部に陣取り候通り聞召され、翌十三日富部表に御打出で候。富部の小城に森脇東市正罷居り候を、攻崩さるべしと御評定候處に、夜中に明退き味方の陣へつぼみ申し候。十四日未明より雪降り候て、敵の樣子知れ申さず候に付、木原次郎兵衞・轉右衞門允を物見に遣され

候。兩人罷歸り、敵は退散仕らず罷出で候。此方衆のも百計り罷出で候て、互に鐵炮にて迫合仕り候。

毛利勢軍議

敵は五六千計り、軍を待請け候由申すに付、元春・隆景御一戰有るべしとて、諸將召寄せられ、其段仰渡され候。兩川殿仰に、輝元公御一分初ての出馬にて候間、花々しき一戰仕り候へと、元就公御意にて候。各〻も左樣相心得申され候へ、敵是迄遙々と出でられ候事、願ふ處に勝利を得べき事は必然たれ共、味方も損ひ申さゞる樣に覺悟有るべしと仰渡され候。　輝元公御諚に、軍を始むるは、只今能き時分たるべし。敵軍食思ふ儘につかひ、備を立て設けば切崩す事輙く有るまじ、只今討つて懸れと宣ふ。

兩軍會戰

杉原盛重承り、只今の御一言元就公に劣らせ給ふべきことなし〔きカ〕、御大將と感じ、鎧を著せず馬引寄せ、眞先に見る處に、輝元公の御床机の後よりいづくともなく三十人だき程の大石をなげ落し地動き候。　諸人肝を消し候。輝元公御覽なされ、早懸つて敵陣を討破れとの御告なり。　早速懸れと下知したまふ。　敵の陣山への道三筋之あり、東の道本筋なり。　此道へは御旗本衆福原・桂・志道・羽口・兒玉・赤川以下四千餘人、其次は小笠原・平賀・檜崎・木梨なり。　輝元公御旗本は

三千七百餘人にて後陣に備へらるゝ。一の御先は吉川殿三千五百餘、其次杉原盛重、其次宍戸殿・熊谷雲伯、右の小身衆は浮勢にて、所の案内者なれば、山の峯谷へ忍入り、合戰半ばに横槍を入るべき旨仰渡され候。同二月十四日未明に、三口より敵の陣山へ攻登り、吉川殿御攻口は水谷口なり。治部少輔元長二十歳計りの若大將なれば、眞先に進み、譬ひ先陣崩るゝとも押立てに懸るべしと下知せらるゝ。此口を固め候敵の先陣は、森脇東市正・眞木與一郎・米原・中村二千餘人、妻手の方へ山中・立原以下一千五百餘、亦刀名・黑政・高尾五百餘にて後の峯に備を立つる。東口御旗本衆の攻口へ向ふ敵は、牛尾彈正・横地源助・同權之允・遠藤・日賀田一千餘、二陣は横道兵庫助・岸・秋宅・羽倉一千七百餘、富部山道に備を立つる。敵は鐵炮を二段に立つて入替り〳〵打たせ候。味方は手負・死人踏越え〳〵攻登る。爰に尼子方横地權之允と名乘りて、輝元公の御近習田門右衞門尉と互に槍にて渡し合ひて、同御近習粟屋又左衞門は權之允兄の源助と是も互に槍にて迫合ふ處、權之允田門を突伏せ首を取らんとする處に、田門太刀にて權之允が草摺を切つて落す。然れども身に當らざ

鹿之助敗軍

るに付、田門の右の手を討落し、終に田門が首を取る。粟屋又左衛門は源助に一槍を突いて槍を投げ捨て、源助と組合ひ候へども深手故、是も終に討たれ候。此競に乘りて尼子勢突いて懸る。味方衆は突立てられて山下迄引退く。森脇東市正二千五百落し合せ相戰ふ。味方打負けて元長の馬の前まで崩れ懸る。元長大に怒りて、卑怯なり返せとて、自分の五百餘の侍を押立て攻登らるゝ。元春・隆景も敵に息續せず平攻に攻登る。森脇・米原此勢に押されて一度に崩れて引退く。山中・立原入替りて防戰す。そこにて森脇・米原も取つて歸し相戰ふ。是よりは入亂れ手負・死人を踏越え〳〵戰ふ處に、峯々谷々へ忍入りたる伏勢突いて懸る。敵是を見て山佐口へ崩れて敗軍す。吉田衆も取つて歸し、牛尾等を追崩す。御本手衆轉右衛門尉は米原新右衛門を討取り、内藤彌左衛門は上田と申す者を討つて高名仕る。兒玉孫十郎・熊谷家中細迫彌三郎討死仕り候。横〔道カ〕地兵庫をば中村善左衛門見知りて討取る。馬來兄弟をば吉川殿衆江田七郎右衛門・淺原助六討取る。坂の上にて山中鹿之助・立原源太兵衞・森脇取つて返しけれ共、元春御家來境與三右衛門・山縣惣右衛門・境七郎

右衛門突いて掛りければ、各〻叶はずして退散仕り候。山中鹿之助は銀の草摺の具足を著し、諸人に勝れて大男なれば、能く見知りて、小坂城中逃さじと一里計り追ひければども、鹿之助達者にて逃延び、林の内へ隱れ候。森脇東市正は踏留り、山縣宗右衛門を投突につき候を、山縣請流し槍を迫付け候へば、谷へ飛落ち逃延び申し候。此合戰に諸手へ討取り候首數二百餘、彼山道せばく候に付、追討相成らず、此の如くに候。富田の城兵方々の通路を尼子方より差留め候に付、兵糧に盡き難儀仕り候處に、此御合戰御勝利に依つて、運を開き申し候。同日の晩には富田の籠城衆と御成合ひ候。翌日能義郡・伯州迄御存分に任せ候事。

三笠山落城の事

三月初旬熊野の城へ御陣を寄せられ候。城主熊野兵庫と申す者にて候。城山堅固の地にて輙く攻崩し候事難儀御座有るべく候て、御談合にて山下悉く苗代返し仰付けられ、其後高津葉と申す大山御座候。其山の尾崎城山の尾頭に付、城仰付けら

れ、四月十五日牛尾源正罷居り候三笠山の城攻めらるべしとて、輝元公・元春御父子・隆景御陣を寄せられ、同十六日山見として御出で成され候處に、二三の丸岸際迄今田中務・香川兵部・黑石宗右衞門・足立彥左衞門・香川兵部家來一人攻登り、塀に付龍れも手負ひ申し候。今日は敵迫合ひ仕るまじき通り仰出され候處に、拔駈仕り謂れなき儀を御意にて、御目見遊されず候。元長は御內證にて各、召出でられ、御眼前にて能き働き仕るとて御感成され候。扨十七日には當城攻崩さるべきに相極り候。其夜より仕寄り仰付けられ候間、心掛の若者は塀の手に待居り申し候。彈正弟に隣西堂と申す出家、城より罷出で、彈正儀一命御助けに成り候はゞ、降人に罷成り御先手仕るべく候。御家人に召置かれ候て、何方へ追捨てられても苦しからず、御許容に於ては彈正に申聞かすべしと申上候。聞召され候て、望に任すべしと御意に付、其申合の半ば、諸手より五人・十人塀足に付、內を見候て居り申す處に、城の西の方に小屋二三軒之あり候。是より不意に火事出來候。扨は何れの手より乘込み申し候ものと存じ、ひたひたと攻込み申し候。井上肥前一番に本丸へ乘込み候へ共、

三笠山落城

續くもの之無きに付、引取り申し候。内藤河内・今田中務・香川兵部・森脇采女續いて乘込む。牛尾郎等恩田・熊谷・岩田など申す者と相戰ひ、手毎に分捕り仕り候。恩田は内藤内藏助討取り申し候。牛尾彈正數箇所手負ひ、西堂一所に火中へ驅入り燒死申し候。其外妻子殘らず燒死申し候。雜兵どもに三百餘討取り候。右城攻の時、御本手兒玉兵庫・牛尾彈正と數刻迫合ひ、互に手負ひ名乘り合ひ候て、相退き引き申し候事。

諸所御働の事附新山御働の事

十倉落城

翌十八日に十倉に御馬を寄せられ候。此城には古志因幡と申す者籠居り、城山能く候に付、御手間を取られ、數日の御在陣入らざる儀共を御談合候て、熊野・高瀨の兩城攻取らるべしと御詮義成され候處に、井上肥前・熊野兵庫内通仕り、城を明渡し降參仕らせ、夫より大津へ御陣替へ成され候。

高佐落城

高佐の城も明渡し、高瀨へつぼみ申し候。大津より鴻巣の麓林木に御陣を移され、平田の牛崎の城を誘ひ、牛尾大藏左

衞門・岡又十郎を籠め置かれ候。元春・隆景御同道にて、高瀬表へ御働き成され、猿が森に御陣取り成され、近邊の苗代歸り仰付けられ、同廿七日、平田へ御附入りに相成り候。此高瀬の城は米原平内居城にて候。五六日も御滯留候て、平田へ御打納め遊され候。然る處に尼子方の者千計りにて牛崎城へ押寄せ候。岡又十郎・牛尾大藏左衞門打出で防ぎ候刻、杉原盛重加勢仕り候に付、敵叶はずして引退き申し候。又佐田の勝間へ尼子勢八百計り寄せ候。志道左馬助・中村内藏大夫打つて出で、一戰仕り勝利を得、大將三刀屋藏人へ討取り候。其後も尼子衆打出で申すに付、勝間表の儀心元なく思召され、元春より森脇若狹守に人數二百計り附け候て、彼表見物に差越され候。益田衆も百計り罷越し候。若狹守先様の樣子能く見聞き仕り罷歸り候時、森脇東市正・平賀嘉兵衞七百計りにて追駈け申し候。若狹守數度取つて歸し、追拂ひ罷退き味方を救ひ申され候。又尼子衆滿願寺の城を討たれ、佐田の鄕より船にて高瀬へ兵糧を籠め候に付、吉川式部少・岡又十郎を遣され候。船にて追合ひ敵船打破り、數人討取り手柄仕り候。雙方共に手負數多之あり候事。

新山の山下へ御働き候て、五日御滯留有りて御退き遊され候處へ、城より附送り候。此時天野隆重・轉輿惣右衞門も罷出で候に付、隆重御家來衆同然に取つて返し、新山衆を六十餘討取り申し候。中途三夜陣遊され候て、翌日は平田へ御討入り成され候。高瀨の麓に附城仰付けられ、右の趣委細に吉田へ御注進候へば、元就公御機嫌大方ならず候。天野隆重へは能美郡にて三千貫、御感狀に相添へ遣され候。轉輿三右衞門へは島根並に隱州飯田郡引合せ千三百貫を遣され候。兩人儀御褒美淺からず候事。

輝元公御歸陣の事附尼子勝久末次の土居攻の事

雲州の敵城、或は御攻崩しに成り、或は降參、漸く二三箇所拘へ申し候。敵に勢も御座なく候に付、元就公の御心添として、輝元公・小早川殿・吉川元長御同道にて、同八月下旬、平田より御馬を吉田へ入れられ、御歸り遊され候。吉川元春御一人六千餘の御人數にて、御跡へ御殘り成され候。其年は神西の小城にて御越年成され候。

羽倉城合戰

然らば十倉の城主古志因幡守事、御詫言申し降參仕り候。さ候處に羽倉の城へ山中鹿之助・横地兄弟一千餘にて取懸り、急に攻め申し候。城よりも井上源右衛門・中島善左衛門等打つて出で防戰仕り候へ共、小人數に候故、外構の小屋燒立てられ防ぎ兼ね候。此段聞召され候て、元春後詰成さるべしと仰出され候處に、益田越中守、我等罷越し申すべしとて、一千餘を引率し卽時打立ち候。三刀屋・三澤も續いて打立つ。益田勢一番に馳付き、山中鹿之助陣所へ切つて懸る。鹿之助負けて引退く。三刀屋・三澤も追駈け、數十人討捕り申し候。益田働にて城の者共運を開き候事。

勝久末次の土居にて敗軍

勝久家老共を召集め、輝元・隆景藝州へ御歸陣成され候。當地には元春御一人殘り候。敵小勢なれば打つて出で、所々働くべしとて談合せられければ、各〻然るべしと同じ、同年十月三日、四百餘人の人數にて口山を打立ち、同五日の早天より末次の土居を攻め申し候。此城には河口刑部少・北嶋四郎三郎を籠め置かれ候。此者共身命を惜まず防ぎ申し候。此樣子元春聞召され、手勢五百にて卽時打出でらるゝ。杉原・三刀屋・南條・三澤・益田跡より馳著き、都合五千餘にて其日の暮方に末次へ押付

けられ候。尼子衆も後詰を待請け居り申し候故、各〻一戰仕るべしと申し候へども、元春差留められ候。明日敵の退口を取切り、尼子の根を斷つべしと思ひ給ひ、南條・山田に一千餘にて敵退口の道を取切り候へと仰渡され候。然る處に山中鹿之助諫め候て、其夜勝久敗軍致され候。夜半過ぎ候へば、敵陣の篝火も次第に消え申し候を各〻見候て、物見を掛け見せられ候へば、一人も殘らず退散仕り候。夫に就き翌日は新山の麓を放火し、三日御在陣候へども、敵出合ひ申さず候に付、南條・杉原を殿に仰付けられ、新山表を引拂ひ、御陣を高瀨へ寄せられ候。此城主は米原平内左衞門綱廣と申す者にて候。一旦御味方に成り候て、此度尼子方へ成り申すに付、一人も殘らず御討果し有るべきとの儀にて、已に明日討果さるべしと御議定候處に、其夜城を明けて、新山へ歸り申し候。何者の詠にて候哉、一首の狂歌を札に書いて立つる。

春風に吹き落さるゝ高瀨船綱廣されてしづむ米原

高瀨落城に付、神西の城攻めらるべしとて押懸る處に、是も明退き、因幡へ落ち候

由に付、其後山中鹿之助七百計りにて神西へ入替り、近所働き候通り注進に付、元春山中を討果すべしとて、御出馬候刻、風氣御煩にて御延引成され候事。

元就公御他界の事附御遺言の事

元就公元龜二年未年六月十二日より御不例に付、樣々御養生遊され候へども、御叶ひ遊されず、同十四日御歳七十五にて藝州高田郡吉田御城にて御他界遊され候。輝元公・小早川殿、其外御息方・御一門中・御家老衆御悃情大方ならず候。さりながら吉田に御座成され候御方には、御末期の御心添へ成され御奉公候。吉川殿・宍戶殿・口羽通良は雲州御在陣に付、御末期に御逢ひ成されず候事。

御法名日賴洞春大居士と申し奉り候。御引導は備後三原妙法寺の住持萬年和尙なり。此萬年和尙は、都東福寺立の僧なり。博多聖福寺に住し、其後妙法寺の住職なり。三年の御法事迄は三原の巨眞寺にて御執行之あり、御三年に當つて洞春寺御建立成就候て、萬年和尙を住職に仰付けられ候。博多の聖福寺は佛心宗來朝有り

て始めて建立の寺なりと云々。

元就公御煩付き遊され候四五日以前に、諸神へ神馬御進納成され候。定めて御家御運長久の御祈願たるべく候。左樣御座候て後、輝元公・其外御息方・御一門中・御家老衆悉く召寄せられ御意候は、我等事多治比に罷居り候時は、三百貫の所領を下され、誠に纔の身上に候處、幸松殿早世の節、各〻當家を大切に存ぜられ、其筋目を違はず我等を家督に備へ、忠信淺からざるに依りて、唯今は十箇國の國を切取候。中國の儀は言ふに及ばず　畿內・四國・九國の衆迄此方へ使者を以て、何時にても元就御出馬には馳走仕るべく候旨申越し候。斯樣に成り行く事も全く元就手柄に非ず、偏に一門・家老中、其外の手柄を以て此の如くなり。夫に就き安藝・備後・周防・長門、此四箇國手に入りて後、大小身共に諸士は言ふに及ばず、足輕共に至る迄、手柄の甲乙を糺し、討死候者の跡を穿鑿し、殘りなく加增の地遣し候。其後又尼子家を隨へ、石見・出雲・伯耆・因幡・隱岐・美作・備中、此七箇國を手に入れ、一門・家老、其外下々迄手柄仕り候者共へ、加增一同に遣し候。此の如く二度ならでは新地加增遣

さず候。此已後も大國數多切隨へ候へば、其上を以て諸士の手柄の上中下を穿鑿仕り候事一大事にて、一門衆・家老中、其外大身なる者、或は側本に召仕へ候者の兄か弟か、叔父か甥か、又は親族緣者の手柄は能く聞え、左樣の緣もなき外樣の者、殊に小身なる侍の手柄は、上の手柄は中に成り、中は下に成る。甲乙亂りなるなり、穿鑿候て知行を遣し候時は、緣引之無き外樣者は、一命を的に懸け、手柄をしても詮なしと存じ、家中の諸士大將を恨むものなり。左樣に成り候ては、鋒先弱く成りて弓箭は取られまじ。まして氣に逢ひ候とて、若年の者共、何の手柄も仕らざる侍に、むざと新地加增遣し候時は、毛利家は斷絶仕り候と、下々迄存ずべき處疑なく候。譬へば手柄なる高名仕り候者にも、時々褒美は所々遣すものに候。新地加增は高名場數の功を以て遣し候儀、本意にて候。さりながら大國數多持ち候て、旗本にて合戰仕り候事稀なれば、旗本の諸士手柄仕るべき場所之無く候故、常々奉公にても、其の者忠信有りて諸人の上に置くとも、缺目有るまじくと見屆け候はゞ、新知加增をも遣し候て取立て申さるべく候。武家に於ては軍役第一の役儀なり。其第

一の軍役を能く働き、一命を投げ戰忠を遂ぐるものに引較べて、夫々准ずる程の者ならば、戰場の手柄なくとも、知行を遣し取立て候事本意に候。以來當家の大將たらん人、我等此の如く申し置き候儀を非に見て、諸士の手柄の甲乙最屓々々に穿鑿して、新知加增を遣し、或は戰場の功なき者共、當分氣に合ひたるとて、何の穿鑿もなく知行を遣し候事努々有るべからず。總て先代の仕置を替へ、我儘なる新法を立てらるゝ事、是大將たる人の奢より出づる處なり。其仔細は先祖代々の法式を、昔風は古流なり、當世流こそよけれとて是を改め、諸士の愁へ、民百姓の困窮をも辨へず、屋作を結構にし遊樂を好み色に耽り、何事に付けても入らざる事に金銀を費し候事、先祖へ對し大不孝の至りなり。茲に因て天道に惡まれ神明の御罰を蒙り、家を亡し惡名を末世に殘さるゝ事、疑ひ有るべからず。家老としては少しも奢る處なく、私欲を離れ、主人に右の如くなる惡しき心出來し時は、諫めて止めさせ、諸士の愁、民の困窮なき樣に仕置を仕り、假初にも諸人の主人を恨まざる樣に心を遣ひ、能者を見立て、主人に能く申聞かせ取立てさせ、物の頭人をさせ、側近く遣は

せ候様に仕る事は、誠の忠臣なり。右の通り相心得申すべき由仰聞かされ候へば、各〻一同に有難き御意にて、末々忘却仕るまじき様に覺悟の由御請仰上げられ候由に候事。

元就の逸話

元就公御十一歲、吉田の御土居に御座成され候節、井上古河内守處へ客僧念佛の大事を授け申し候に付、大方殿元就公をも御同道成され候て、念佛の大事を御傳受遊され候。其時元就公ゟ御請け遊され候由に候。日輪御信仰の儀を彼僧傳授仕られ、

元就の信仰

御一生の間朝日に御向ひ成され、念佛十遍御唱へ成され、御日待・御月待毎月御懈怠なく御行ひ遊され候。御法名を日賴と申し奉り候由來も、右の仔細に候。其後相傳事終り、右の僧退出仕るに付、御留め成され彌〻念佛の儀御尋ね有るべしとて、追付人を御出し成され候へども、何方へ參り申し候や、行方見え申さず候。件の客僧法華宗にて御座候哉、又日輪御信仰に依りての儀に候哉、井上相模守・中村孫右衛門を御名代の法華宗に仰付けられ候。夫に就き右兩人の家は代々法華宗にて御座候事。

聖德太子、守屋大臣におそはれさせ給ひし時、口候うつぼに御隱れ候て御運を開か

るゝ由に候。其時口を以て御作り成されたる毘沙門の像、元就公御所持御信仰なされ候。定めて彼僧進上申され候哉、別に御封じ成さるべく候や知り申さず候事。

又雲州へ御出馬の刻、錦の袋に入れたる一巻の書、誰人の置きたるともなく、夜の間に御具足櫃の上に之あるに付、御不審に思召され、御披見遊され候へば、軍法體書數箇條之ある卷物にて候。定めて軍神御勅宣たるべしと有難く思召され候。常には御拜見を恐れ御愼み成され、口の三箇條は人にも御見せ成され候樣に遊され候て、奥は明き申さゞる樣に御認め、件の袋に御納め遊され御信仰の事。

歌道の達者・亂舞の藝者・盤上立花の上手、其外道々の名人共、吉田へ御見舞として罷下り候。孰れも相當に馳走仰付けられ、忝く存じ奉り候樣に遊され、自然には召出され、道々の藝持ち遊され、御見物候へ共、御子樣方・御家老衆、其外御心安き衆へは、御內證にて此の如きの小藝面白候ても頓著は之なき樣にと、御意成さるゝ由に候。左樣にて御座あるべく候。御自筆に遊され置き候御什書の內に、藝も入らず、能も入らず、遊も入らず、花も入らず、何もかも入らず、只日夜共に武略・智略・計策・

元就と儒教

元就の行狀

調略・工夫肝要に候と遊されたる處御座候由に候事。

高倉殿御舍弟兵庫頭殿を京都より御呼下し成され候て、吉田に住宅仰付けられ、儒書の講釋折々聞召され候へ共、さのみ御物讀抔にも、御頓著は遊されず候。然れども仰出され候儀、本文に違ひ申さず候に付、近き者悦び則ち遠きものは來ると申す如く、御分國は申すに及ばず、敵國・他國の者迄靡き隨ひ申し候。御近習に召仕はれ候衆への御愛憐、尤も左も有るべく御座候。遠國遠里に罷在候衆御對面に致し、出で伺ひ候時は、取分け忝き御意にて、山家の者へは方角の道筋、嶮難の樣子、脇道の遠近民の困窮仕りたるか、又有付きたるかと御尋ね成され候。敵國境目の者へは、敵地の取沙汰御尋ね候。海邊の衆へは船路の樣子、浦の島にて船數に至るまで、委細に御尋ね成され候。罷出で候ものは、御意の忝なさに具に樣子を申上げ候に付、自他國の儀共能く御存じ成され候。人は言を以て誠を申す如くに、其仁の申す樣を以て、賢・不肖、剛臆・利鈍、直・不直とも能く御見付成され、其者に應じて御用仰付けられ候故、成就仕らずと申す事御座無く候。夫に就き御弓箭のはか行き申すを取

沙汰仕り候事。

唐の兵書御稽古も遊されず候へ共、武略・智略・策略の御調略、少しも和漢の兵書の旨に違ひ申さずとの儀に候。 晝夜の御工夫御油斷遊されず候故、御一心の御悟り自然と開き申し候と取沙汰仕り候。 御一生の內、夜をとくと御寢成り申さず候。御枕元に燈火御硯紙置かせられ候て、諸所へ御調略又諸境目の衆へ、御書御案文每夜遊され候事。

遠國御調略なさせられ差越され候者共、道中或は先様にて様子に寄り、咎められ候事之ある時、種々僞りを申し拔け懸け持ち仕り候て、辛き命を助かり罷歸り候道筋を存じ候はゞ、武士の奉公程難儀なる者はなし。 早速御理り申上げ所帯を子供に讓り隱居致し、山中抔へ引籠り渡世仕るべしと存じ極め、罷歸り出伺ひ仕り候へば、則ち御目見遊され、先様の様子御尋ね成され候時、難儀に遇ひ候段を申上げ候へば、御落涙成され候て、種々忝き御意を遊され、御褒美物抔御手自ら下され候故、只今迄存じ極めたる心底に引替へ、又明日にても御用仰付けられ候へば、何國迄も參る

べしと存じ候樣に御座候由、相語り申し候事。

輝元の元就評

輝元公御出語に、大將たる者は、人の目利能く仕り候時は、形に影の添ふが如くなる臣下出來申すものと申し傳へ候。左樣も之あるべく候。元就公萬事御談合人の內、兒玉就忠を召出され、境目の衆へ御音信の儀仰付けられ候時、此衆へは久しく音信も之無く候。何にても彼地珍らしき物一兩種支度仕り候へと御意候へば、就忠承り、御意の如く此者共へは久しく御飛札遣されず候に付、彼地珍らしき物是を支度申し付け置き候。御書御調へ遊され、御使者仰付けられ候へば、然るべく存じ奉り候と每々申上げ候へば、其家々への相應の御使者、又は御飛札仰付けられ候由、御心安き衆へ御申し聞かせ成され候。右の通り諸境目に差置かれ候衆中、御譜代先方の御隔もなく、忝く存じ奉り候樣に連々仰通され候故、先方衆城下より先へ、御人數遣され候事御座候時は、先々と御馳走をこそ仕り候へ、逆意少しも御座なく候故、諸勢心易く往來仕り候事。

元就と歌道

元就公如何樣の儀にも、御頓著は遊され候へども、御歌・御連歌をば、常々遊さるゝ

に付、御一生の內の御詠歌・連歌の御發句・御附合の御句など御書集め成され置かせられ候を、輝元公御代の聖護院殿、吉田へ御下向の刻、御見せ成され候へば、御作意淺からざるの由御褒美成され候て、御上京の節、御隨身成され、三條西殿・紹巴へ御見せ候へば、御兩人も中々殊勝なる御作意と候て、御感にて候。聖護院殿より御願ひ成され候へば、則ち御批判の御筆を添へられ差下され候。此御詠草兩札御納戶に御座候由に付、其御詠草の內、或る年の春山路を御通りに成り候處に、谷峯の櫻數々咲きけるを御覽候て、「恨むなよ心にもるゝ花もなし」と、御發句遊され候。誠に遠境の民を、御愛憐深き御志あらはれ、此御發句を承り候程の者共、有難く存じ奉り候。又御詠草の中に、

青柳の糸繰出す其上は誰が小手卷のはじめ成るらん

と遊され候。此御歌を兩殿も御褒美成され候。禪法も惠心國師の御弟子に成させられ開召され候由の事。

永祿四年元就公御歲六十七の御時、隆元公・吉川殿・小早川殿に十四箇條、又三箇條

小田木工覺書

毛利の苗字を永續すべきこと

三家の和合を覺す

又御自筆に遊され候て、御異見の御書進められ候。輝元公御讀ませ成され候時、拜見仕るに付、覺え申し候處を書き申し候と、小田木工と云ふ老人の覺書に之あり、左に之を記す。

一、幾度申候ても、毛利と申す名字之儀、隨分末代迄もすたり候はぬ樣に御心懸肝心までにて候。〱。

一、元春・隆景の事、他名の家を被レ續候事に候。雖レ然是は誠に當家の者にて社候へ、毛利の二字あだ疎に思召御忘却候ては、無レ由事に候。申すも疎にて候。〱。隨申事舊候。以申候。三人の中少にてかけご阻も候ば、只々三人の滅亡と云々思召候。餘の者には取分可レ替候。我等子孫と申候はん事は、別て諸人の惡れを可レ蒙候間、跡先にて社候へ、壹人・貳人かゝはり候ては、何の用にすべく候哉、不レ能レ申候。

一、隆元の事は、隆景・元春を力にして、内外根共に可レ被二申合一候。於レ然は何の仔細可レ有レ之候哉、又隆景・元春事は、當家だに堅固にて候はゝ、其力を以て家中々々如レ

存分可被申付候。〳〵。只々いかに〳〵我々等が、家中々々と如存分申付候共、當家弱く成行候はゞ、人々心持可變候條、於兩人も此心得肝要に候。〳〵。此間も如申候。元春・隆景違ひ候事候はゞ、隆元偏に〳〵親氣を以て、毎度堪忍可有候。又隆元違候事候共、兩人の御事は、御隨ひ候はでは不叶まじきに候。〳〵。兩人事爰許に御入候は、福原・桂抔上下にて何と成とも、隆元下知に御順候はでは叶間敷候間、只今如斯に候とても、只内心には御ひつそくたるべく候。〳〵。孫の代迄も此しめし祉あらまほしけれ。〳〵。左樣に候へば、三家數代を得たるべく候。斯樣に祉有度物に候得共、末世の事に候間、其段迄は難及候。さりとては三人一代づつの事は、此心持に候はでは、名利の二つを失ふべく候。〳〵。妙玖への御弔も御届も是にしくまじく候。御箇條十四箇條候へども、委細覺不申候。又追て被進候三箇條の御書の御端書に、卷物の内に可申候得共、此儀三人の爲には守にも増る事に候間、別紙に申候。三人の間露塵程も、惡樣に成行わろく思召候は、早々滅亡と可被思召候。〳〵。唯今當家のためは、別の守も思惟も有間

敷候。〱。此儀定のかため御方兩三人の爲には不ㇾ能ㇾ申、子供迄の守たるべく候。張良が一卷の書にも増り可ㇾ申候。如ㇾ今三家無二に候はゞ、乍ㇾ恐國中の人々にたばかられ間敷候。〱。他家・他國の恐れさのみ有間敷候云々。猶々妙玖被ㇾ居候はゞ、斯樣の事は被ㇾ申候つるに、何迄も〱一身の氣遣と存計に候。〱。如ㇾ此御端書尙々之を書き遊され候て、三箇條の御書立進められ候。永祿四年霜月廿五日の御日付、隆景・元春進じ候と之あり。御上包の上は、隆元參、右馬頭元就と之あり。右箇條物拜見にて、則ち御請御三人御連判にて差上げられ候。源七郎と宛て。是は平佐なり。

元就巧に臣下を用ふ

元就公御常住の所に、餠・酒絕えず御置かせ成され、御城下の小身なる侍共、御小人頭其組の者共、或は地下人等迄懇に遊され候者共、時々景物花或は菜園物、其外鳥魚抔持參仕り、御機嫌伺に罷出で候刻、御對面遊され候て、此間御望に思召され候一種差上げ、別して御滿足に成り候。則ち御料理に仰付けらるべく候。扨其方は上戸か、又酒給べ申さず候哉と御尋ね成され候時、御請に、御酒給べ申し候と申上候へば、扨は酒給べ申し候哉、酒を給べでは寒中に凌ぎがたく、水を

わたる軍中にては云ふに及ばず、音譜のなかをやり、酒程重寶なる物はなし、一つ給べ候へと御意なされ候て、御酒遣され候。又下戸にて少しも給べ申し候事出來ずと申上候へば、扨は下戸にて候哉、酒を給べ候へば、人の氣を怒らせ、申すまじき事を申し、酒程惡しき物はなし、餅を給べ候へとて遣され候に付、下々に至る迄忝く存じ奉り、しみ〴〵と存じ付き申す樣に遊され候。總て大將たる人、御位階高しとて、下司遠くならせられ、御詞をも召仕はれ候人に品限り有りてかけられ、其以下には御詞も懸けられざる樣に候ては、下の者は奉行頭人を主人の樣に存じ、常々御恩を蒙り、渇命繫ぎ罷居り候主人をば、奉行衆頭人の半分も貴く存じ奉らず候に付、自然候時も御用に立つ者少なし。斯樣の儀共能々御考へ成され候哉、右の如く御座候由古き衆申し傳へ候事。

或時郡山の下の町を、御打廻りの爲め夜に入り御通り成され候處に、小家にわらはべの聲にて、御城の方へ跡をなすまじき哉と、親に問へば、親聞いて、神より佛より貴きは殿樣なり。早曉の如く寢よと申し候を聞召され、扨はあの如くなる小家の

百姓迄御爲を存じ奉り候哉と思召され、御滿足遊され、右の百姓を召出され、田畑如何程作り申し候哉、御尋ね候へば、三反作り申すの由申上候へば、則ち作り取りに仕り候へと仰付けられ候。是に依りて又古き衆申し傳へ候事、元就公御一生の內奇特なる儀共多き御大將にて御座候通り、輝元公御心安き衆へ其樣子を仰聞かるゝを、少々承り、又古き衆中元就公御一代の儀共、千に一つ覺え候て申し傳へ候儀ども承り書付けし平人の私式故、聢と覺えも仕らず候儀を、此の如く書き記し候事、誠に勿體無く御罰も恐れ多く存じ奉り候へども、只今さへ以前の儀存じたるもの稀に御座候故、末々の子孫に成り候ては、忝き御心入の御厚恩を、努々存ずまじくと存じ、身の過ち是又天罰をも省みず少々書き申し候事。

右の條々は、輝元公御心安く召遣はれ候御右筆に、小田木工といふ老人、子孫の爲に覺書仕り置き候を、爰に書記し申す處件の如し。

吉川元春伯州御出馬の事

元春伯州に向ふ

元春は元就公御他界の御到來聞召され、吉田へ御歸り成され御燒香など成さるべく候と思召され候へ共、伯州の經悟院勝久へ申通じ候者、小身者にて候へども與黨集り居り候に付、むづかしくてはと思召され、各々を召集められ、元就公の御逝去歎きても甲斐無く候。一七日の追善に伯州へ打つて出で、經悟院を討果すべく候。元就公への志之あるに於ては、一手際仕り給ひ候へかしと仰渡され候。各々一同御尤千萬に存じ奉り候と御請け申され候。玆に因りて同二十日、三澤三郎左衞門・三刀屋彈正左衞門・杉原彌八郎・南條入道を初として、雲・伯の勢殘らず罷出づる。其外宍戸殿・熊谷・佐波・口羽都合六千餘にて高瀨を打立ち給ふ處に、山中鹿之助事、元春伯州に出馬に於ては、人數を集め經悟院を申合せ、しと積り、伯州の末石といふ小城海端に御座候。是に罷出で候幸の儀に候。鹿之助さへ討取り候はゞ、雲・伯の御隙明き候とてれ、大山へ御取懸り候と披露ありて、末石へ御取掛り成され、柵を付、柵際に諸勢詰寄せ候。城の土手高く候て、俄に樓を三

鹿之助降を乞ふ

鐵炮を御打たせ礫を投込むに付、鹿之助遁れ難く存ずる程に、御詫言申しされ、田畑に成下され候はゞ、新山へ御先手仕り、勝久並に四郎殿事を討果し、其上伯州へ取り御先を仕るべく候通り、宍戸殿・口羽通良を頼み候て懇望仕り候。元春先づ城を請取り、其上にて首を刎ねらるべきの由仰せられ候へども、兩人衆達て御斷に付、兎角御弓箭のはかゆき申す樣に成され然るべく候。備前の浮田並に浦上事、勝久へ內通候に經悟院へ元春働き申され候は、人數五千にて、加勢仕るべきの通り誓約仕り候儀紛れ無く候。元就公は御他界と申し、旁〻以て此筋早々御隙明け候樣にと、再三申さるゝに付、先づ兩人御預けられ成さるべしとの儀にて、鹿之助下城仕り候。其後兩人取持ちを以て、輝元公御被官に成され、周防德地にて千貫、伯州にて千貫、合二千貫の地宛行はれ、元春御目見仕り候。高尾〔尾高イ〕の宿仰付け置かれ候事。

山中鹿之助缺落の事附尼子勝久雲州退散の事

杉原盛重は病氣に付、末石へ御供仕らず。鹿之助儀附け置かれ候段承り、兎角缺落

仕るべく候とて、葛まふ・三柳に人を附け置き待たせ申し候處に、鹿之助より勝久へ遣し申し候飛脚をとらへ、穿鑿仕り候へば、書物を持參仕り候。其趣は末石難儀に及ぶに付、一先づ降參仕り候。兎角缺落仕るべく候間、御待ち成され候。新山に御座成され候儀成させられず候はゞ、隱岐へ御退き成さるべく候。時節を以て切返し申すべしとの文體なり。其書狀を元春へ送り申され候。元春より隆家・通良に御見せ成され候へば、是は盛重、分別違ての作り狀たるべしとて、却つて笑ひ申さる。然れども鹿之助に番衆をば附け置かれ申さるゝ處に、鹿之助己が股を突き血を出し、痢病相煩ひ候通り申し候て、晝夜數十度通ひ申し候。番の者初めは念を入れ申し候へ共、後は草臥寢り油斷仕り候節、雪隱の樋をくゞり缺落候て、大山の麓を通り、美作へ逃げ申し候。夫に就き搦め置き候飛脚に、右の書狀を添へられ、兩人衆へ元春より遣され候。兩人も兎角の申され樣も之無き仕合せに候。鹿之助武勇は申すに及ばず、一番男にて平人より、乳より上程高く御座候由に候。器量・骨柄勝れたる侍に候故、男振にほれられ候て、此の如くに之あるべく候。右の飛脚をば盛重

勝久雲州を退散す

へ遣され候へば、路料を取らせ追捨てられ候事。

吉川元春は宍戸安藝守・口羽下野守・杉原播磨守・南條入道・三刀屋・三澤を先陣として、七千餘にて新山へ押寄せらるゝ處に、勝久叶はずして、同八月廿五日、新山を落ちて、すたれ岳と云ふ所へ遁れ候。元春續いて追駈けらるゝに付、香賀の桂島へ船にて退き申し候。又兒玉内藏大夫數艘の船にて追駈け候へば、夫より隱岐國へ渡り、隱州より上方へ差上られ候。斯樣成り行き候に付、雲・伯・隱岐・因幡と四國御手に屬し申し候事、件の如し。

吉田物語巻第十一　大尾

此物語は、御當家古老の書き置きたる舊記を集め、或は數箇所の城を攻取り給ひ、或は數箇度の御合戰、御勝利の場に於て、分捕り高名の諸士へ下し置かれたる御感狀を拜見し、又は御分國中神社・佛閣へ差出さるゝ所々御詫の御證文を考へ、次には不同軒是閑〔頭書〕私に記す不同軒月外是閑居士は周布吉兵衛長次後苗字改ニ杉岡ニ今周布勘解由兼寛家也　天保十一庚子月日　愚父記し置きたる遺言を以て、御先祖樣より以來、元就公御一代の儀、誠に九牛の一毛たると雖も書き集め、十二冊吉田物語と號し畢ぬ。明君の御行跡、殊に御弓箭の儀ども、凡夫として書記す事、天罰恐れありと雖も、御德化の、遠き孫に至る迄、行はらし有難さを、予、子孫に知らしめん爲に、身に於ける罰を忘れ、筆に任する事、斯の如し。偏に老耄の誤れるを隱し、世の嘲りを厭はゝ、全く他の披見を許すなかれと云爾。

杉岡權之助房里

〔頭書〕私に記す就房は長次の五男秀就公御小性賜別知只今周布政之助家か

大正七年六月廿五日印刷
大正七年六月廿八日發行

國史叢書　吉田物語　二

定價金一圓二十錢

編輯兼發行者　國史研究會

右代表者　今村勝一
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地

印刷者　楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所　友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所　東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會
電話番町四一六六番